

官報

号外

平成六年六月二十一日

○第百二十九回 衆議院會議録 第二十九号

平成六年六月二十一日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成六年六月二十一日

正午開議

- 第一 健康保険法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 第二 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第三 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第四 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 第五 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 第六 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 第七 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

- 第八 水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 第九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十一 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十三 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険補給事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十五 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第十六 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

科学技術會議議員任命につき同意を求めるの件
宇宙開発委員會委員任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員會委員任命につき同意を求めるの件

の件

- 漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件
運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件
日程第一 健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第三 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 日程第四 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第五 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第六 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第七 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件
- 日程第八 水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)
- 日程第九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十一 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十二 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第十三 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

する法律及び簡易生命保険補給事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十四 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十五 船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

午後零時三十分開議

○議長(土井たか子君) これより会議を開きます。

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

宇宙開発委員会委員任命につき同意を求めるの件

公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

運輸審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(土井たか子君) お諮りいたします。

科学技術会議議員に高須美子さんを、

宇宙開発委員会委員に末松安晴さんを、

公害等調整委員会委員に武石章さんを、

運輸審議会委員に池尻文二さん、上原宜成さん、

坂井益郎さん、佐藤一誠さん、土屋孟さん、

藤野慎吾さん、松井規矩雄さん、山下ミヤ子さん

及び渡邊行雄さんを、

運輸審議会委員に石川雅嗣さんを

任命したので、それぞれ本院の同意を得たいと

の申し出があります。

まず、科学技術会議議員及び運輸審議会委員の

任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛

成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、いず

れも同意を与えることに決まりました。

日程第一 健康保険法等の一部を改正する法

律案(内閣提出)

日程第二 原子爆弾被害者に対する特別措置

に関する法律の一部を改正する法律案(内

閣提出)

日程第三 地域保健対策強化のための関係法

律の整備に関する法律案(内閣提出)

○議長(土井たか子君) 日程第一、健康保険法等

の一部を改正する法律案、日程第二、原子爆弾被

害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正

する法律案、日程第三、地域保健対策強化のため

の関係法律の整備に関する法律案、右三案を一括

して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生委員長加藤万吉

さん。

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報

告書

原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律

の一部を改正する法律案及び同報告書

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関

する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○加藤万吉君登壇

ただいま議題となりました三法案

について、厚生委員会における審査の経過及び結

果を御報告申し上げます。

まず、健康保険法等の一部を改正する法律案に

ついて申し上げます。

本案は、療養の給付に係る規定の整備、訪問看

護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児

一時金の創設等、利用者本位のサービス提供体制

の整備等のため医療保険制度の改正を行おうとす

るもので、その主な内容は、

第一に、入院時の看護は医療機関が提供すべき

ものと明確に位置づけ、付添看護療養費は、原則

として平成七年度末まで支給できるものとするこ

と、

第二に、疾病または負傷により居宅において療

養を受ける状態にある者に対する訪問看護事業を

制度化し、訪問看護療養費の支給について規定を

すること、

第三に、入院時食事療養費を創設し、その標準

負担額について、平均的な家計における食費の状

況を勘案して厚生大臣が定める額とすること

等であります。

本案は、去る六月一日付託となり、同月三日大

内厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月八

日質疑に入り、十日には参考人の意見を聴取する

等の審査を行い、去る十七日の委員会において質

疑を終了いたしましたところ、自由民主党、改新

日本社会党、護国民主連合、公明党及びさきが

け・青雲・民主の風より、入院時食事療養費に係

る標準負担額は平成八年九月三十日までの間六百

円とすること、並びに医療保険制度及び老人保健

制度について、この法律の施行後三年を目途とし

て、給付及び費用負担のあり方等に関して検討が

加えられるべきものとする等、修正案が提出

され、採決の結果、本案は五派共同提案の修正案

のとおり多数をもって修正議決すべきものと決し

た次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し

ました。

次に、原子爆弾被害者に対する特別措置に関す

る法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、原子爆弾被害者の福祉の向上を図るた

め、平成六年十月以降、医療特別手当の額を十三

万五千四百円に引き上げるとともに、特別手当、

原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当

の額をそれぞれ引き上げようとするものでありま

す。

本案は、去る五月二十日付託となり、六月十七

日大内厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、昨

日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、

全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと

議決した次第であります。

最後に、地域保健対策強化のための関係法律の

整備に関する法律案について申し上げます。

本案は、終戦直後につくられた現在の地域保健

対策の枠組みを抜本的に見直し、国、都道府県、

市町村がそれぞれの役割を分担し、地域保健対策

の総合的な推進、強化を図ろうとするもので、そ

の主な内容は、

第一に、現行の保健所法の名称を地域保健法に

改め、地域保健対策推進の理念や地方公共団体及

び国の責務を定め、地域保健対策の基本指針を定

めること、

第二に、エイズ対策、難病対策、市町村への支

援などを法定化し、保健所の機能強化を図ること

と、

第三に、三歳児健診などの母子保健事業等を市

町村が行い、その実施拠点としての市町村保健セ

ンターを法定化し、設置費用に対する国庫補助を

創設すること、

第四に、診療所、医薬品の一般販売業等の許可

や届け出受理等の事務を保健所設置市に移譲する

こと

等であります。

本案は、去る五月二十六日付託となり、六月十

七日大内厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、

昨日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、

多数をもって原案のとおり可決すべきものと

議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決し

ました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。まず、日程第一及び第三の両案を一括して採決いたします。

日程第一の委員長の報告は修正、第三の委員長の報告は可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり議決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第五 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第六 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

日程第七 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(土井たか子君) 日程第四、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第五、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第六、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

条約の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第六、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、日程第七、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、右四件を一括して議決いたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長菅直人さん。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

年の基金条約」が作成されておりました。その後、昭和五十一年四月、国際通貨基金が金の公定価格を廃止し、金にかわる新たな基準として特別引出権(SDR)を採用したことに伴い、同年十一月、同機関において、両条約で金額をあらわす単位として使用されている金フランをSDRに改めること等を内容とした「六十九年の民事条約を改正する議定書」及び「七十一年の基金条約を改正する議定書」が作成されました。

これら条約、議定書の作成後も大型タンカーによる大規模な油汚染事故の発生により、被害総額が現行条約の限度額を大きく上回る事態となりました。これを踏まえ、現行条約の見直しが行われた結果、平成四年十一月、国際海事機関において、賠償、補償の地理的適用範囲を領海から二百海里以内の水域等にまで拡大すること及び船主の責任の限度額、国際基金の補償の限度額を引き上げること等を内容とした「九十二年の民事及び「九十二年の基金」の両議定書が作成されました。

以上四議定書は、五月二十日外務委員会に付託され、六月八日平田外務政務次官から提案理由の説明を聴取し、去る十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、四議定書はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 四件を一括して採決いたします。

四件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。よって、四件とも委員長報告のとおり承認することになりました。

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

日程第八 水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)

日程第九 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十 建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第八、水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案、日程第九、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案、日程第十、建築基準法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長鳥居一雄さん。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案及び同報告書

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔鳥居一雄君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔普通人君登壇〕

○議長(土井たか子君) 千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

ちに採決を行いましたところ、全会一致をもって
原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、参議院送付の二法案について申し上げます。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定
建築物の建築の促進に関する法律案は、不特定多
数の者が利用する建築物について高齢者、身体障
害者等による円滑な利用の促進を図るため、国に
よる建築主の判断の基準となるべき事項の策定、
都道府県知事による指導、国及び地方公共団体に
よる支援のための措置等を講ずるとともに、高齢
者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に係
る建築基準法の容積率の特例等所要の措置を講じ
ようとするものであります。

建築基準法の一部を改正する法律案は、市街地
における合理的な土地利用に対する要請、住宅建
築に係る技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地
階に係る容積率制限の合理化を行うとともに、建
築基準法に基づく手続の簡素化を図るため、防火
壁に関する規定が適用されない建築物について特
定行政庁の認定を廃止しようとするものでありま
す。

両法案は、参議院先議に係るものでありまし
て、衆議院においては去る六月六日本委員会に付
託され、同月十七日森本建設大臣から提案理由の
説明を聴取し、昨二十日質疑を終了、採決の結果、
いずれも全会一致をもって原案のとおり可決
すべきものと決した次第であります。

なお、両法案に対して附帯決議が付されまし
た。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 三案を一括して採決いた
します。

三案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案外二案
易生命保険法の一部を改正する法律案外二案

よって、三案とも委員長報告のとおり可決いたし
ました。

日程第十一 特定農産加工業経営改善臨時措
置法の一部を改正する法律案(内閣提出、
参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第十一、特定農産加
工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長竹内
猛さん。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改
正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔竹内猛君登壇〕

○竹内猛君 ただいま議題となりました特定農産
加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律
案につきまして、農林水産委員会における審査の
経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著し
い変化にかんがみ、特定農産加工業の経営改善を
引き続き促進するため、本法の有効期間を五年間
延長するものであります。

本案は、去る六月六日参議院より送付され、同
日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、六月七日加藤農林水産
大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十日質疑
を行い、質疑終了の後、直ちに採決をいたしました
結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可
決すべきものと議決いたしました次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしま
した。

日程第十二 簡易生命保険法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十三 簡易生命保険の積立金の運用に
関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部
を改正する法律案(内閣提出、参議院送
付)

日程第十四 郵便貯金法の一部を改正する法
律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第十二、簡易生命保
險法の一部を改正する法律案、日程第十三、簡易
生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保
險福祉事業団法の一部を改正する法律案、日程第
十四、郵便貯金法の一部を改正する法律案、右三
案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長高橋一郎
さん。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同
報告書

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び
簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律
案及び同報告書

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告
書

〔本号末尾に掲載〕

〔高橋一郎君登壇〕

○高橋一郎君 ただいま議題となりました三法律
案につきまして、通信委員会における審査の経過
及び結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案

について申し上げます。

本案は、近年における保険需要の動向にかんが
み、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充
実を図るため、被保険者の常時の介護を要する身
体障害者の状態が一定期間継続したことにより年金
を割り増して支払う終身年金保険の制度を設けよ
うとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法
律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

本案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を
図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用
の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団
において、同特別会計から運用寄託をされた資金
の運用を行うことができるようにするものであり
ます。

次に、郵便貯金法の一部を改正する法律案につ
いて申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図
り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに
郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するた
め、すべての通常郵便貯金の利率について市場金
利を勘案して郵政大臣が定めることとする等所要
の改正を行うとするものであります。

三法律案は、いずれも去る六月八日参議院より
送付され、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨二十日日笠郵政大臣
から提案理由の説明を聴取し、同日質疑を行い、採
決の結果、簡易生命保険法の一部を改正する法律
案は全会一致をもって、簡易生命保険の積立金の
運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一
部を改正する法律案並びに郵便貯金法の一部を改
正する法律案はいずれも賛成多数をもって原案の
とおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、三法律案に対しそれぞれ附帯決議が付さ
れました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) これより採決に入ります。

まず、日程第十二につき採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第十三及び第十四の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土井たか子君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十五 船員法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

日程第十六 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(土井たか子君) 日程第十五、船員法の一部を改正する法律案、日程第十六、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。運輸委員長井上一成さん。

船員法の一部を改正する法律案及び同報告書
国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔井上一成君登壇〕

○井上一成君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、船員法の一部を改正する法律案であります。が、本案は、船員の労働条件をめぐり、社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりある生活の実現等に資するため、その労働時間について、週平均四十時間制に移行するとともに、六カ月の間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与するほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に關し所要の規定の整備等を行おうとするものであります。

次に、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国において、国際会議等の開催を増加させ、また、国際会議に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国人観光客の来訪の促進及び我が国民との交流の増進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を進め、その開催の円滑化等の措置を講ずることによって、国際観光の一層の振興を図ろうとするものであります。

両法律案は、ともに去る六月八日参議院より送付され、本委員会に付託となり、九日二見運輸大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。

採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、船員法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が附されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土井たか子君) 両案を一括して採決いたします。

ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(土井たか子君) 御異議なしと認めます。
よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(土井たか子君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十五分散会

出席國務大臣

外務大臣	樺澤 弘治君
厚生大臣	大内 啓伍君
農林水産大臣	加藤 六月君
運輸大臣	二見 伸明君
郵政大臣	日笠 勝之君
建設大臣	森本 晃司君
國務大臣	近江巳記夫君
國務大臣	熊谷 弘君
國務大臣	左藤 恵君

○朗読を省略した議長長の報告

(議決通知)

一、去る十六日、本院は次の件を議決した旨内閣に通知した。

- 平成二年度一般会計歳入歳出決算
 - 平成二年度特別会計歳入歳出決算
 - 平成二年度国庫収支金受払計算書
 - 平成二年度政府関係機関決算書
 - 平成三年度一般会計歳入歳出決算
 - 平成三年度特別会計歳入歳出決算
 - 平成三年度国庫収支金受払計算書
 - 平成三年度政府関係機関決算書
- 一、去る十六日、本院は次の件を是認した旨内閣に通知した。

平成二年度国有財産増減及び現在額總計算書
平成二年度国有財産無償貸付状況總計算書
平成三年度国有財産増減及び現在額總計算書
平成三年度国有財産無償貸付状況總計算書
(通知書受領)

一、去る十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
石油公団法の一部を改正する法律
ガス事業法の一部を改正する法律
警察法の一部を改正する法律

一、昨二十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
農住組合法の一部を改正する法律
都市緑地保全法の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
土地基本法第十条第一項の規定に基づく平成五年度土地の動向に関する年次報告
土地基本法第十条第二項の規定に基づく平成六年度において土地に關して講じようとする基本的な施策についての文書

一、去る十七日、内閣から次の報告書を受領した。
国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百九十三年の国際労働機関第八十回總會において採択された条約及び勧告に関する報告書
(理事補欠選任)

一、去る十七日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 高市 早苗君(理事高市早苗君去る十七日委員辭任につきその補欠)
(常任委員辭任及び補欠選任)
一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。
文教委員
辭任 岸田 文雄君 補欠 東家 嘉幸君

齋藤 昭彦君

齋藤 斗志二君

堀崎 恭久君

石田 美栄君

越智 伊平君

東家 嘉幸君

中山 太郎君

村田 敬次郎君

川端 達夫君

安全保障委員

東中 光雄君

不破 哲三君

予算委員

小澤 潔君

越智 伊平君

東家 嘉幸君

中山 太郎君

村田 敬次郎君

川端 達夫君

田名部 匡省君

二階 俊博君

石井 啓一君

不破 哲三君

金田 英行君

栗原 博久君

森 教蔵君

森 英介君

山本 公一君

岡田 克也君

柳田 稔君

山田 正彦君

竹内 謙君

二階 俊博君

石井 啓一君

不破 哲三君

渡瀬 憲明君

今津 寛君

議院運営委員

辭任

補欠

茂木 敏充君

渡瀬 憲明君

長浜 博行君

長浜 博行君

長浜 博行君

長浜 博行君

長浜 博行君

長浜 博行君

長浜 博行君

石原 慎太郎君

坂本 三三三君

武藤 嘉文君

伊藤 英成君

高市 早苗君

赤羽 一嘉君

新藤 晟一君

野田 聖子君

山口 俊一君

岩浅 嘉仁君

西村 眞悟君

竹内 謙君

堀之内 久男君

稲葉 大和君

荒井 広幸君

川崎 二郎君

岸本 光造君

石原 慎太郎君

坂本 三三三君

武藤 嘉文君

坂本 三三三君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

武藤 嘉文君

科学技術委員

辭任

野田 佳彦君

渡辺 浩一郎君

渡辺 浩一郎君

渡辺 浩一郎君

渡辺 浩一郎君

渡辺 浩一郎君

渡辺 浩一郎君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

須藤 浩君

運輸委員

辭任

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

關谷 勝嗣君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

堀山 静六君

島山健治郎君 山崎 泉君
大野由利子君 神崎 武法君

労働委員
額賀福志郎君 補欠 宮崎 茂一君
寺前 巖君 志位 和夫君
宮崎 茂一君 額賀福志郎君

建設委員
佐藤 剛男君 補欠 七条 明君
塩谷 立君 古屋 圭司君
野呂田芳成君 松下 忠洋君
山本 有二郎君 赤城 徳彦君
木村 守男君 青木 宏之君
山本 幸三君 宮本 一三君
松井 新君 栗原 博久君
七条 明君 佐藤 剛男君
古屋 圭司君 塩谷 立君
青木 宏之君 西川太一郎君
杉山 憲夫君 松沢 成文君
宮本 一三君 山本 幸三君
赤城 徳彦君 山本 有二郎君
栗原 博久君 松井 新君
木村 守男君 青木 宏之君
山本 幸三君 宮本 一三君

科学技術委員
西川太一郎君 補欠 杉山 憲夫君
松井 新君 野呂田芳成君
栗原 博久君 山本 有二郎君
赤城 徳彦君 山本 幸三君
松沢 成文君 山本 幸三君
宮本 一三君 山本 幸三君
杉山 憲夫君 西川太一郎君
青木 宏之君 西川太一郎君
木村 守男君 塩谷 立君
古屋 圭司君 佐藤 剛男君
七条 明君 栗原 博久君
山本 幸三君 宮本 一三君
木村 守男君 青木 宏之君
山本 幸三君 宮本 一三君

理事 山本 拓君
一、去る十六日、地方分権に関する特別委員会において、次のとおり理事を選任した。
（理事選任）
大野由利子君 神崎 武法君
大野由利子君 神崎 武法君

（理事補欠選任）
一、去る十六日、地方分権に関する特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 吉田 治君（理事松田岩夫君去る十

六日理事辞任につきその補欠）
一、昨二十日、政治改革に関する調査特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 左近 正男君（理事堀込征雄君昨二十日理事辞任につきその補欠）
（特別委員辞任及び補欠選任）
一、昨二十日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君
政治改革に関する調査特別委員
補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君

補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君
政治改革に関する調査特別委員
補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君

補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君
政治改革に関する調査特別委員
補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君

補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君
政治改革に関する調査特別委員
補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君

補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君
政治改革に関する調査特別委員
補欠 長勢 甚遠君
松岡 利勝君 武山百合子君
矢上 雅義君 松岡 利勝君
長勢 甚遠君 矢上 雅義君

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案
一、昨二十日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）

（議案付託）
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）
建設委員会 付託

（議案付託）
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）
建設委員会 付託

（議案付託）
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）
建設委員会 付託

（議案付託）
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）
建設委員会 付託

（議案付託）
一、昨二十日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案（建設委員長提出、参法第三号）（予）
建設委員会 付託

衆議院議員橋崎弥之助君提出ヘリコプター事故に関する質問に対する答弁書
平成六年五月二十三日提出
質問 第八号
ヘリコプター事故に関する質問主意書
提出者 橋崎弥之助

（ヘリコプター事故に関する質問主意書）
一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。
朝日航空株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損害計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。
本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。
しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。
以下、具体的に質問する。
一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
東京航空局が一九九〇年、朝日航空に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかにされたい。
二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
亀戸労働基準監督署が朝日航空オベレシ・ンセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

（ヘリコプター事故に関する質問主意書）
一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。
朝日航空株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損害計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。
本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。
しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。
以下、具体的に質問する。
一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
東京航空局が一九九〇年、朝日航空に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかにされたい。
二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
亀戸労働基準監督署が朝日航空オベレシ・ンセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

（ヘリコプター事故に関する質問主意書）
一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。
朝日航空株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損害計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。
本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。
しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。
以下、具体的に質問する。
一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
東京航空局が一九九〇年、朝日航空に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかにされたい。
二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
亀戸労働基準監督署が朝日航空オベレシ・ンセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

（ヘリコプター事故に関する質問主意書）
一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。
朝日航空株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損害計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。
本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。
しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。
以下、具体的に質問する。
一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
東京航空局が一九九〇年、朝日航空に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかにされたい。
二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
亀戸労働基準監督署が朝日航空オベレシ・ンセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

（ヘリコプター事故に関する質問主意書）
一九九〇年三月二十三日、秋田県十和田湖に墜落したヘリコプターパイロット岳ユミ子さんの事故に関し、以下の質問をする。
朝日航空株式会社は、ヘリコプター事故を多発させ、同会社の「損害計算書」によれば、航空保険による巨額の特別利益を得てきていることは明白である。他方、事故の被害者に対しては、補償・賠償が充分ではなく、不満が残されている。
本件事故でも、会社はヘリコプター自体については、古い機体であるにもかかわらず、全損事故として充分な保険金を受領しているが、操縦士保険においても相当額の死亡保険金を取得していると推測される。
しかし死亡したパイロットの遺族に対しては極めて不十分な補償しか行われておらず、未解決となっている。
以下、具体的に質問する。
一 運輸省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
東京航空局が一九九〇年、朝日航空に対して行った立入検査に関する報告書など詳細な内容を明らかにされたい。
二 労働省に対し、明らかにされたい事項（事故の背景について）
亀戸労働基準監督署が朝日航空オベレシ・ンセンターに労働基準法等違反の疑いで一九九〇年立入検査をしているはずであるが、その検査に関する報告などの詳細な内容を明らかにされたい。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

朗読を省略した議長の報告 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三 朝日航洋株式会社について調査されたい事項
(本件の事故による特別利益について)

1 会社は、いつ、いくらの機体保険金を取得したか。(本件事故は一九九〇年三月二十三日)

2 一九八九年(一九八九年四月～一九九〇年三月)の本件機体の帳簿価格はいくらか。

3 会社は本件事故により機体士保険をいつ、いくら取得したか。

4 死亡したパイロットの遺族に対する補償問題の早期解決について、運輸、労働両省はどのような見解をもっているか。また会社に対して、どのような指導を行ったか。

右質問する。

内閣衆質二二九第八号

平成六年六月十七日

内閣総理大臣 羽田 孜

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員橋本之助君提出ヘリコプター事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員橋本之助君提出ヘリコプター事故に関する質問に対する答弁書

一について

東京航空局は、平成二年八月二十八日から九月十四日までの間、朝日航洋株式会社に対して立入検査を実施し、この検査結果を踏まえて、安全推進体制、運航及び整備の能力に相応した運航の実施並びに運航及び整備部門の管理体制についての改善を指導した。

これに対し、同年十一月、同社から、東京航空局に対して改善報告がなされた。

二について

亀戸労働基準監督署は、平成二年十月、朝日航洋株式会社オペレーションセンターに対して臨検監督を実施し、その際、労働者一名について認められた、労使協定の限度を超えた時間外

労働に係る労働基準法違反等については是正を指導した。

これに対し、同年十一月、同社から、亀戸労働基準監督署に対して是正を行った旨の報告がなされた。

三の1及び3について

機体及び操縦士に関する保険金額等については、事業者と保険会社との間の私人間の契約により定まっているところであり、その具体的内容について政府として言及することは差し控える。

三の2について

事故機の平成元年度末における帳簿価格は、八百四十三万三千三百二十二円であるとしている。

三の4について

運輸省としては、遺族補償の問題については基本的に当事者間の問題であると考えており、特に現在岳ミ子機長の遺族と朝日航洋株式会社との間で補償問題が係争中であることも踏まえ、遺族補償の問題について言及することは差し控えたいと考えているが、事業者を監督する立場から、朝日航洋株式会社に対して誠意を持って対応するよう指導しているところである。また、労働省としては、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づき遺族補償年金及び葬料について、同機長の遺族から平成二年六月四日に請求がなされたことに対し、同年十月二十四日に支給決定を行い、給付を行ったところである。

健康保険法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成六年三月二十二日

内閣総理大臣 細川 護国

健康保険法等の一部を改正する法律
(健康保険法の一部改正)

第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

等級	標準報酬額		報酬月額
	月	日	額
第一級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二二〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二二〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第六級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第七級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第八級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第九級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一〇級	三二〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第二級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満

第三級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第二級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上	四二五、〇〇〇円未満
第二級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上	四五五、〇〇〇円未満
第二級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上	四八五、〇〇〇円未満
第二級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上	五一五、〇〇〇円未満
第二級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上	五四五、〇〇〇円未満
第二級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上	五七五、〇〇〇円未満
第二級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上	六〇五、〇〇〇円未満
第二級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上	六三五、〇〇〇円未満
第二級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上	六六五、〇〇〇円未満
第二級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上	六九五、〇〇〇円未満
第二級	七一〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上	

第三項第二項中「事務所」の下に「第四十四条ノ四第一項及第四十四条ノ五第一項ヲ除キ」を加ふる。

第九條ノ二第二項中「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に、「又ハ調剤」を「調剤又ハ第四十四条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護」に改める。

第十一條ノ二第二項ただし書を削り、同条第二項中「前項但書」を「前項」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 保険者ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者及其ノ被扶養者（次項及次条第一項ニ於テ被保険者等ト称ス）ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトニ努ムベシ

保険者ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金若ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養若ハ療養環境ノ向上又ハ福祉ノ増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

第二十三條ノ二第一項中「保険者」の下に「前条各項ノ」を加え、「前条ノ施設」を「当該事業」に改め、同条第二項中「施設」を「事業」に改める。

第三十七條ノ二中「第二十三條ノ施設ヲ為スコトヲ命ジ又ハ之ニ必要ナル費用ノ支出」を「第二十三條各項ノ事業ヲ為スコト」に改める。

第四十三條第一項中「若クハ除ク」の下に「次項ニ於テ之ニ同ジ」を加え、「（其ノ者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ除ク）」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護」に改め、

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加ふる。

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

第四十三條第二項を次のように改める。

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及被保険者ノ選定ニ係ル特別ノ病室ノ提供其ノ他ノ厚生大臣ノ定ムル療養（以下選定療養ト称ス）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

第四十三條第三項中「第一項第一号乃至第四号」を「第一項」に改める。

第四十三條ノ三第二項中「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「第四十三條ノ七第一項」の下に「第四十三條ノ十七第九項」を加ふる。

第四十三條ノ四第二項中「前項」の下に「第四十三條ノ十七第九項」を、「船員保険法」の下に「国民健康保険法」を加え、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「依ル医療」の下に「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加ふる。

第四十三條ノ六第二項中「前項」の下に「第四十三條ノ十七第九項」を加え、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第四十三條ノ十二第一号及び第二号中「第四十四條第十三項」を「第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十三項」に改め、同条第三号中「又ハ」の下に「第四十三條ノ十七第五項」を加え、同条第四号中「第四十三條ノ十第一項」の下に「第四十三條ノ十七第九項」を加え、同条第六号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、「医療」の下に「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加ふる。

第四十三條ノ十三第一号及び第二号中「第四十四條第十二項」を「第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十二項」に改め、同条第三号中「社会保険各法」を「医療保険各法」に改める。

第四十三條ノ十四第一項中「第四十四條第十二項」を「第四十三條ノ十七第九項、第四十四條第十二項」に、「第四十三條第一項」を「第四十三條第二項」に、「此等ノ規定ヲ第六十九條ノ三十一」を「第六十九條ノ三十一」に改める。

第四十三條ノ十七を次のように改める。

第四十三條ノ十七 被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ命令ノ定ムル所ニ依リ第四十三條第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス

入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付食事療養ニ要スル平均的ナル費用ノ額ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額）ヨリ平均的ナル家計ニ於ケル食費ノ状況ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル額（所得ノ状況其ノ他ノ事情ヲ斟酌シ命令ヲ以テ定ムル者ニ関シテハ別ニ定ムル額以下標準負担額ト称ス）ヲ控除シタル額トス

厚生大臣前項ノ規定ニ依ル基準ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

厚生大臣標準負担額ヲ定メタル後食費ノ状況其ノ他ノ事情著シク変動シタルトキハ速ニ其ノ額ヲ改定スベシ

被保険者ガ第四十三條第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ食事療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ被保険者其ノ被扶養者ガ当該病院又ハ診療所ニ対シ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ対シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ対シ費用

ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保險者ガ第四十三條第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ食事療養ヲ受ケタル場合ニ於テ被保險者ガ其ノ被保險者ノ支払フベキ食事療養ニ要シタル費用ノ中入院時食事療養費トシテ被保險者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受ケル際当該支払フ為シタル被保險者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

第四十三條ノ二、第四十三條ノ四第一項、第四十三條ノ六第一項、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第三項乃至第六項、第四十三條ノ十及第四十三條ノ十六第一項ノ規定ハ第四十三條第三項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ關シ之ヲ準用ス

第四十四條第一項及び第二項を次のように改める。

被保險者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルトキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)ニ基ク大学ノ附屬施設タル病院其ノ他ノ高度ノ医療ヲ提供スルモノトシテ命令ヲ以テ定ムル要件ニ該當スル病院又ハ診療所ニシテ都道府県知事ノ承認ヲ受ケタルモノ(以下特定承認医療機関ト稱ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養

二 第四十三條第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所(特定承認医療機関ヲ除ク)又ハ薬局(以下保険医療機関等ト稱ス)ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養

特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額(当該療養ニ食事療養ガ含まルモノトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額)トス

一 当該療養(食事療養ヲ除ク)ニ付第四十三條ノ九第二項ノ規定ニ依リ算定シタル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額)ノ百分ノ八十二ニ相当スル額

二 当該食事療養ニ付前条第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル基準ニ依リ算定シタル費用ノ額(其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額)ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第四十四條第三項及び第五項中「同条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十項中「療養ノ給付」の下に「(前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム)」を加え、同条第十一項中「第一項」を「第一項第一号」に、「第二項」を「第二項第一号」に改め、同条第十二項中「第四十三條第二項」を削り、同条第十三項中「第四十三條第二項」を削り、「第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十四項中「ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所」を「ノ規定」に改める。

第四十四條ノ二中「被保險者ハ療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費ノ支給」を加える。

第四十四條ノ三第一項中「当該療養」の下に「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」を加え、同条第二項中「療養ニ付テ」を削り、「第四十三條ノ九第一項」を「第四十三條ノ九第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受ケベキ場合ニ於テハ第四十三條ノ十七第二項」に改める。

第四十四條ノ三の次に次の十一條を加える。

第四十四條ノ四 疾病又ハ負傷ニ因リ居宅ニ於テ継続シテ療養ヲ受ケル状態ニ在ル者(主治ノ医師ガ其ノ治療ノ必要ノ程度ニ付命令ノ定ムル基準ニ適合シタルト認メタルモノニ限ル)ニ對シ其ノ者ノ居宅ニ於テ看護婦其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ノ行フ療養上ノ世話又ハ必要ナル診療ノ補助(保険医療機関等、特定承認医療機関又ハ老人保健法第六條第四項ニ規定スル老人保健施設ニ依リモノヲ除ク以下訪問看護ト稱ス)ヲ行フ事業(以下訪問看護事業ト稱ス)ヲ為ス者ニシテ都道府県知事ノ指定スルモノ(以下指定訪問看護事業者ト稱ス)ニ就キ被保險者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ当該指定ニ係ル訪問看護事業ヲ行フ事業所ニ依リ行ハル訪問看護(以下指定訪問看護ト稱ス)

ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス前項ノ訪問看護療養費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス

指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス

訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付指定訪問看護ニ要スル平均的ナル費用ノ額ヲ勘案シテ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス

厚生大臣前項ノ規定ニ依リ定メザルモノトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

被保險者ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタル場合ニ於テハ被保險者ハ其ノ被保險者ガ当該指定訪問看護事業者ニ對シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保險者ニ對シ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ当該指定訪問看護事業者ニ對シ之ヲ支払フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ニ對シ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條ノ八ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セラルル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ關シ之ヲ準用ス

指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払フ受ケル際当該支払フ為シタル被保險者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

被保險者ハ指定訪問看護事業者ヨリ訪問看護療養費ノ請求アリタルトキハ第四項ノ規定ニ依リ定メ及第四十四條ノ八第二項ノ規定ニ依リ指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ關スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ關スル部分ニ限ル)ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

被保險者ハ前項ノ規定ニ依リ審査及支払ニ關スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前各項ニ定ムルモノノ外指定訪問看護事業者ノ訪問看護療養費ノ請求ニ關シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條ノ五 前条第一項ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ訪問看護事業ヲ行フ者ノ申請アリタルモノニ就キ訪問看護事業ヲ行フ事業所(以下訪問看護事業所ト稱ス)毎ニ之ヲ行フ指定訪問看護事業者以外ノ訪問看護事業ヲ行フ者ニ就キ老人保健法第四十六條ノ五ノ二第一項ノ規定ニ依リ指定老人訪問看護事業者ノ指定アリタルトキハ其ノ指定ノ際当該訪問看護事業ヲ行フ者ニ就キ前条第一項ノ指定アリタルモノト看做ス但シ当該訪問看護事業ヲ行フ者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ別段ノ申出ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

老人保健法第四十六條ノ十七ノ八ノ規定ニ依

ル指定老人訪問看護事業者ノ指定ノ取消ハ前項本文ノ規定ニ依リ指定訪問看護事業者ト看做サレタルモノノ地位ニ影響ヲ及スモノニ在ラス

都道府県知事訪問看護事業ヲ行フ者ノ指定ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ指定ヲ拒ムモノトス

一 申請者ガ地方公共団体、医療法人、社会福祉法人其ノ他厚生大臣ノ定ムル者ニ非ザルトキ

二 当該申請ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ノ知識及技能並ニ人員ガ第四十四条ノ八第一項ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル基準及同項ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル員数ヲ満たサザルトキ

三 申請者ガ第四十四条ノ八第二項(第五十九条ノ二)第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ムニ規定スル指定訪問看護事業者ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ適正ナル指定訪問看護事業ノ運営ヲ行フコト能ハザルト認メラルルトキ

第四十四条ノ六 指定訪問看護事業者ハ第四十四条ノ八第二項ニ規定スル指定訪問看護事業者ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ訪問看護受クル者ノ心身ノ状況等ニ応ジ自ラ適切ナル指定訪問看護ヲ提供スルモノトス

指定訪問看護事業者ハ前項(第五十九条ノ二)第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ医療保険各法ニ依ル被保険者及被扶養者ノ指定訪問看護ヲ提供スルモノトス

第四十四条ノ七 指定訪問看護事業者及当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ハ指定訪問看護ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十四条ノ八 指定訪問看護事業者ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所毎ニ命令ノ定ムル基準ニ依リ命令ノ定ムル員数ノ看護婦其ノ他ノ

従業者ヲ有スベシ
前項ニ定ムルモノノ外指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準ハ厚生大臣ノ定ムル

厚生大臣第一項ノ命令ヲ定メントスルトキ又ハ前項ニ定ムル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ヲ除ク)ヲ定メントスルトキハ審議会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

厚生大臣第二項ニ定ムル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル)ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十四条ノ九 指定訪問看護事業者ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ名称及所在地其ノ他命令ヲ以テ定ムル事項ニ變更アリタルトキ又ハ当該指定訪問看護ノ事業ヲ廃止シ、休止シ若ハ再開シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ届出ツベシ

第四十四条ノ十 厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シ指定訪問看護事業者又ハ指定訪問看護事業者タリシ者若ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者タリシ者(本項ニ於テ指定訪問看護事業者タリシ者等ト称ス)ニ対シ報告若ハ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ジ、指定訪問看護事業者若ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業者ノ看護婦其ノ他ノ従業者若ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業者タリシ者等ヲ含ムニ對シ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ對シ質問ヲ為シ若ハ当該指定訪問看護事業者ノ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ニ就キ帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

第九條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ質問又ハ検査ニ付、同條第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ権限ニ付之ヲ準用ス

第四十四条ノ十一 指定訪問看護事業者ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事其ノ指定ヲ取消スコトヲ得
一 指定訪問看護事業者ノ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ第四十四条ノ八第一項ノ命令ヲ以テ定ムル基準又ハ同項ノ命令ヲ以テ定ムル員数ヲ満たサコト能ハザリシトキ
二 指定訪問看護事業者ガ第四十四条ノ八第二項(第五十九条ノ二)第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ムニ規定スル指定訪問看護事業者ノ運営ニ関スル基準ニ從ヒ適正ナル指定訪問看護事業ノ運営ヲ行フコト能ハザリシトキ
三 第四十四条ノ四第六項(第五十九条ノ二)第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依リ支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ
四 指定訪問看護事業者ガ前條第一項(第五十九条ノ二)第三項及第六十九条ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条ニ於テ之ニ同ジノ規定ニ依リ報告又ハ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ從ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ
五 指定訪問看護事業者又ハ当該指定ニ係ル訪問看護事業所ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ前條第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ從ハズ、同項ノ規定ニ依リ質問ニ對シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同項ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ当該指定ニ係ル訪問看護事業者ノ看護婦其ノ他ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為メ当該指定訪問看護事業者若ハ其ノ看護婦其ノ他ノ看護婦等ニ於テ相當ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク
六 本法以外ノ医療保険各法ニ依ル被保険者又ハ被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ第二号乃至前号ノ一ニ相當スル事由アリタルトキ
七 指定訪問看護事業者ガ不正ノ手段ニ因リ

第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ受ケタルトキ
第四十四条ノ十二 都道府県知事左ニ掲グル場合ニ於テハ其ノ旨公示スベシ
一 第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ為シタルトキ
二 第四十四条ノ九ノ規定ニ依リ届出(同条ノ命令ニ定ムル事項ノ變更並ニ同条ニ規定スル事業ノ休止及再開ニ依ルモノヲ除ク)アリシトキ
三 前條ノ規定ニ依リ第四十四条ノ四第一項ノ指定ヲ取消シタルトキ
第四十四条ノ十三 第四十三條第一項各号ニ掲グル療養ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス
第四十四条ノ十四 被保険者(老人保健法ノ規定ニ依リ医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)療養ノ給付(特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受クル為メ病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ移送費トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス
前項ノ移送費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス

第四十六條を次のように改める。
第四十六條 削除
第四十七條中「前二條」を「第四十五條」に改める。

第五十條第一項中「分娩費」を「出産育児一時金」に、「被保険者ノ標準報酬月額ノ半額ニ相當スル金額(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)」を「政令ヲ以テ定ムル額」に改める。
第五十條ノ二を削る。
第五十一條から第五十三條までを次のように改める。
第五十一條乃至第五十三條 削除
第五十五條第一項中「第四十四條第一項ノ規定ニ依ル療養」を「入院時食事療養費ニ係ル療

養」に改める。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第五十六條第二項中「医療」の下に、「入院時食事療養費ノ支給」を加え、「又ハ特定療養費」を、「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費」に改める。

「選定療養タル」に改め、同項第五号中「乃至第三号」を「乃至第四号」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及同項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノ」を「同項第五号ニ掲グル療養ニ伴フモノ及選定療養」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ〔同項第四号〕を「選定療養タルモノ〔同項第五号〕に改め、同項第六号中「第四十三條第一項第四号」を「第四十三條第一項第五号」に、「〔同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ〕を〔食事療養及選定療養〕に、「〔同項第四号〕を〔同号〕に、「療養ニ」を「療養〔食事療養ヲ除ク〕ニ」に、「同項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノヲ受クル」を「選定療養タルモノヲ受クル」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又ハ前号ニ掲グル場合ニ於テ併セテ食事療養ヲ受クル場合 第二号、第四号又ハ前号ニ規定スル額及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ノ合算額

第五十九条ノ二第三項中「第四十三條ノ九第一項」を「第四十三條ノ九第二項」に、「第四十四條第二項」を「第四十四條第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第七号ニ規定スル食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第四十三條ノ十七第二項」に改め、同條第七項中「第四十三條ノ十六第一項」の下に「第四十三條ノ十七第八項」を加へ、同條の次に次の二條を加へる。

第五十九條ノ二ノ二被保險者ノ被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シ家族訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族訪問看護療養費ノ額ハ當該指定訪問看護ニ付第四十四條ノ四第四項ニ規定スル厚生大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ百分ノ七十二相當スル額トス

第四十四條ノ四第二項、第三項及第六項乃至

第十二項、第四十四條ノ六第一項、第四十四條ノ七、第四十四條ノ八第二項及第四項、第四十四條ノ十並ニ第五十五條ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第五十九條ノ二ノ三 被保險者ノ被扶養者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被保險者ニ対シ家族移送費トシテ第四十四條ノ十四第一項ニ規定スル命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

第四十四條ノ十四第二項及第五十五條ノ規定

ハ家族移送費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
第五十九条ノ四第一項中「配偶者分娩費トシ
テ」を「配偶者出産育児一時金トシテ」第五十條第
一項ノ「」に改め、同條第二項を削る。

第五十九条ノ四ノ二第一項中「又ハ療養」の下
に「(食事療養ヲ除ク次項ニ於テ之ニ同シ)」を加

え、「若ハ家族療養費」を、「訪問看護療養費」家族療養費若ハ家族訪問看護療養費」に改める。

第五十九条ノ五中、「家族埋葬料」配偶者分娩費又ハ配偶者育児手当金」を、「家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又ハ配偶者出産育児一時金」に、「特定療養費、埋葬料、分娩費若ハ育児手当金」を、「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若ハ出産

第五十九条ノ六中「特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給、移送費」に改める。

第六十二条第二項中「又ハ特定療養費」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費」に改め、同条第三項を削る。

第六十六条第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費」に、「分脱費、家族療養費」を削る。

費、家族埋葬料、配偶者分焼費、育児手当金及配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及配偶者出産育児一時金」に改める。

第六十七条第二項中「従事スル保険医」の

下に「若ハ第四十四条ノ四第一項ニ規定スル主治ノ医師」を加え、「事業主又ハ保険医」を「事業主、保険医又ハ主治ノ医師」に改め、同条第三項中「支払又ハ」を「支給若ハ第四十三条ノ十七第五項、」に、「又ハ特定承認保険医療機関」を「若ハ特定承認保険医療機関又ハ第四十四条ノ四第六項（第五十九条ノ二ノ第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタ

ル指定訪問看護事業者」に改める。
第六十九条の八中「二十八日」を「二十六日」に改める。
第六十九条の十二第二項中「同項に規定する

厚生大臣が定める療養に係るものを除く。」を削り、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十

第六日」に改め、同条第四項中「第四十三條第一項第一号から第四号まで」を「第四十三條第一項各号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)

第六十九條の十二の二 日雇特例被保険者が第四十三條第三項第一号又は第二号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、そのものから同条第

一項第五号に掲げる療養と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

第六十九条の十三第一項を次のように改める。

日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 特定承認保険医療機関のうち自己の選定するものから受けた療養費

二 第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所(特定承認保険医療機関を除く。次条、第六十九条の二十第一項並びに第六十九条の二十六第一項及び第二項において同じ。)又は薬局のうち自己の選定するものから受けた選定療養費

第六十九条の十三第二項中「前条第二項」を「第六十九条の十二第二項」に改める。
第六十九条の十四第一項中「保険者は、療養の給付の下に、入院時食事療養費の支給」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(訪問看護療養費)
第六十九条の十四の二 日雇特例被保険者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものを受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 第六十九条の十二第二項、第五項及び第七項の規定は、訪問看護療養費の支給について準用する。

(移送費)
第六十九条の十四の三 日雇特例被保険者が療養の給付(特定療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、第四十四条ノ十四第一項の命令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第六十九条の十五第一項中(特定療養費の支給)の下に「訪問看護療養費の支給」を加え、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十六日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「若しくは特定療養費」を「特定療養費の支給若しくは訪問看護療養費」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十九条の十六第一項中「二十八日」を「二十六日」に、「若しくは特定療養費」を「特定療養費の支給若しくは訪問看護療養費」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十九条の十六第二項中「二十八日」を「二十六日」に改める。

養費の支給若しくは訪問看護療養費」に改め、同条第二項第一号中「二十八日」を「二十六日」に改める。

第六十九条の十七の見出しを「(出産育児一時金)」に改め、同条第一項中「二十八日」を「二十六日」に、「分べん費」を「出産育児一時金」として、第五十条第一項の命令で定める金額に改め、同条第二項を削る。

第六十九条の十八第一項中「分べん費」を「出産育児一時金」に改め、同条第二項中「月前の標準賃金日額の合算額一月分」を「日の属する月の前四月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のもの」に改める。

第六十九条の二十一及び第六十九条の二十一を削り、第六十九条の二十二を第六十九条の二十とし、同条の次に次の二条を加える。

(家族訪問看護療養費)
第六十九条の二十一 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものを受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対して、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

2 第六十九条の十二第二項、第五項及び第七項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

(家族移送費)
第六十九条の二十二 日雇特例被保険者が被扶養者が家族療養費に係る療養(特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対して、第四十四条ノ十四第一項の命令で定めるところにより算定した金額を支給する。

第六十九条の二十三第二項中「二十八日」を「二十六日」に改める。
第六十九条の二十四の見出しを「(配偶者出産)」に改める。

育児一時金」に改め、同条第一項中「配偶者分べん費」を「配偶者出産育児一時金」に改め、同条第二項中「配偶者分べん費」を「配偶者出産育児一時金」に、「二十八日」を「二十六日」に改め、同条第三項中「配偶者分べん費」を「配偶者出産育児一時金」に、「第五十九条ノ四第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第六十九条の二十五を次のように改める。
第六十九条の二十五 削除

第六十九条の二十六第一項中「薬局又は」を「薬局若しくは」に改め、「療養費」の下に「受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を」を、「その療養費」の下に「又は指定訪問看護」を加え、「特定療養費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加え、同条第二号中「二十八日」を「二十六日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特別療養費の額は、第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特定承認保険医療機関から受けた療養については第一号に規定する額(当該療養に食事療養費が含まれるときは当該額及び第二号に規定する額の合算額)とし、指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護については第三号に規定する額とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき算定された費用の額(その額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)の百分の七十に相当する額

二 当該食事療養につき算定された費用の額(その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した額

した額
三 当該指定訪問看護につき算定された費用の額の百分の七十に相当する額

第六十九条の二十八中「被扶養者の療養」の下に「(食事療養を除く。)」を加え、「家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に改める。

第六十九条の二十九中「指定療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費」に、「分べん費、出産手当金若しくは育児手当金」を「出産育児一時金若しくは出産手当金」に、「家族埋葬料、配偶者分べん費若しくは配偶者育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料若しくは配偶者出産育児一時金」に改める。

第六十九条の三十の見出し中「社会保険」を「医療保険」に改め、同条第一項中「特定療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費」に、「分べん費、出産手当金若しくは育児手当金」を「出産育児一時金若しくは出産手当金」に、「社会保険各法」を「医療保険各法」に改め、同条第二項及び第三項中「特定療養費、埋葬料、分べん費若しくは育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金」に、「社会保険各法」を「医療保険各法」に、「家族埋葬料、配偶者分べん費又は配偶者育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は配偶者出産育児一時金」に改め、同項を第五項とする。

「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改め、同項を第五項とする。

「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改め、同項を第五項とする。

「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改め、同項を第五項とする。

「特定療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改め、同項を第五項とする。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第六十九条の三十一の表を次のように改める。

第四十三条第二項、第四十三条ノ二、第四十三条ノ四第一項、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項から第六項まで、第四十三条ノ十及び第四十三条ノ十六第一項	療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第四十三条ノ八、第四十三条ノ八ノ二、第四十三条ノ九第一項及び第二項並びに第四十三条ノ十六第二項	療養の給付
第四十三条ノ九ノ二	療養の給付及び特定療養費の支給
第四十三条ノ十七第二項から第六項まで	入院時食事療養費の支給
第四十三条ノ十七第八項	入院時食事療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第四十四条第二項から第四項まで及び第十四項	特定療養費の支給
第四十四条第六項	特定療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第四十四条第十項	療養の給付及び入院時食事療養費の支給
第四十四条ノ三	療養費の額の算定
第四十四条ノ四第二項及び第六項から第十二項まで、第四十四条ノ六第一項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第二項及び第四項並びに第四十四条ノ十	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第四十四条ノ四第四項及び第四十四条ノ十三	訪問看護療養費の支給
第四十四条ノ十四第二項	移送費及び家族移送費の支給
第五十四条第二項、第五十八条及び第五十九条	傷病手当金及び出産手当金の支給
第五十九条ノ二第二項	家族療養費の支給
第五十九条ノ二第三項から第五項まで及び第八項	家族療養費及び特別療養費の支給
第五十九条ノ二ノ二第二項	家族訪問看護療養費の支給
第五十九条ノ四ノ二第二項	高額療養費の支給
第六十条、第六十一条、第六十二条第一項及び第	日雇特例被保険者又はその被扶養者

三項並びに第六十三条から第六十五条まで
第六十六条から第六十九条まで

保険給付

第七十条ノ三第一項中「並ニ」の下に「入院時食事療養費」を加え、「家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に改め、「高額療養費」の下に「移送費」を加え、「及出産手当金」を「出産手当金及家族移送費」に改める。

第七十条ノ四第一項中「並ニ」の下に「入院時食事療養費」を加え、「家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費」に改め、「高額療養費」の下に「移送費」を、「出産手当金」の下に「家族移送費」を加える。

第七十一条ノ三「中」及第七十五条ノ二を「第七十五条ノ二及第七十六条」に改める。

第七十一条ノ四第二項中「保健施設及福祉施設を「保健事業及福祉事業」に改める。

第七十六条を次のように改める。
第七十六条 育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ其ノ使用セラルル事業所ニ於テ為シタル被保険者ガ保険者ニ申出ラ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル

月ノ前月迄ノ期間ニ係ル保険料ニ付第七十二条本文、第七十五条及第七十五条ノ二ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ負担スベキ保険料ノ額ニ付テハ之ヲ免除ス
附則第三條第一項及び第五條第一項中「第七十七條」を「第七十六條」に改める。
附則第八條第七項中「第七十七條及」を「第七十六條乃至」に改める。
附則第九條第四項中「前年」の下に「（一月一日ヨリ三月三十一日迄ノ其ノ者ノ標準報酬ニ付テハ前年）」を加え、同條第六項中「第七十二條」の下に「第七十六條」を加える。

（船員保険法の一部改正）

第二条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に、「傷病手当金」を「傷病手当金等」に、「第三十一条ノ三」を「第三十一条ノ六」に、「分娩費、出産手当金及育児手当金」を「出産育児一時金及出産手当金」に改める。

第四条第一項の表を次のように改める。

標 準	報 酬		報 酬 月 額
	月 額	日 額	
第一級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	九五、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上 一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上 一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	三、六七〇円	一〇七、〇〇〇円以上 一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	三、九三〇円	一一四、〇〇〇円以上 一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	四、二〇〇円	一二二、〇〇〇円以上 一二三、〇〇〇円未満

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号 健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

第七級	一三四、〇〇〇円	四、四七〇円	一三〇、〇〇〇円以上 一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	四、七三〇円	一三八、〇〇〇円以上 一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上 一五五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六〇、〇〇〇円	五、三三〇円	一五五、〇〇〇円以上 一六五、〇〇〇円未満
第一級	一七〇、〇〇〇円	五、六七〇円	一六五、〇〇〇円以上 一七五、〇〇〇円未満
第二級	一八〇、〇〇〇円	六、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上 一八五、〇〇〇円未満
第三級	一九〇、〇〇〇円	六、三三〇円	一八五、〇〇〇円以上 一九五、〇〇〇円未満
第四級	二〇〇、〇〇〇円	六、六七〇円	一九五、〇〇〇円以上 二一〇、〇〇〇円未満
第五級	二二〇、〇〇〇円	七、三三〇円	二一〇、〇〇〇円以上 二三〇、〇〇〇円未満
第六級	二四〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上 二五〇、〇〇〇円未満
第七級	二六〇、〇〇〇円	八、六七〇円	二五〇、〇〇〇円以上 二七〇、〇〇〇円未満
第八級	二八〇、〇〇〇円	九、三三〇円	二七〇、〇〇〇円以上 二九〇、〇〇〇円未満
第九級	三〇〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上 三一〇、〇〇〇円未満
第一〇級	三三〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三一〇、〇〇〇円以上 三三〇、〇〇〇円未満
第一級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上 三五〇、〇〇〇円未満
第二級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上 三七〇、〇〇〇円未満
第三級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上 三九五、〇〇〇円未満
第四級	四一〇、〇〇〇円	一三、六七〇円	三九五、〇〇〇円以上 四二五、〇〇〇円未満
第五級	四四〇、〇〇〇円	一四、六七〇円	四二五、〇〇〇円以上 四五五、〇〇〇円未満
第六級	四七〇、〇〇〇円	一五、六七〇円	四五五、〇〇〇円以上 四八五、〇〇〇円未満
第七級	五〇〇、〇〇〇円	一六、六七〇円	四八五、〇〇〇円以上 五一五、〇〇〇円未満
第八級	五三〇、〇〇〇円	一七、六七〇円	五一五、〇〇〇円以上 五四五、〇〇〇円未満
第九級	五六〇、〇〇〇円	一八、六七〇円	五四五、〇〇〇円以上 五七五、〇〇〇円未満
第一〇級	五九〇、〇〇〇円	一九、六七〇円	五七五、〇〇〇円以上 六〇五、〇〇〇円未満
第一級	六二〇、〇〇〇円	二〇、六七〇円	六〇五、〇〇〇円以上 六三五、〇〇〇円未満
第二級	六五〇、〇〇〇円	二一、六七〇円	六三五、〇〇〇円以上 六六五、〇〇〇円未満

第三級	六八〇、〇〇〇円	二二、六七〇円	六六五、〇〇〇円以上 六九五、〇〇〇円未満
第四級	七〇〇、〇〇〇円	二三、六七〇円	六九五、〇〇〇円以上

第五條第一項中「権利及」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費」を、「高額療養費」の下に「移送費」を加え、「分給費」を、「家族移送費、出産育児一時金」に、「育児手当金、配偶者分給費、配偶者育児手当金」を「配偶者出産育児一時金」に改める。

第九條ノ三第二項中「特定療養費若ハ家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費」に、「又ハ調剤」を「調剤又ハ第二十九條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護」に改める。

「第三章 保険給付及福祉施設」を「第三章 保険給付及福祉事業」に改める。

第二十二條第一項中「及第三項」を削る。

第二十三條第二項第一号を次のように改める。

一 子又ハ孫（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルモノニ限ル）

第二十三條第二項第三号を次のように改める。

三 六十歳未満ノ兄弟姉妹（十八歳ニ達シタル日以後ノ最初ノ三月三十一日ヲ終了シタルモノニ限ル）

第二十五條ノ二第一項中「（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）を削る。

第二十五條ノ三第一項中「ナルトキハ」を「ニシテ一部負担金アルトキハ当該」に改め、同条第二項中「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ」の下に「若ハ同法第四十四條ノ四第一項ニ

規定スル主治ノ医師」を加え、「船舶所有者又ハ保険医」を「船舶所有者、保険医又ハ主治ノ医師」に改め、同条第三項中「支払又ハ」を「支払若ハ第二十八條ノ七第四項」に、「第三十一條ノ二第五項」を「第三十一條ノ二第四項」に、「又ハ特定承認保険医療機関」を「若ハ特定承認保険医療機関又ハ第二十九條ノ四第六項（第三十一條ノ三第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依ル支払ヲ受ケタル指定訪問看護事業者（同法第四十四條ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護事業者ヲ謂フ以下之ニ同ジ）」に改める。

「第二節 療養ノ給付及傷病手当金」を「第二節 療養ノ給付及傷病手当金等」に改める。

第二十八條第一項各号列記以外ノ部分を次のように改める。

被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

第二十八條第一項第四号から第六号までを次のように改める。

四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護

六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

第二十八條第二項中「其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病」を「前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷」に、「前項」を「第一項」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に改め、同条第四項中「前項ノ規定ニ拘ラズ自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給」を「第一項第六号ノ給付」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

前項ノ給付ハ食事ノ提供タル療養（前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ）ニ限ル以下食事療養ト称ス）ニ係ル給付及選定療養ニ健康保険法第四十三條第二項ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷トス
一 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）疾病又ハ負傷
二 七十歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者）ニ限ル及七十歳以上ノ被保険者 左ニ掲グル疾病又ハ負傷
イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病
ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付給員法第八十九條第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病
第二十八條ノ三第一項中「第二十八條第三項」を「第二十八條第五項」に、「次条第二項」を「第二十八條ノ四第二項」に改める。
第二十八條ノ六中「第二十八條第三項第二号」を「第二十八條第五項第二号」に改める。
第二十八條ノ七を次のように改める。
第二十八條ノ七 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八條第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ命令ノ定ムル所ニ依リ同条第五項各

号ニ掲グル病院又ハ診療所ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ同条第一項第五号ニ掲グル療養ノ給付ト併セテ受ケタル食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ之ヲ支給ス入院時食事療養費ノ額ハ当該食事療養ニ付健康保険法第四十三條ノ十七第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額（同条第二項ニ規定スル標準負担額ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ヲ控除シタル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九條ニ規定スル療養補償ニ相当スル入院時食事療養費ノ額及第二十八條ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ入院時食事療養費ノ額ニ付テハ入院時食事療養費算定額トス
第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ食事療養ヲ受ケタル者ガ当該病院又ハ診療所ニ付シテ食料トシテ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ付シテ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ代リ当該病院又ハ診療所ニ付シテ之ヲ支給フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ病院又ハ診療所ニ付シテ費用ヲ支払ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ付シテ入院時食事療養費ヲ支給シタルモノト看做ス
第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ハ食事療養ニ要シタル費用ニ付支払フ受クル際当該支払フ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ付シテ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ

健康保険法第四十三條ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條ノ九第四項乃至第六項及第四十三條ノ十並ニ本法第二十八條第四項、第二十八條ノ二、第二十八條ノ四第三項及第二十

八条ノ六第一項ノ規定ハ第二十八條第五項各号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ受ケタル食事療養及之ニ伴フ入院時食事療養費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス
第二十九條第一項及び第二項を次のように改める。
被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八條第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル療養ヲ受ケタルキハ特定療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス
一 特定承認医療機関ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル療養
二 第二十八條第五項各号ニ掲グル病院若ハ診療所（特定承認医療機関ヲ除ク）又ハ薬局（以下保険医療機関等ト称ス）ノ中自己ノ選定スルモノニ就キ受ケタル選定療養
特定療養費ノ額ハ第一号ニ規定スル額（当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該額及第二号ニ規定スル額ノ合算額）トス
一 当該療養（食事療養ヲ除ク）ニ付健康保険法第四十四條第二項第一号ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ特定療養費算定額ト称ス）ノ百分ノ八十二ニ相当スル額
二 当該食事療養ニ付健康保険法第四十三條ノ十七第二項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ムル基準ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ当該食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額次項ニ於テ入院時食事療養費算定額ト称ス）ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額

第二十九條第三項中「同項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額」を「当該療養ニ付特定療養費算定額（当該療養ニ食事療養ガ含まルルトキハ当該

該特定療養費算定額及入院時食事療養費算定額ノ合算額以下本条ニ於テ算定費用額ト称ス）」に、「前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ同条第二項」を「算定費用額ヨリ同項」に改め、同条第七項中「第二十八條第三項第二号」を「第二十八條第五項第二号」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「療養ノ給付」の下に「（前条第一項ニ規定スル入院時食事療養費ニ係ル療養ヲ含ム）」を加え、同条第八項中「第四十三條ノ十」を「第四十三條ノ十」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第四項」に、「第二十八條ノ六及第二十八條ノ七」を「第二十八條ノ四第三項」に改め、同条第九項中「第四十三條ノ十」を「第二十八條第四項」に、「第二十八條第二項」を「第二十八條第四項」に、「第二十八條ノ六及第二十八條ノ七」を「第二十八條ノ六第一項」に、「健康保険法第四十三條第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル療養」を「選定療養」に改め、同条第十項中「第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル例ニ依リ算定シタル費用ノ額（其ノ額ガ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルトキハ当該現ニ療養ニ要シタル費用ノ額）」を「算定費用額」に改める。
第二十九條ノ二中「都道府県知事ハ療養ノ給付」の下に、「入院時食事療養費ノ支給」を加える。

第二十九條ノ三第一項中「額ハ当該療養」の下に「（食事療養ヲ除ク）」を加え、「第二十八條ノ三」を「第二十八條ノ三第一項」に、「（同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額）」を「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」に改め、同条第二項中「前項ノ療養ニ付テ」を「前二項」に、「第二十八

第二十九條ノ三第一項中「額ハ当該療養」の下に「（食事療養ヲ除ク）」を加え、「第二十八條ノ三」を「第二十八條ノ三第一項」に、「（同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額）」を「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」に改め、同条第二項中「前項ノ療養ニ付テ」を「前二項」に、「第二十八

第二十九條ノ三第一項中「額ハ当該療養」の下に「（食事療養ヲ除ク）」を加え、「第二十八條ノ三」を「第二十八條ノ三第一項」に、「（同条第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額）」を「及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額」に改め、同条第二項中「前項ノ療養ニ付テ」を「前二項」に、「第二十八

条ノ四第一項」を「第二十八条ノ四第二項ノ費用ノ算定、入院時食事療養費ノ支給ヲ受クベキ場合ニ於テハ第二十八条ノ七第二項」に改め、同条第一項ノ次に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヲ、第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ療養費ノ額ニ付テハ当該療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ同項ニ規定スル一部負担金トシテ支払フベキ厚生大臣ノ定ムル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ヲ標準トシテ都道府県知事ニ付定ム。

第二十九条ノ四第一項を次のように改める。
船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル療養費ノ給付及入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費ノ支給ニ関シテハ左ノ各号ニ掲グル保険給付ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額(第三十一条ノ六第一項ノ規定ニ依リ支給セラレタル高額療養費ノ中政令ノ定ムル所ニ依リ当該療養ニ係ルモノトシテ算定シタル額ニ相当スル額ヲ除ク)アルトキハ行政庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該額ヲ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支払フモノトス。

一 療養ノ給付 第二十八条ノ三又ハ第二十八条ノ六第二項ノ規定ニ依リ被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額
二 入院時食事療養費ノ支給 第二十八条ノ七第二項ニ規定スル入院時食事療養費算定額ヨリ其ノ食事療養ニ要シタル費用ニ付入院時食事療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
三 特定療養費ノ支給 第二十九条第三項ニ規定スル算定費用額ヨリ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付特定療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

四 療養費ノ支給 第二十九条ノ三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ控除セラレタル額
五 訪問看護療養費ノ支給 第二十九条ノ四第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額
第二十九条ノ四第二項中「特定療養費又ハ療養費を」入院時食事療養費、特定療養費、療養費又ハ訪問看護療養費」に改め、同条を第二十九条ノ五とし、第二十九条ノ三の次に次の一条を加える。

第二十九条ノ四 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ第二十八条第三項ニ規定スル給付対象傷病ニ関シ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護(健康保険法第四十四条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ヲ謂フ以下ニ同ジ)ヲ受ケタルトキハ訪問看護療養費トシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付テラ支給ス。前項ノ訪問看護療養費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ガ必要アリト認ムル場合ニ限り支給スルモノトス。
指定訪問看護ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自己ノ選定スル指定訪問看護事業者ニ就キ之ヲ受ケルモノトス。
訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付健康保険法第四十四条ノ四第四項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額トス。
前項ノ規定ニ拘ラズ船員法第八十九条ニ規定スル療養補償ニ相当スル訪問看護療養費ノ額及第二十八条ノ三第二項ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ付テノ訪問看護療養費ノ額ニ付テハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額トス。

第一項ノ場合ニ於テハ行政庁ハ其ノ指定訪問看護ヲ受ケタル者ガ当該指定訪問看護事業者ニ対シ支払フベキ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ支給スベキ額ノ限度ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ訪問看護療養費ヲ支給シタルモノト看做ス。
第二十八条ノ三ノ二ノ規定ハ第六項ノ場合ニ於テ第四項ノ規定ニ依リ算定シタル費用ノ額ヨリ当該指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付訪問看護療養費トシテ支給セララル額ニ相当スル額ヲ控除シタル額ノ支払ニ関シ之ヲ準用ス。
指定訪問看護事業者ハ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付支払フ受ケル際当該支払フ為シタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ命令ノ定ムル所ニ依リ領収証ヲ交付スベシ。
指定訪問看護事業者ガ船員保険ノ指定訪問看護ヲ行フ場合ノ準則ニ付テハ健康保険法第四十四条ノ八第二項ニ規定スル指定訪問看護ノ事業ノ運営ニ関スル基準(指定訪問看護ノ取扱ニ関スル部分ニ限ル)ノ例ニ依ルモノトシ之ニ依リ難キトキ又ハ依ルコトヲ適當トセザルトキノ準則ニ付テハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。
第二十八条第一項各号ニ掲グル療養費ハ指定訪問看護ヲ含マザルモノトス。
健康保険法第四十四条ノ四第十項乃至第十二項、第四十四条ノ七、第四十四条ノ八第四項及第四十四条ノ十並ニ本法第二十八条第四項ノ規定ハ本法ニ依リ訪問看護療養費ノ支給及指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス。
第二十九条ノ五の次に次の一条を加える。

第二十九条ノ六 被保険者又ハ被保険者タリシ者ガ療養ノ給付(特定療養費ニ係ル療養ヲ含ム)ヲ受ケル為病院又ハ診療所ニ移送セラレタルトキハ移送費トシテ命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス。
前項ノ移送費ハ命令ノ定ムル所ニ依リ都道府県知事ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ支給スルモノトス。
第三十条第二項第二号中「及第二十九条第一項ニ規定スル」を「特定療養費ニ係ル療養及訪問看護療養費ニ係ル」に改め、同項第三号ただし書を削り、同条第三項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第四項」に改める。
第三十一条第一項中「又ハ第二十九条第一項ニ規定スル療養ニ其ノ給付若ハ」を「入院時食事療養費ノ支給、特定療養費ノ支給、訪問看護療養費ノ支給又ハ移送費ノ支給(以下本条ニ於テ療養ノ給付等ト称ス)ハ当該疾病(其原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ関シ療養ノ給付等ニ係ル」に改め、「又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ医療」の下に「入院時食事療養費ニ係ル療養」を加え、「療養ノ給付又ハ第二十九条第一項ニ規定スル療養ヲ」を「療養ノ給付等ヲ」に改める。
第三十一条ノ二第一項中「自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給を」第二十八条第一項第六号ニ掲グル療養」に改め、同条第三項中「但シ」の下に「第一号乃至第六号ニ掲グル場合ニ於テハ」を「額」の下に「第七号ニ掲グル場合ニ於テハ第二号、第四号又ハ第六号ニ規定スル額ハ現ニ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ額ノ百分ノ八十二ニ相当スル額ヲ、食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ハ現ニ食事療養ニ要シタル費用ノ額ヲ」を加え、同項第一号中「第三号」を「第四号」に、「健康保険法第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」及第二十八条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、「伴フモノ」の下に「及選定療養を加え、同項第二号中「第二十八条第一項第四号」を「第二十八条第一項第五号」に、「健康保険法第四十三条第一項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ」を「食事療養及選定療養」に、「第二十八条第一項第一号乃至第三号」を「同項第一号乃至第三号」に改め、同項第三号中「第三号」を「第四

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一八

号に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「健康保険法第四十三條第一項」規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(第二十八條第一項第四号)を「選定療養タルモノ」(同項第五号)に改め、同項第四号中「第二十八條第一項第四号」を「第二十八條第一項第五号」に、「療養」を「療養(食事療養ヲ除ク本号ニ於テ之ニ同ジ)」に、「同号」を「同項第五号」に、「健康保険法第四十三條第一項」規定スル厚生大臣ノ定ムルモノを「選定療養タルモノ」に、「第二十八條第一項第一号乃至第三号」を「同項第一号乃至第三号」に改め、同項第五号中「乃至第三号」を「乃至第四号」に、「健康保険法第四十三條第一項」規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ及第二十八條第一項第四号ニ掲グル療養ニ伴フモノを「同項第五号ニ掲グル療養ニ伴フモノ」に、「同法第四十三條第一項」規定スル厚生大臣ノ定ムルモノ(第二十八條第一項第四号)を「選定療養タルモノ」(同項第五号)に改め、同項第六号中「就キ第二十八條第一項第四号」を「就キ第二十八條第一項第五号」に、「健康保険法第四十三條第一項」規定スル厚生大臣ノ定ムルモノを「選定療養タルモノ」に改め、同項に次の一号を加ふる。

七 第二号、第四号又ハ前号ニ掲グル場合ニ於テ併セテ食事療養ヲ受クル場合 第二号、第四号又ハ前号ニ規定スル額及当該食事療養ニ付算定シタル費用ノ額ヨリ標準負担額ヲ控除シタル額ノ合算額

第三十一條ノ二第四項中「第二十八條ノ四第一項」を「第二十八條ノ四第二項」に、「第二十九條第二項」を「第二十九條第二項第一号ノ費用ノ算定、前項第七号ニ規定スル食事療養ニ付テノ費用ノ算定ニ関シテハ第二十八條ノ七第二項」に改め、同条第五項中「及第二項」を削り、同条

第七項中「乃至第三項」を、「第二項及第五項」に改め、「第二十八條ノ六第一項」の下に、「第二十八條ノ七第六項」を加へ、「第二十九條ノ三及第三十一條第一項」を「並ニ第二十九條ノ三」に改め、同条第八項中「第五項」を「第四項」に、「第三項」を「第二項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を削る。

第三十一條ノ三第一項中「又ハ療養」の下に「(食事療養ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ)」を加へ、「若ハ家族療養費」を、「訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費」に改め、同条を第三十一條ノ六とし、第三十一條ノ二の次に次の三条を加ふる。

第三十一條ノ三 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ指定訪問看護事業者ニ就キ指定訪問看護ヲ受ケタルトシテ其ノ指定訪問看護ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族訪問看護療養費ノ額ハ当該指定訪問看護ニ付第二十九條ノ四第四項ノ規定ニ依ル費用ノ算定ノ例ニ依リ算定シタル費用ノ額ノ百分ノ七十二ニ相当スル額トス

健康保険法第四十四條ノ四第十項乃至第十二項、第四十四條ノ七、第四十四條ノ八第四項及第四十四條ノ十並ニ本法第二十九條ノ四第二項、第三項及第六項乃至第十項ノ規定ハ家族訪問看護療養費ノ支給及被扶養者ノ指定訪問看護ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一條ノ四 被扶養者(老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク)ガ家族療養費ニ係ル療養ヲ受クル為病院又ハ診療所ニ移送サレタルトキハ被扶養者ニ對シ家族移送費トシテ第二十九條ノ六第一項ニ規定スル命令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ支給ス

第二十九條ノ六第二項ノ規定ハ家族移送費ノ支給ニ関シ之ヲ準用ス

第三十一條ノ五 被保険者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル際家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ老人保健法ノ規定ニ依リ之ニ相当スル給付ニ係ル療養ヲ受クル被扶養者ガ引續キ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ付療養又ハ移送ヲ受ケタルトキハ被保険者タリシ者ニ對シ家族療養費、家族訪問看護療養費又ハ家族移送費ヲ支給ス但シ同法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ル間ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依ル給付ハ当該疾病(其ノ原因トナリタル疾病若ハ負傷ヲ含ム)又ハ負傷ニ關スル家族療養費ニ係ル療養若ハ家族訪問看護療養費ニ係ル療養又ハ老人保健法ノ規定ニ依ル之ニ相当スル給付ニ係ル療養ノ開始後五年ヲ経過スルニ至ル迄ノ間(当該被保険者ノ資格ノ喪失ナカリセバ其ノ者ノ被扶養者タルベキ事情ガ継続スル間ニ限ル)ニ限り之ヲ支給ス

第二十八條第四項ノ規定ハ第一項ノ規定ニ依ル給付ニ関シ之ヲ準用ス

第三節 分娩費、出産手当金及育児手当金

第三節 分娩費、出産手当金及育児手当金」を「第三節 出産育児一時金及出産手当金」に改める。

第三十二條第一項中「分娩費」を「出産育児一時金」に、「標準報酬月額ノ半額ニ相当スル金額(其ノ額取令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該取令ヲ以テ定ムル額)」を「取令ヲ以テ定ムル額」に改める。

第三十二條ノ二を次のように改める。

第三十二條ノ二 削除

第三十二條ノ三 第三十二條ノ二に改める。

第三十二條ノ四 第三十二條ノ二を「第二十八條第四項」に、「前三條」を「第三十二條及前条」に、「分娩費、出産手当金若ハ育児手当金」を「出産育児一時金若ハ出産手当金」に改める。

第三十二條ノ五を次のように改める。

第三十二條ノ五 削除

第三十三條第一項中「配偶者分娩費トシテ」を「配偶者出産育児一時金トシテ第三十二條第一項」に改め、同条第二項を削る。

第四十四條第二項を削る。

第四十四條中「又ハ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該当セザルニ至リタル日より起算シ障害年金ヲ受クル程度ノ障害ノ状態ニ該當セズシテ三年ヲ経過シタルトキ」を削る。

第五十條ノ四第五号中「連シタル」の下に「日以後ノ最初ノ三月三十一日ガ終了シタル」を加ふる。

第五十條ノ九第一項第三号中「又ハ特定療養費」を、「特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費」に改め、同項第四号中「又ハ特定療養費」を、「特定療養費ノ支給又ハ訪問看護療養費」に、「給付又ハ当該特定療養費ノ支給」を「療養ノ給付、特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費」に改め、同条第二項中「第二十八條第二項」を「第二十八條第四項」に、「特定療養費ノ支給又ハ」を「特定療養費ノ支給若ハ訪問看護療養費ノ支給又ハ」に改める。

第五十一條第一項中「療養ノ給付又ハ」の下に「入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を加ふる。

第五十二條中「若ハ特定療養費」を、「入院時食事療養費、特定療養費若ハ訪問看護療養費」に改め、「為サズ又ハ」の下に「移送費」を加ふる。

第五十三條第一項中「其ノ期間療養ノ給付」の下に「又ハ入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に、「訪問看護療養費、移送費」を加へ、「分娩費、出産手当金又ハ育児手当金」を「出産育児一時金若ハ出産手当金」に、「同項第六号ニ掲グル療養ノ給付」を「移送費ノ支給に改め、同条第二項中「療養ノ給付又ハ」の下に「入院時食事療養費」を、「特定療養費」の下に、「訪問看護療養費若ハ移送費」を加ふる。

第五十六条ノ三中「配偶者分焼費、配偶者育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産育児一時金」に、「若ハ特定療養費ノ支給又ハ分焼費、育児手当金」を「又ハ入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

「第九節 福祉施設」を「第九節 福祉事業」に改める。

第五十七条ノ二を次のように改める。

第五十七条ノ二 政府ハ健康教育、健康相談、健康診査其ノ他ノ被保険者、被保険者タリシ者及被扶養者(以下本条ニ於テ被保険者等ト称ス)ノ健康ノ保持増進ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ努ムベシ

政府ハ被保険者等ノ療養ノ為必要ナル費用ニ係ル資金又ハ用具ノ貸付其ノ他ノ被保険者等ノ療養又ハ療養環境ノ向上ノ為必要ナル事業ヲ為スコトヲ得

政府ハ前二項ニ掲グル事業ノ外被保険者等及保険給付ヲ受クル者ノ福祉ヲ増進スル為必要ナル事業(次条ノ規定ニ依ル給付ヲ含ム)ヲ為スコトヲ得

第五十八条第一項中「療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費、家族移送費」を加え、「分焼費、出産手当金、育児手当金、配偶者分焼費、配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金」に改め、同条第三項中「又ハ第二十九条第一項ニ規定スル」を、「特定療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル」に改め、「於ケル療養ノ給付」の下に、「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に、「訪問看護療養費、移送費」を加える。

第五十九条第五項中「療養ノ給付」の下に「入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、移送費」を、「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費、家族移送費」を

加え、「分焼費、出産手当金、育児手当金、配偶者分焼費、配偶者育児手当金」を「出産育児一時金、出産手当金、配偶者出産育児一時金」に改める。

第五十九条ノ二第一項中「第五十七条ノ二ノ施設」を「第五十七条ノ二第三項ノ事業」に改める。

第六十条ノ次に次の一条を加える。

第六十条ノ二 育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)其ノ他政令ヲ以テ定ムル法令ニ基ク育児休業ヲ為シタル被保険者(第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク)ガ行政庁ニ申出ヲ為シタルトキハ申出アリタル日ノ属スル月以後当該育児休業ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ係ル保険料ニ付前条ノ規定ニ依リ当該被保険者ノ負担スベキ保険料ノ額ノ中同条第一項第二号ニ規定スル額ニ相当スル額ニ付テハ之ヲ免除ス

附則第十六項中「障害年金ヲ受クベキ者ガ」の下に「其ノ支給ヲ停止セラレ又ハ」を加え、「第四十二条第一項」を「第四十二条」に改める。

附則第十八項中「第四十二条第一項」を「第四十二条」に改める。

第三條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「療養の給付」を「療養の給付等」に、「保健施設」を「保健事業」に改める。

第二十七条第二項中「厚生省令で定める事項に係る規約の変更」を同項第一号及び第二号に掲げる事項のうち、厚生省令で定めるものに改め、同条第四項中「第二項の厚生省令で定める事項に係る規約の変更」を第二項に規定する厚生省令で定める事項に改める。

「第一節 療養の給付」を「第一節 療養の給付等」に改める。

第三十六条第一項中「(その者の選定に係る特別の措置の提供その他の厚生大臣が定める療養

に係るものを除く)」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第三十六条第二項を次のように改める。

2 食事の提供たる療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行ふものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び選定療養(健康保険法第四十三条第二項に規定する選定療養をいう。以下同じ。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

第三十六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「第一項第一号から第四号までに定める」を「第一項の」に、「療養取扱機関」を「保険医療機関又は保険薬局(健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。以下同じ。)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を削る。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

第三十七条から第三十九条まで 削除

第四十条の見出しを「(保険医療機関等の責務)」に改め、同条中「療養取扱機関において行われる療養の給付に関する準則については、厚生省令で定めるもののほか、健康保険法」を「保険医療機関若しくは保険薬局(以下「保険医療機関等」という。))又は保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。以下同じ。))が、国民健康保険の療養の給付を担当し、又は国民健康保険の診療若しくは調剤に当たする場合の準則については、同法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項に規定する命令の例により難いとき又はよることが適当と認め

められないときの準則については、厚生省令で定める。

第四十条の二を削る。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除

第四十二条第一項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第三項」に改め、同項第三号イ中「第三号」を「第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改め、同号ロ中「第三十六条第一項第四号」を「第三十六条第一項第五号」に改め、同条第二項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「とられた」を「採られた」に、「つとめた」を「努めた」に、「基き」を「基づき」に改める。

第四十三条第二項及び第三項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十四条第一項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「とる」を「採る」に改め、同項第三号中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第二項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十五条の見出しを「(保険医療機関等の診療報酬)」に改め、同条第一項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条第三項及び第四項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に、「定」を「定め」に改め、同条第八項中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改める。

第四十六条を次のように改める。

(健康保険法の準用)
第四十六条 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七、第四十三条ノ十及び第四十三条ノ十四第一項の規定は、本法による療養の給付について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第五十二条を次のように改める。

(入院時食事療養費)

第五十二条 保険者は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く)が、自己の選定する保険医療機関について第三十六条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、世帯主又は組合員に対し、入院時食事療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき健康保険法第四十三条第十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする)から、同項に規定する標準負担額(以下単に「標準負担額」という。)を控除した額とする。

8 被保険者が保険医療機関について食事療養を受けたときは、保険者は、その世帯主又は組合員が当該保険医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として世帯主又は組合員に対し支給すべき額の限度において、世帯主又は組合員に代わり、当該保険医療機関に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主又は組合員に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

5 保険医療機関は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省令の定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

6 健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条

第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、保険医療機関について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第五十三条第一項及び第二項を次のように改める。

保険者は、被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く)が次の各号に掲げる療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

一 自己の選定する特定承認保険医療機関(健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。以下同じ。)について受けた療養

二 自己の選定する保険医療機関等について受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき健康保険法第四十四条第二項第一号の規定による厚生大臣の定める例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする)から、その額に第四十二条第一項各号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合(第四十三条第一項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合とする)を乗じて得た額(療養の給付について第四十四条第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額とする。)を控除した額

二 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする)から、標準負担額を控除した額

第五十三条第三項中「特定承認療養取扱機関」を「特定承認保険医療機関」に、「又は療養取扱機関」を「又は保険医療機関等」に、「第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第五項中「特定承認療養取扱機関又は療養取扱機関」を「特定承認保険医療機関又は保険医療機関等」に改め、同条第六項から第九項までを削り、同条第十項中「第三十六条から第五十一条まで(第三十六条第一項、第三十九条、第四十二条から第四十四条まで、第四十五条第一項及び第二項、第四十七条第二項、第五十条第一項並びに第五十一条第二項を除く。)」の規定は、特定承認療養取扱機関並びに特定承認保険医療機関を「健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、特定承認保険医療機関」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「第三十六条第二項から第六項まで、第四十条、第四十一条、第四十二条、第四十三条第三項から第七項まで、第四十六条、第四十八条並びに第四十九条の規定は、療養取扱機関について受けた第三十六条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及びこれに伴う特定療養費の支給並びに当該療養取扱機関」を「健康保険法第四十三条ノ二、第四十三条ノ七及び第四十三条ノ十並びに本法第三十六条第三項、第四十条及び第四十五条第三項から第八項までの規定は、保険医療機関等について受け

た選定療養及びこれに伴う特定療養費の支給」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「第二項に規定する健康保険法第四十四条第二項の規定による厚生大臣の定める例を」当該療養につき第二項の規定」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十四条第一項中「保険者は、療養の給付」の下に「入院時食事療養費の支給」を加え、「緊急その他やむを得ない理由により療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関を」保険医療機関等及び特定承認保険医療機関に、「必要がある」を「保険者がやむを得ないものに改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第五十四条第二項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関を」保険医療機関等又は特定承認保険医療機関」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。

第五十四条第三項中「当該療養」の下に「食事療養を除く。」を、「控除した額」の下に「及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した額」を加え、同条第四項中「療養についての」を削り、「第四十五条第二項の規定を」の下に「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第五十二条第二項の規定を」を加える。

第五十四条の三中「療養取扱機関」を「保険医療機関等」に改め、同条を第五十四条の五とする。

第五十四条の二に見出しとして「(特別療養費)」を付し、同条第一項中「療養取扱機関又は特

定承認療養取扱機関を「保険医療機関等若しくは

は特定承認療養取扱機関又は指定訪問看護事業

者」に、「診療又は薬剤の支給を受けたときは、

療養費を支給するものとする」を「療養を受けた

ときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に

要した費用について、特別療養費を支給する」

に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第

三十六条第二項から第六項まで、第四十条、

第四十一条、第四十五条第三項、第四十六条、

第四十八条、第四十九条並びに」を「健康保険法

第四十三条ノ二、第四十三條ノ七、第四十三條

ノ十、第四十四条ノ七及び第四十四条ノ十並び

に本法第三十六条第三項、第四十条、第四十五

条第三項、」に改め、「第五項」の下に「並びに第

五十四条の二第三項、第八項及び第十項」を加

え、「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機

関」を「保険医療機関等若しくは特定承認療養

取扱機関又は指定訪問看護事業者」に改め、「並

びに当該療養取扱機関又は特定承認療養取扱機

関」を削り、「健康保険法第四十四条第二項」を

「健康保険法第四十四条第二項第一号」に、「同法

第四十四条第二項」を「同法第四十四条第二項第

一ノの規定による厚生大臣の定め」の例により、

被保険者証が交付されているならば訪問看護療

養費の支給を受けることができる場合は同法第

四十四条ノ四第四項」に改め、同項を同条第二

項とし、同条第四項中「前条第一項」を「第五十

四条第一項」に改め、同項を同条第三項とし、

同条第五項中「療養取扱機関又は特定承認療養

取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療

養取扱機関」に改め、同項を同条第四項とし、同

条第六項中「前条第三項」を「第五十四条第三項」

に改め、「療養の給付を受けることができる場

合」との下に、「入院時食事療養費の支給を受け

けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付さ

れているならば入院時食事療養費の支給を受け

ることができる場合」とを加え、同項を同条第

五項とし、同条を第五十四条の三とし、同条の次

に次の一条を加える。

(移送費)

第五十四条の四 保険者は、被保険者(老人保

健法の規定による医療を受けることができる

者を除く)が療養の給付(特定療養費に係る

療養及び特別療養費に係る療養を含む)を受

けるため病院又は診療所に移送されたときは

は、世帯主又は組合員に対し、移送費とし

て、厚生省令の定めるところにより算定した

額を支給する。

2 前項の移送費は、厚生省令の定めるところ

により保険者が必要であると認める場合に限

り、支給するものとする。

第五十四条の次に次の一条を加える。

(訪問看護療養費)

第五十四条の二 保険者は、被保険者(老人保

健法の規定による医療を受けることができる

者を除く)が指定訪問看護事業者(健康保険

法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問

看護事業者をいう。以下同じ)について指定

訪問看護(同項に規定する指定訪問看護をい

う。以下同じ)を受けたときは、世帯主又は

組合員に対し、その指定訪問看護に要した費

用について、訪問看護療養費を支給する。た

だし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又

は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格

証明書の交付を受けている間は、この限りで

ない。

2 前項の訪問看護療養費は、厚生省令の定め

るところにより保険者が必要と認める場合に

限り、支給するものとする。

3 被保険者が指定訪問看護を受けようとする

ときは、自己の選定する指定訪問看護事業者

に被保険者証を提出して、そのものについて

受けるものとする。

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護

につき健康保険法第四十四条ノ四第四項の規

定による厚生大臣の定め」の例により算定した

費用の額から、その額に第四十二条第一項各

号の区分に応じ、同項各号に掲げる割合(第

四十三条第一項の規定により一部負担金の割

合が減ぜられたときは、当該減ぜられた割合

とする。)を乗じて得た額(療養の給付につ

て第四十四条第一項各号の措置が採られるべ

きときは、当該措置が採られたものとした場

合の額とする。)を控除した額とする。

5 被保険者が指定訪問看護事業者について指

定訪問看護を受けたときは、保険者は、その

世帯主又は組合員が当該指定訪問看護事業者

に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用

について、訪問看護療養費として世帯主又は

組合員に対し支給すべき額の限度において、

世帯主又は組合員に代わり、当該指定訪問看

護事業者が支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、世

帯主又は組合員に対し訪問看護療養費の支給

があつたものとみなす。

7 第四十二条の二の規定は、第五項の場合に

おいて第四項の規定により算定した費用の額

から当該指定訪問看護に要した費用について

訪問看護療養費として支給される額に相当す

る額を控除した額の支払について準用する。

8 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要

した費用につき、その支払を受ける際、当該

支払をした世帯主又は組合員に対し、厚生省

令の定めるところにより、領収証を交付しな

ければならない。

9 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看

護療養費の請求があつたときは、第四項に規

定する額の算定方法及び次項に規定する準則

に照らして審査した上、支払うものとする。

10 指定訪問看護事業者が、国民健康保険の指

定訪問看護を提供する場合の準則については

は、健康保険法第四十四条ノ八第二項に規定

する指定訪問看護の事業の運営に関する基準

(指定訪問看護の取扱いに関する部分)に限

る。)の例によるものとし、これにより難いと

き又はよることが適当と認められないときの

準則については、厚生省令で定める。

11 指定訪問看護は、第三十六条第一項各号に

掲げる療養に含まれないものとする。

12 健康保険法第四十四条ノ七、第四十四条ノ

八第四項及び第四十四条ノ十並びに本法第四

十五条第五項から第八項までの規定は、指定

訪問看護事業者について受けた指定訪問看護

及びこれに伴う訪問看護療養費の支給につ

て準用する。この場合において、これらの規

定に關し必要な技術的説書等は、政令で定め

る。

第五十五条第一項中「第五十三条第一項に規

定する療養若しくは療養費に係る療養」を「入院

時食事療養費に係る療養、特定療養費に係る療

養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療

養費に係る療養」に改め、「医療」の下に、「入院

時食事療養費に係る療養」を加え、「又は特定療

養費の支給(療養費の支給を含む)」を、「入院

時食事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看

護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費

の支給に改め、同条第二項中「又は特定療養

費の支給(療養費の支給を含む)」を、「入院時食

事療養費の支給、特定療養費の支給、訪問看護

療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の

支給に改め、同条第一号中「若しくは特定療養

費若しくは家族療養費」を、「入院時食事療養費

の支給、特定療養費の支給、訪問看護療養費の

支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族

訪問看護療養費の支給若しくは家族移送費」に

改め、「医療」の下に、「入院時食事療養費の支

給」を加え、「若しくは老人訪問看護療養費」を

「老人訪問看護療養費の支給若しくは移送費」

に、「又は老人訪問看護療養費」を、「老人訪問

看護療養費の支給又は移送費」に改め、同条第

三項中「又は特定療養費の支給(療養費の支給を

含む)」を、「入院時食事療養費の支給、特定療

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二二

療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給に改め、「特別療養費の支給」の下に「又は移送費の支給」を、「医療の下に」入院時食事療養費の支給を加え、「又は老人訪問看護療養費」を、「老人訪問看護療養費の支給又は移送費」に改める。

第五十六条第一項中「特定療養費の支給(療養費の支給を含む)」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給」に改め、同条第二項中「医療の下に」を「医療に関する」に改め、「又は第五十二条第二項を削り、「特定療養費又は療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費又は移送費」に改め、同条第三項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療養取扱機関」に改め、同条第四項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療養取扱機関」に改める。

第五十七条第二項中「被保険者の療養の下に(食事療養を除く。次項において同じ。)」を加え、「若しくは療養費」を、「療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費」に改める。

第五十八条第一項中「助産費」を「出産育児一時金」に改め、「若しくは助産の給付」を削る。

第五十九条中「特定療養費の支給(療養費の支給を含む。以下この節において同じ。)」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給(以下この節において「療養の給付等」という)に改める。

第六十条から第六十三条までの規定中「療養の給付又は特定療養費の支給」を「療養の給付等」に改める。

第六十五条第二項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関若しくは特定承認療養取扱機関」に、「従事する国民健康保険医」を「従事する保険医又は健康保険法第四十条ノ四第一項に規定する主治の医師」に、「当該国民健康保険医」を「当該保険医又は主治の医師」に改め、同条第三項中「療養取扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等若しくは特定承認療養取扱機関又は指定訪問看護事業所」に、「第五十三条第三項を、第五十二条第三項、第五十三条第三項若しくは第五十四条の二第五項」に改める。

第六十八条第二項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改める。

第七十条第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改め、同条第二項中「又は第五十二条第二項を削り、同条第三項第一号イ中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改め、同項第二号ロ中「第五十六条第一項」を「第五十六条第三項」に改める。

第七十二条第四項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改める。

第七十三条第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費」に改め、同条第二項中「又は第五十二条第二項を削る。

第八十条第一項中「納付義務者の住所又はその財産の所在地の市町村は、組合の請求により、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分することができる。この場合において、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならぬ」を「組合は、都道府県知事の認可を受けてこれを処分し、又は納付義務者の住所又はその財産の所在地の市町村に対しこれの処分を請求する

ことができる」に改め、同条第二項中「市町村が、前項の請求を受けた日から起算して三十日以内にその処分を着手せず、又は九十日以内にその処分を終了しないときは、組合は、都道府県知事の認可を受けて、これを処分することができる。この場合、前項の規定により組合が処分を行う」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により組合が市町村に対し処分の請求を行った場合においては、市町村は、市町村が徴収する保険料の例によつて、これを処分する。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

「第六章 保健施設を、第六章 保健事業」に改める。

第八十二条第一項中「施設、保険給付のために必要な施設、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な施設をすることとができる」を「事業を行うように努めなければならない」に改め、同条第二項中「この」を「前二項の」に、「前項の施設」を「当該事業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 保険者は、被保険者の療養のために必要な用具の貸付けその他の被保険者の療養環境の向上のために必要な事業、保険給付のために必要な事業、被保険者の療養のための費用に係る資金の貸付けその他の必要な事業を行うことができる。

第八十八条第一項及び第三項中「国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師」を「保険医及び保険薬剤師」に改める。

扱機関又は特定承認療養取扱機関」を「保険医療機関等又は特定承認療養取扱機関」に改める。

第九十八条第一項中「第八十条第一項」を「第八十条第三項」に改める。

第九十九条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第一百零四条第二項中「特定療養費若しくは特別療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費」に、「又は調剤」を、「調剤又は指定訪問看護」に改める。

(児童福祉施設等に入所中の被保険者の特例) 第一百零六条の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定による児童福祉施設への入所措置(同条第二項の規定による指定国立療養所等への治療等の委託措置を含む。)身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)第十八条第四項第三号の規定による身体障害者更生保護施設への入所措置、精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定による精神薄弱者援護施設若しくは心身障害者福祉協会の設置する福祉施設への入所措置又は老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第十一條第一項第一号若しくは第二号の規定による養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームへの入所措置が採られたため一の市町村の区域内に住する有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採

られた際現に他の市町村の区域内に住所を有してゐたと認められるものは、第五条の規定にかかわらず、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

第二百二十条中「療養取扱機関の申出の受理、特定承認療養取扱機関の承認及び国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録に關し都道府県知事の行うべき事務については、政令」を削る。

第二百一十一条第一項中「療養取扱機関若しくは特定承認療養取扱機関を、保険医療機関等若しくは特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「第四十五條第七項」の下に「第五十二條第六項、第五十三條第六項及び第七項並びに第五十四條の二第十二項において準用する場合を含む。」を加える。

附則第八項第一号及び第九項第一号中「特定療養費、療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改める。

附則第十一項中「第五十四條の二第四項」を「第五十四條の三第三項」に、「第五十四條の二第六項」を「第五十四條の三第五項」に改める。
(老人保健法の一部改正)

第四条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六條」を「第七條」に、「老人保健審議会第七條」第十一條を「削除」に改め、「第三節 医療」の下に「並びに入院時食事療養費」を、「医療の実施」の下に「並びに入院時食事療養費」を加え、「第六節 研究開発の推進」(第四十六條の五の四)を「第六節 移送費の支給」(第四十六條の五の四)に、「第七節 研究開発の推進」(第四十六條の五の六)を「第七節 移送費の支給」(第四十六條の五の六)に改める。
第五條中「施設又は」を削る。

第六條第五項中「第三十一條の二第二項」を「第三十一條の三第一項第一号」に、「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改める。

第七條を削り、第一章第六條の次に次の一條を加える。

(諮問)

第七條 厚生大臣は、この法律の規定による一部負担金及び提出金並びに老人保健施設に關する事項その他の老人保健に關する重要事項(第三十條第一項、第三十一條の二第八項、第三十一條の三第七項、第四十六條の二第五項、第四十六條の五の二第三項、第四十六條の八第六項及び第四十六條の十七の五第四項に規定する事項を除く)については、あらかじめ、政令で定める審議会(以下「審議会」という)に諮問するものとする。

第二章 削除

第八條から第十一條まで 削除

第十二條中第五号の四を第五号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

五の六 移送費の支給

第十二條中第五号の三を第五号の四とし、第五号の二を第五号の三とし、第五号の次に次の一号を加える。

五の二 入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)

第十七條中「第三十一條の二第二項に規定する厚生大臣が定める療養に係るものを除く。」を削り、同条第五号及び第六号を削り、同条第七号を同条第六号とし、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 家庭における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
第十七條に次の一項を加える。

2 食事の提供たる療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行ふものに限る。以下「食事療養」という)に係る給付及びこの法律の規定による医療を受けることができる者(以下「老人医療受給対象者」という)の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生大臣が定める療養(以下「選定療養」という)に係る給付は、前項の医療に含まれないものとする。

第十七條の四を第十七條の五とし、同条の次に次の一條を加える。

(移送費の支給)

第十七條の六 移送費の支給は、第四十六條の五の四の規定により支給する給付とする。
第十七條の三を第十七條の四とし、第十七條の二中「第三十一條の二第一項」を「第三十一條の三第一項」に改め、同条を第十七條の三とし、第十七條の次に次の一條を加える。
(入院時食事療養費の支給)

第十七條の二 入院時食事療養費の支給は、第三十一條の二第一項の規定により支給する給付とする。

第二十條中「医療(医療費の支給を含む。)」の下に、「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)」を加え、「及び老人訪問看護療養費の支給」を、「老人訪問看護療養費の支給及び移送費の支給」に改める。

第二十二條中「施設又は」を削る。

第三章第三節の節名中「医療」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。

第三章第三節第一款の款名中「医療の実施」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。
第二十五條第二項中「第十七條第四号から第六号までに掲げる給付及び同条第七号を「第十七條第一号から第四号までに掲げる給付又は同条第七号に掲げる給付」を「第十七條第一項各号に掲げる給付(同項第六号に掲げるものにあつては、」に改め、同項第二号を削り、同項第三

号中「前二号」を「前号」に、「診療所及び」を「及び診療所」第三十一條の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。並びに」に改め、同号を同項第二号とし、同条第四項中「同項第三号」を「同項第二号」に改め、同条第五項第二号を削り、同項第三号中「第三項第三号」を「第三項第二号」に、「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条に次の一項を加える。

6 第一項の規定にかかわらず、七十歳以上の加入者等であつて国民健康保険法第十六條の二に規定する他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とされた者に対しては、当該他の市町村の長が医療を行う。

第二十八條第一項第一号中「第十七條第一号から第三号まで」を「第十七條第一項第一号から第四号まで」に、「同条第四号」を「同項第五号」に改め、同項第二号中「第十七條第四号」を「第十七條第一項第五号」に改め、同条第五項中「第十七條第七号」を「第十七條第一項第六号」に改める。

第三十一條の二第二項及び第二項を次のように改める。
市町村長は、老人医療受給対象者が、次に掲げる療養を受けたときは、その者に對し、その療養に要した費用について、特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四條第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関(以下単に「特定承認保険医療機関」という)のうち自己の選定するものについて受けた療養

二 保険医療機関等のうち自己の選定するものについて受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に規定する額の合計額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)につき第三十條第一項に規定する医療に要する費用の額の算定に關する基準を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額とする。以下この項において「特定療養費算定額」という。)から第二十八條に規定する一部負担金に相当する額を控除した額とする。ただし、選定療養と併せて第十七條第一項第一号から第五号までに掲げる給付に係る療養を受けた者に係る特定療養費の額は、特定療養費算定額とする。

二 当該食事療養につき前条第二項に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から標準負担額を控除した額

第三十一條の二第三項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第四項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第六項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第七項中「第一項に規定する療養」を「選定療養」に改め、「第二項」を「第二項第一号」に改め、同条第九項中「(第三号を除く。)」を「第一号」に改め、「前条」を「第三十一條」に改め、「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第十項中「前条」を「第三十一條」に改め、同条第十一項中「第一項に規定する厚生大臣が定める療養」を「選定療養」に改め、同条第三十一條の三とし、第三十一條の次に次の一條を加える。

(入院時食事療養費)
第三十一條の二 市町村長は、老人医療受給対象者が、保険医療機関等(薬局を除く。以下

この条において同じ。)のうち自己の選定するものについて第十七條第一項第五号に掲げる給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、その者に對し、入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。)から、平均的な家計における食費の状況その他の事情を勘案して厚生大臣が定める額(所得の状況その他の事情を勘案して厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める額とする。以下「標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 厚生大臣は、標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

4 保険医療機関等及び保険医等(薬剤師を除く。)は、厚生大臣が定める入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準に従い、入院時食事療養費に係る療養を取り扱い、又は担当しなければならない。

5 老人医療受給対象者が保険医療機関等について食事療養を受けたときは、市町村長は、その老人医療受給対象者が当該保険医療機関等に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として老人医療受給対象者に對し支給すべき額の限度において、老人医療受給対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があつたときは、老人医療受給対象者に対し入院時食事療養費の支給があつたものとみなす。

7 保険医療機関等は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をし

た老人医療受給対象者に対し、厚生省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。

8 厚生大臣は、第二項の規定による基準及び第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱い及び担当に關する基準を定めようとするときは、あらかじめ中央社会保険医療協議会の意見を聴かなければならない。

9 第三十條第二項の規定は、前項に規定する事項に關する中央社会保険医療協議会の権限について準用する。

10 第二十五條第三項から第五項まで、第二十七條、第二十九條第二項及び第三項並びに前条の規定は、保険医療機関等について受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に關し必要な技術的調整等は、政令で定める。

第三十二條第一項中「医療又はを、医療、入院時食事療養費の支給又はは」に改め、同項第一号中「医療の下に、入院時食事療養費の支給」を加え、同項第二号及び第三号中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、同条第二項中「係る療養」の下に「(食事療養を除く。次項において同じ。)」を、「控除した額の下に」及び「食事療養に要する費用の額から標準負担額に相当する額を控除した額」を加え、同条第三項中「算定した額とし」の下に「食事療養に要する費用の額は、第三十一條の二第二項の厚生大臣が定める基準により算定した額とし」を加え、「前条第二項」を「前条第二項第一号」に改め、「医療又はは」の下に「食事療養若しくはを」を加え、同条第四項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改める。

第三十三條中「医療(医療費の支給を含む。)」の下に「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。)」を加える。

第三十四條中「第四十二條第三項を除き、以下この款において同じ。)」の下に「入院時食事療養費の支給(医療費の支給を含む。同項を除き、以下この款において同じ。)」を加える。

第三十五條、第三十六條の前の見出し及び第三十六條から第三十八條までの規定中「医療の下に、入院時食事療養費の支給」を加える。

第三十九條中「市町村長は、医療の下に、入院時食事療養費の支給」を、「理由なしに医療の下に、入院時食事療養費に係る療養」を、「従わなるときは、医療の下に、入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十條中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十一條第一項中「において、医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を、「償額」の下に「支給した入院時食事療養費の額」を加え、同条第二項中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加え、同条次の一項を加える。

3 市町村長は、第一項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を連合会であつて厚生省令の定めるものに委託することができる。

第四十二條第一項中「よつて医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を、「償額」の下に「支給した入院時食事療養費の額」を加え、同条第二項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、「医療又はは」を「医療、入院時食事療養費の支給又はは」に改め、同条第三項中「特定承認保険医療機関等」を「特定承認保険医療機関」に改め、「費用の支払」の下に「第三十一條の二第五項の規定による支払」を加え、「第三十一條の二第四項」を「第三十一條の三第四項」に改める。

第四十三條中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を、「当該医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を、「又は当該医療」の下に「入院時食事療養費に係る療養」を加える。

に「入院時食事療養費に係る療養」を加える。

第四十四条第一項及び第二項中「医療」の下に「入院時食事療養費の支給」を加える。

第四十五条及び第四十六条中「第十七条第七号」を「第十七条第一項第六号」に改め、「除く。」の下に「並びに入院時食事療養費」を加える。

第三章第六節中第四十六条の五の四を第四十六条の五の六とし、同節を同章第七節とし、同章第五節の次に次の一節を加える。

第六節 移送費の支給

第四十六条の五の四 市町村長は、老人医療受給対象者が医療（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、その者に対し、移送費として、厚生省令で定めるところにより算定した額を支給する。

（準用）

第四十六条の五の五 第三十四条から第四十三条まで、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条、第四十六条の二第二項並びに第四十六条の四の規定は、移送費の支給について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的統制等は、政令で定める。

第四十六条の八第四項中「提供するものとし」を「提供する」とともに、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常にサービスを受ける者の立場に立つてこれを提供するように努め」に改める。

第四十六条の十七の三中「提供するものとし」を「提供する」とともに、自らその提供する指定老人訪問看護の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定老人訪問看護を受ける者の立場に立つてこれを提供するように努め」に改める。

第四十八条第一項中「第十七条第四号」を「第十七条第一項第五号」に、「同条第一号から第三号まで」を「同項第一号から第三号まで」に、「第

七号」を「第六号」に改め、「」に限る。」の下に「入院時食事療養費の支給 老人医療受給対象者が看護強化病床について受ける食事療養に係るものに限る。」を加え、「第三十一条の二第九項」を「第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項」に改める。

第五十七条中「第三十一条の二第九項」を「第三十一条の二第十項並びに第三十一条の三第九項」に改める。

第六十四条第二項中「施設をする」を「事業を行う」に改める。

第八十二条第一項中「権利及び」の下に「入院時食事療養費」を加え、「又は老人訪問看護療養費の支給を、老人訪問看護療養費の支給又は移送費の支給」に改める。

第八十六条中「医療（医療費の支給を含む。）」の下に「入院時食事療養費の支給（医療費の支給を含む。）」を加える。

附則第三条から第五条までを次のように改める。

（提出金の徴収及び納付義務に関する特例）

第三条 基金は、平成十二年三月三十一日までの間、第五十三条第一項に規定する提出金のほか、第六十四条第二項に規定する業務のうち政令で定めるもの及び当該業務に関する事務の処理に要する費用に充てるため、年度ごとに、保険者から、事業費提出金及び事務費提出金を徴収するものとする。

2 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 保険者は、事業費提出金及び事務費提出金を納付する義務を負う。

第四条 前条第一項の規定により各保険者から徴収する事業費提出金の額は、第五十五条第一項の規定により算定された概算医療費提出金の額（平成六年度にあつては、その二分の一の額とする。）に、保健事業の実施状況、各医

療保険の運営の状況、医療費提出金の額の動向等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額とする。

2 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

（準用）

第五十五条 第五十七条から第六十二条まで、第六十四条第一項第一号、第六十七条、第七十九条第三項及び第四項、第八十条、第八十一条第一項、第八十二条第一項、第八十五条第一項並びに第八十七条第二項第一号の規定は、附則第三条第一項の規定により基金が徴収する事業費提出金及び事務費提出金について、第七十一条の規定は、附則第三条第一項の政令で定める業務に関する利益及び損失の処理について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的統制等は、政令で定める。

（老人福祉法の一部改正）

第五十五条 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条の二」を「第十条の二の二」に、「第二十條の七」を「第二十條の七の二」に改める。

第五十五条の三「及び老人福祉センター」を「老人福祉センター及び老人介護支援センター」に改める。

第五十五条の四第二項第二号中「関する」を「関し、必要な情報の提供を行い、並びに」に改める。

第六十六条の二中「規定する」の下に「情報の提供並びに」を加え、「養護者」を「その者を現に養護する者」に改め、「老人デイサービスセンター」の下に「老人介護支援センター」を加える。

第一章中第十条の二の次に次の一条を加える。

（諮問）

第十条の二の二 厚生大臣は、老人の福祉に関

する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

第十五条第二項及び第十六条第一項中「又は老人短期入所施設」を「老人短期入所施設又は老人介護支援センター」に改める。

第十七条第一項中「中央社会福祉審議会」を「審議会」に改める。

第十八条第一項並びに第十八条の二第二項及び第三項中「若しくは老人短期入所施設」を「老人短期入所施設若しくは老人介護支援センター」に改める。

第十九条第一項中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同条第三項中「中央社会福祉審議会」を「審議会」に改める。

第二十條の二を第二十條の二の二とし、第二十條の次に次の一条を加える。

（処遇の質の評価等）

第二十條の二 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設を設置者は、自らその行う処遇の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に処遇を受ける者の立場に立つてこれを行うように努めなければならない。

第三章中第二十條の七の次に次の一条を加える。

（老人介護支援センター）

第二十條の七の二 老人介護支援センターは、第六條の二に規定する情報の提供並びに相談及び指導、市町村の行う介護の措置等及び老人の心身の健康の保持に関する措置に係る主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人福祉施設、医療施設等との連絡調整その他の厚生省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。

第三十一条の二第一項第二号中「図る」を「図

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二六

り、及び入所者の立場に立つた処遇を行う」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中健康保険法第二十三条の改正規定、同法第二十三条ノ二の改正規定、同法第三十七條ノ二の改正規定、同法第七十一條ノ三の改正規定、同法第七十一條ノ四の改正規定及び同法第七十六條の改正規定(同法附則第三条、第五条、第八条及び第九条第六項の改正規定を含む。)並びに第二条中船員保険法の目次の改正規定(「福祉施設」を「福祉事業」に改める部分に限る。)、同法第三章の章名の改正規定、同法第二十三条第二項の改正規定、同法第五十條ノ四の改正規定、同法第三十七條ノ二の改正規定、同法第五十九條ノ二第一項の改正規定及び同法第六十條の次に一條を加える改正規定並びに第三条中船員保険法の目次の改正規定(「保健施設」を「保健事業」に改める部分に限る。)、同法第六章の章名の改正規定、同法第八十二條の改正規定及び同法第一百六條の次に一條を加える改正規定並びに第四条中老人保健法第五條の改正規定、同法第二十二條の改正規定及び同法第二十五条に一項を加える改正規定並びに附則第二十九條の規定並びに附則第三十條の規定並びに附則第五十六條の規定並びに附則第六十一條の規定 平成七年四月一日
- 二 第一条中健康保険法第四章の二の改正規定(「二十八日」を「二十六日」に改める部分に限る。)、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第四条中老人保健法第四十一條に一項を加える改正規定、同法第四十六條の八第四項の

改正規定並びに同法第四十六條の十七の三の改正規定並びに第五條中老人福祉法の目次の改正規定(第二十條の七に係る部分に限る。)、同法第五條の三の改正規定、同法第五條の四第二項第二号の改正規定、同法第六條の二の改正規定、同法第十五條第二項の改正規定、同法第十六條第一項の改正規定、同法第十八條の二第一項及び第三項の改正規定、同法第十九條第一項の改正規定、同法第二十條の二を同法第二十條の二とし、同法第二十條の次に一條を加える改正規定、同法第二十條の七の次に一條を加える改正規定並びに同法第三十一條の二第二項第二号の改正規定並びに附則第三十一條中社会福祉事業法第二條第三項第二号の三の改正規定 公布の日

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

- 第二条 平成六年十月一日前に健康保険の被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下この条において同じ。)の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者(健康保険法第二十条の規定による被保険者の資格を有する者及び同法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者の資格を有する者を除く。)のうち、同年七月一日から同年九月三十日までの間に被保険者の資格を取得した者又は同法第三條第四項の規定により同年八月若しくは同年九月から標準報酬が改定された者であつて、同月の標準報酬月額が八万六千円以下であるものの標準報酬額は、当該標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一條の規定による改正後の健康保険法(以下「新健康法」という。第三條第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして、被保険者が改定する。
- 2 前項の規定により改定された標準報酬額は、平成六年十月一日から平成七年九月三十日までの標準報酬とする。
- 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)

う。前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第四条 厚生大臣の定める病院又は診療所(新健康法第四十四條第一項第一号に規定する特定承認医療機関を除く。)において、新健康法第四十三條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する場合(以下この項において「付添看護」という。))を受けたときは、平成八年三月三十一日(付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたもの)における付添看護については、その日後厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を新健康法第四十四條ノ二又は新健康法第六十九條の十四第一項(新健康法第六十九條の二十六第四項において準用する場合を含む。)に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

- 2 前項の規定は、健康保険法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。
- 第五条 新健康法第四十四條ノ四第四項(同項の規定を準用し、又は同項の規定の例による場合を含む。)に規定する訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号。附則第十三條、附則第四十七條第四項及び附則第四十九條第四項において「昭和五十九年改正法」という。附則第四條第一項の規定により厚生大臣が告示する日までの間は百分の九十とする。
- 2 前項の規定は、新健康法附則第九條第一項に規定する特例退職被保険者には、適用しない。
- 第六条 この法律の施行の際現に老人保健法第四

十六條の五の二第二項に規定する指定老人訪問看護事業者であるものについては、新健康法の施行日に、新健康法第四十四條ノ四第一項の指定訪問看護事業者の指定があつたものとみなす。ただし、その指定老人訪問看護事業を行う者が施行日の前日までに、厚生省令の定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第七条 施行日前に入院していた健康保険の被保険者又は被保険者であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第八条 新健康法第五十條第一項、第五十九條ノ四、第六十九條の十七及び第六十九條の二十四の規定は、分べんの日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者のこの法律による改正前の健康保険法の分べん費、育児手当金、配偶者分べん費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

(入院時食事療養費及び訪問看護療養費の支給等に関する規定の施行前の準備)

- 第九条 厚生大臣は、新健康法第四十三條ノ十七第二項の標準負担額、新健康法第四十四條ノ八第一項の厚生省令及び同条第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準(指定訪問看護の取扱いに関する部分を除く。)、その他新健康法に基づき制度の実施の大綱に関するものを定めようとするときは、施行日前において新健康法第一條ノ二に規定する政令で定める審議会に諮問することができる。
- 2 厚生大臣は、新健康法第四十三條ノ十七第二項の基準、同条第九項において準用する新健康法第四十三條ノ四第一項及び第四十三條ノ六第一項の厚生省令、新健康法第四十四條ノ四第四項に規定する定め並びに新健康法第四十四條ノ

八第二項に規定する指定訪問看護の事業の運営に關する基準（指定訪問看護の取扱に關する部分に限る。）を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会に諮問することができる。

（船員保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十條 平成六年十月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被保険者の資格を有する者（船員保険法第十九条ノ三の規定による被保険者の資格を有する者を除く。）のうち、同年九月の標準報酬月額が八万六千円以下である者については同年十月からその標準報酬を改定する。

第十一條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る船員保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第十二條 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第二条の規定による改正後の船員保険法（以下「新船保法」という。）第二十八條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であった者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、新船保法第二十八條第三項に規定する給付対象者（看護を受けたときは、平成八年三月三十一日（附則第四条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護について、その日後同項に規定する厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新船保法第二十九條ノ二に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。）

第十三條 新船保法第二十九條ノ四第四項に規定する訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年改正法附則第四条第一項に規定する厚生大臣が告示する日までの間は

百分の九十とする。

第十四條 施行日前に入院していた船員保険の被保険者又は被保険者であった者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

第十五條 新船保法第三十二條及び第三十三條の規定は、分べんの日が施行日以後である被保険者及び被保険者であつた者について適用し、分べんの日が施行日前である被保険者及び被保険者であつた者のこの法律による改正前の船員保険法の分擔費、育児手当金、配偶者分擔費及び配偶者育児手当金については、なお従前の例による。

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第十六條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国民健康保険法の規定による給付については、なお従前の例による。

第十七條 附則第四条第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、第三条の規定による改正後の国民健康保険法（以下「新国保法」という。）第三十六條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、附則第四条第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日（附則第四条第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新国保法第五十四條第一項又は新国保法第五十四條の三第三項に規定する療養の給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

の出産に係る給付については、なお従前の例による。

第十九條 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の国民健康保険法（以下「旧国保法」という。）第三十六條第三項に規定する国民健康保険医若しくは国民健康保険薬剤師であつて健康保険法第四十三條ノ二に規定する保険医（以下この条において単に「保険医」という。）若しくは保険薬剤師（以下この条において単に「保険薬剤師」という。）でないもの又は旧国保法第三十六條第四項に規定する療養取扱機関であつて健康保険法第四十三條第三項第一号に規定する保険医療機関（以下この条において単に「保険医療機関」という。）若しくは保険薬局（以下この条において単に「保険薬局」という。）でないものについては、平成七年三月三十一日までの間、国民健康保険の被保険者及び被保険者に対する関係においてのみ、保険医、保険薬剤師、保険医療機関又は保険薬局たるものとみなす。

第二十條 新国保法第六十六條の二の規定は、同条に規定する入所措置が採られたため平成七年四月一日以後に一の市町村又は特別区（以下単に「市町村」という。）の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

（老人保健法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る老人保健法の規定による給付については、なお従前の例による。

第二十二條 厚生大臣の定める病院又は診療所（新国保法第四十四條第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、第四条の規定による改正後の老人保健法（以下「新老人保健法」という。）第十七條第一項第五号に掲げる給付を受ける老人医療受給対象者（厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下

この条において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新老人保健法第三十二條第一項に規定する医療とみなして同項の規定を適用する。

（入院時食事療養費に關する規定の施行前の準備）

第二十三條 厚生大臣は、新老人保健法第三十一條の二第二項に規定する標準負担額を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会に諮問することができる。この場合において、当該諮問に係る老人保健審議会からの答申は、新老人保健法第七條に規定する政令で定める審議会からの答申とみなす。

2 厚生大臣は、新老人保健法第三十一條の二第二項に規定する基準並びに同条第四項に規定する入院時食事療養費に係る療養の取扱及び担当に關する基準を定めようとするときは、施行日前においても中央社会保険医療協議会の意見を聴くことができる。

（事業費提出金等に關する規定の施行前の準備）

第二十四條 厚生大臣は、新老人保健法附則第三条第一項の政令を定めようとするとき、及び新老人保健法附則第四条第一項の政令を定めようとするときは、施行日前において老人保健審議会の意見を聴くことができる。この場合において、老人保健審議会が述べた意見は、新老人保健法第七條に規定する政令で定める審議会が述べた意見とみなす。

（老人保健法の一部改正に伴う国家公務員等共済組合の業務等の特例）

第二十五條 新老人保健法附則第三条第一項の規定により拠出金の徴収が行われる場合における国家公務員等共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の規定の適用については、同法第三条

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二七

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

二八

第四項中「第五十三条第一項」とあるのは、「第五十三条第一項及び同法附則第三條第一項」とする。

2 新老健法附則第三條第一項の規定により提出金の徴収が行われる場合における地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の規定の適用については、同法第五十三條第一項中「第五十三條第一項」とあるのは、「第五十三條第一項及び同法附則第三條第一項」とする。

(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第二十六條 この法律の施行の際現に第五條の規定による改正後の老人福祉法(以下この条において「新老人福祉法」という。)第二十條の七の二に規定する老人介護支援センターを設置している国及び都道府県以外の者について新老人福祉法第十五條第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「健康保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第二十号)附則第一條第三号に規定する規定の施行の日から起算して三月以内に」とする。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十七條 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四條第一項中「及び第四十三條ノ十七」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第五條第一項中「新健法第四十四條第二項」を「健康保険法第四十四條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第十三條第一項中「及び第二十八條ノ七」を削り、「これら」を「同項」に改める。

附則第十四條中「新船保法第二十九條第二項」を「船員保険法第二十九條第二項第一号」に、「同項」を「同号」に改める。

附則第四十七條第一項中「この法律による改正後の国家公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)(第五十五條の第二

項)を「国家公務員等共済組合法第五十五條の第三項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「改正後の法」を「改正後の国家公務員等共済組合法(第四項において「改正後の法」という。))」に改める。

附則第四十九條第一項中「この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)(第五十七條の第二項)を「地方公務員等共済組合法第五十七條の第三項第一号」に、「同項」を「同号」に改め、同条第二項中「改正後の法」を「改正後の地方公務員等共済組合法(第四項において「改正後の法」という。))」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第二十八條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第一項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 前二号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

第十三條第二項中「同法第三十一條の第二項」を「同法第三十一條の第二十項並びに第三十一條の第三項」に改める。

第十四條第一項中、「第二項及び」を「及び第四号、第二項並びに」に改める。

第十四條の三第三項中「第十三條第二項」を「第十三條第一項第四号、第二項」に、「する医療機関」を「する医療を担当する機関」に、「当該医療機関」を「当該機関」に改める。

第十四條の六第一項中、「第二項及び」を「及び第四号、第二項並びに」に改める。

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第二十九條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保健施設費、福祉施設費」を「保健事業費、福祉事業費」に、「及保健施設」を「及保

健事業」に改める。

第六條中「保健施設費、福祉施設費」を「保健事業費、福祉事業費」に改める。

第七條第三項中「保健施設費及び福祉施設費」を「保健事業費及び福祉事業費」に改める。

第十條第二項中「保健施設費又は福祉施設費」を「保健事業費又は福祉事業費」に、「及保健施設」を「及保健事業」に改める。

第十八條ノ六中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改める。

第十九條第二項第三号中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改め、同項第四号中「保健施設費及び福祉施設費」を「保健事業費及び福祉事業費」に改める。

(船員保険特別会計法の一部改正)
第三十條 船員保険特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三條中「福祉施設費」を「福祉事業費」に改める。

(社会福祉事業法の一部改正)
第三十一條 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第二号の三中「又は老人福祉センター」を「老人福祉センター又は老人介護支援センター」に改める。

第七條第一項中「三十人」を「二十五人」に改める。

第十條第一項中「老人の福祉に関する事項を調査審議するため、老人福祉専門分科会」を削る。

(児童福祉法の一部改正)
第三十二條 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養

に伴う世話その他の看護

第二十條第四項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関」に改める。

第二十一條の九第二項中「第二十條第三項の下に(第四号を除く。))」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)
第三十三條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第十九條の二第一項中「その他の病院若しくは診療所」の下に「これらに準ずるもの」として政令で定めるものを加える。

(精神保健法の一部改正)
第三十四條 精神保健法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第一項中「政令で定める病院若しくは診療所」を「病院若しくは診療所(これらに準ずるものを含む。))」に、「薬局」を「薬局であつて政令で定めるもの(これに改め、「除く。」の下に「次条において「医療機関等」という。))」を加え、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十二條の二第一項及び第二項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療機関等」に改める。

(生活保護法の一部改正)
第三十五條 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五條第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

次条において「医療機関等」という。))」を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第四十九条中「その他の病院、診療所」の下に「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を加える。

(結核予防法の一部改正)

第三十六條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「病院若しくは診療所又は薬局」を「医療を担当する機関」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十五條第一項中「第四号」を「第五号」に、「並びに」を「及び」に改め、「第五号及び」を削り、同項第五号を削り、同項第四号中「収容を入院及びその療養に伴う世話その他の看護に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第三十六條第一項中「その他の病院若しくは診療所」の下に「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を加える。

第四十一條第一項中「第四号」を「第五号」に、「並びに」を「及び」に改め、「看護及び」を削り、「行なわれた」を行われたに改め、同条第四項中「並びに看護」を削り、「若しくは医療費」を「医療費若しくは移送費」に改める。

(原子爆弾被害者の医療等に関する法律の一部改正)

第三十七條 原子爆弾被害者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第九條第一項中「診療所」の下に「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を加える。

第十四條の二第一項中「医療機関から」を「者から」に改める。

第十四條の三第一項中「診療所」の下に「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を加える。

(戦傷病者特別保護法の一部改正)

第三十八條 戦傷病者特別保護法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十一條第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第十二條中「診療所」の下に「これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。」を加える。

第十七條第一項中「医療機関から」を「者から」に改める。

(母子保健法の一部改正)

第三十九條 母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第四十條 公害健康被害の補償等に関する法律(第四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項

第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第十九條第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

第二十條第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、病院若しくは診療所(これらに準ずるものを含む。)又はは薬局であつて総理府令で定めるもの

(連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正)

第四十一條 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第四十二條 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(国家公務員災害補償法の一部改正)

第四十三條 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「左に」を「次に」に改め、同条第五

号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第四十四條 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第五号を削り、同条第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

(船員法の一部改正)

第四十五條 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第九十條中「左の」を「次の」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号を削り、同条第四号中「病院、診療所その他」を削り、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

(国家公務員等共済組合法の一部改正)

第四十六條 国家公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「又は第五十五條の二第一項」を「若しくは第五十五條の三第一項第一号」に、「第五十八條」を「第五十八條第一項」に改め、「保険医をいう。」の下に「又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第一項に規定する主治の医師」を、「その保険医」の下に「又は主治の医師」を加え、同条第三項中

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三〇

「又は第五十五条の二第二項に規定する特定承認医療機関」を「若しくは第五十五条の三第三項第一号に規定する特定承認医療機関又は第五十六条の二第二項に規定する指定訪問看護事業者」に、「又は特定承認医療機関」を「若しくは特定承認医療機関又は指定訪問看護事業者」に改める。

第五十一条第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費」に改め、同条第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 削除

第五十四条第一項中「第五十六条」を「第五十六条の三」に改め、「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

第五十四条第二項を次のように改める。

2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び健康保険法第四十三条第二項に規定する厚生大臣の定める療養(以下「選定療養」という。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

第五十五条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とする。

第五十五条の二第二項及び第二項を次のように改める。

り、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認医療機関(以下「特定承認医療機関」という。)から受けた療養

二 第五十五条第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(特定承認医療機関を除く。以下「保険医療機関等」という。)から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に規定する金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に規定する金額との合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される額の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)の百分の八十に相当する金額

二 当該食事療養について健康保険法第四十四条第二項第二号に規定する厚生大臣の定める基準により算定される額の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十五条の二第三項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「対して」を「対し」に改め、同条第四項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第七項中「前条第一項第一号」を「第五十五条第一項第一号」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に、

「前条第一項の規定」を「第五十五条第一項の規定」に改め、「療養の給付」の下に「(前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。以下「食事療養」という。以下「選定療養」という。以下「指定訪問看護事業者」という。以下「指定訪問看護」)」を加え、同条第八項中「前条第八項」を「第五十五条第七項」に、「第二項」を「第二項」に改め、同条を第五十五条の三とし、第五十五条の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)

第五十五条の二 組合員が公務によらない病氣又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十四条第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたときは、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準により算定される額の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)の百分の八十に相当する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第一項第二号又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合においては、組合員は、その組合員が当該医療機関に支給すべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

第五十六条第一項中「組合は、療養の給付」の下に「入院時食事療養費の支給を加え、同条第二項中「第五十四条第一項第一号から第四号まで」を「第五十四条第一項各号」に改め、同条第三項中「当該療養」の下に「(食事療養を除く。以下「選定療養」という。以下「指定訪問看護事業者」という。以下「指定訪問看護」)」を加え、「その額が現に療養に要した費用の額(その額が現に食事療養に要した費用の額)を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額の合算額」を加え、「当該金額」を「当該合算額」に改め、同条第四項中「前項の療養について」を「前項」に改め、「要する費用の額の算定」の下に「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十五条の二第二項の食事療養費についての費用の額の算定」を加える。

第五十六条の次に次の二条を加える。

(訪問看護療養費)

第五十五条の二 組合員が公務によらない病氣又は負傷により、健康保険法第四十四条ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、組合員が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される額の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

- 3 組合員が指定訪問看護事業から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
 - 4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。
 - 5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。
 - 6 指定訪問看護は、第五十四条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。
 - 7 第五十五条第七項の規定は、第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。
- (移送費)
- 第五十六条の三 組合員が療養の給付(特定療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。
- 2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ十四第一項に規定する命令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。
- 第五十七条第一項中「第四項及び第五項」を「以下この条から第五十七条の三まで」に、「費用につき、組合員に」を「費用について組合員に対し」に改め、同条第二項中「ただし」の下に「第一号から第六号までに掲げる場合において、」を加え、「当該療養」を「療養」に改め、「金額

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

を」の下に、「第七号に掲げる場合においては、第二号、第四号又は第六号に規定する金額は現に療養に要した費用の額の百分の八十に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を加え、同項第一号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、「併う療養」の下に「及び選定療養」を加え、同項第二号中「第五十四条第一項第四号」を「第五十四条第一項第五号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「食事療養及び選定療養」に、「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第三号まで、同項第三号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「同項第四号」を「同項第五号」に、「同項第一号から第三号まで、第五号若しくは第六号」に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養を、同項第一号から第四号までに掲げる療養であつて選定療養に、「第五十四条第一項第四号」を「同項第五号」に改め、同項第四号中「第五十四条第一項第四号に掲げる療養」を「第五十四条第一項第五号に掲げる療養(食事療養を除く。以下この号において同じ。)」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第三号まで」に改め、同項第五号中「第五十四条第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「第五十四条第一項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十四条第一項

第四号に掲げる療養に伴う療養」を「同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養」に、「同項第一号から第三号まで、第五号又は第六号」を「同項第一号から第四号まで」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「(第五十四条第一項第四号)」を「(同項第五号)」に改め、同項第六号中「第五十四条第一項第四号」を「第五十四条第一項第五号」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「食事療養及び選定療養」に、「及び第五十四条第一項第四号に掲げる療養」を「及び同号に掲げる療養(食事療養を除く。)」に、「健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同項に次の一号を加える。

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合において併せて食事療養を受ける場合 第二号、第四号又は前号に規定する金額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額

第五十七条第三項中「第五十五条の二第二項」を「第五十五条の三第二項」に、「算定の例」を「算定、前項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に關しては、第五十五条の二第二項の食事療養についての費用の額の算定の例」に改め、同条第七項を次のように改める。

7 第五十五条の二第六項、第五十五条の三第六項並びに第五十六条第一項及び第二項の規定は、家族療養費の支給について準用する。

第五十七条第七項に、「療養につき」を「療養につき」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項において準用する第五十六条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額(同条第一項の規定による場合には、当該金

額の範囲内で組合が定める金額)とする。

第五十七条の次に次の二条を加える。

(家族訪問看護療養費)

第五十七条の二 被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合において、組合が必要と認めたときは、その指定訪問看護に要した費用について組合員に対し家族訪問看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところによりされる算定の例により算定した費用の額の百分の七十に相当する金額とする。

8 第五十六条の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 第五十五条第七項の規定は、前項において準用する第五十六条の二第三項の場合において、第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

(家族移送費)

第五十七条の三 被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について組合員に対し家族移送費を支給する。

2 第五十六条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

第五十八条中、「健康保険法」を「同法」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所(健康保険法第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百十七條第二項において同じ。)の看護婦その他の従業者は、同法及び

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

健康保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書

三三

これに基づき命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の特定訪問看護並びにこれに係る事務を担当し、又は特定訪問看護に当たらない。

第五十九条第一項中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を加え、「特定療養費、療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費」に改め、「(家族療養費)」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第二項中「家族療養費」の下に「又は家族訪問看護療養費」を、「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を、「継続して家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に「入院時食事療養費」を加える。

第六十条第一項中「特定療養費、療養費、家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費」に改め、同条第二項中「特定療養費若しくは療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費」に改める。

第六十条の二第一項中「第三項若しくは第七項」を「若しくは第三項」に改め、「又は療養」の下に「(食事療養を除く。次項において同じ。)」を加え、「若しくは家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 削除

第六十四条第一項中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「よる医療」の下に「入院時

食事療養費」を加え、「特定療養費若しくは療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十五条中「配偶者出産費、育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費」に、「特定療養費、分べん費、育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

第六十六条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

第六十七条第三項中「前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれを、前項の場合について」と、「第六十一条第二項ただし書を、同条第二項ただし書に改める。

第八十七条の五第一項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第一百七条第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 大蔵大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は特定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者」とあつた者等)という。に對し、その行った訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に關し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦

その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に對し出頭を求め、又は当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二百十條中「第二十九條ノ四」を「第二十九條ノ六」に、「第三十一條ノ三」を「第三十一條ノ六」に改める。

附則第九條の二第二項中「第五十七條第七項において準用する第五十六條第三項及び第四項」を「第五十七條第八項」に改める。

(国家公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十七條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る国家公務員等共済組合法の規定による給付については、なお従前の例による。

2 附則第四條第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、この法律による改正後の国家公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。第五十四條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であつた者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四條第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。が、附則第四條第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四條第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を改正後の法第五十六條第一項に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

8 前項の規定は、国家公務員等共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 改正後の法第五十六條の二第二項に規定する

訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年改正法附則第四條第一項の規定により厚生大臣が告示する日までの間は百分の九十とする。

5 前項の規定は、改正後の法附則第十二條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

6 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

7 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の国家公務員等共済組合法の育児手当金については、なお従前の例による。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四十八條 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第四十九條第二項中「又は第五十七條の二第一項」を「若しくは第五十七條の三第一項第一号」に、「第六十條」を「第六十條第一項」に改め、「をいう。」の下に又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第一項に規定する主治の医師を、「その保険医」の下に又は主治の医師を加え、同条第三項中「又は第五十七條の二第一項に規定する特定承認保険医療機関」を「若しくは第五十七條の三第一項に規定する特定承認保険医療機関又は第五十八條の二第一項に規定する指定訪問看護事業者」に改める。

第五十三條第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費」に改め、同条第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 削除

第五十五条の二中「第五十八条第一項若しくは第二項を第五十七条の三、第五十八条第一項若しくは第二項、第五十八条の二、第五十八条の三第一項に、「第六十八条第一項若しくは第二項を第六十八条第一項に、「特定療養費、療養費」を入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費に改める。
第五十六条第一項中「第五十八条」を「第五十八条の三」に改め、「(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養に係るものを除く。)」を削り、同項第五号及び第六号を削り、同項第四号中「収容」を「入院及びその療養に伴う世話その他の看護」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。
四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
第五十六条第二項を次のように改める。
2 食事の提供である療養(前項第五号に掲げる療養と併せて行うものに限る。以下「食事療養」という。)に係る給付及び健康保険法第四十三条第二項に規定する厚生大臣の定める療養(以下「選定療養」という。)に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。
第五十七条第一項中「前条第一項第一号から第四号まで」を「前条第一項各号」に改め、同条中第七項を削り、第八項を第七項とする。
第五十七条の二第二項及び第二項を次のように改める。
組合員が公務によらない病気又は負傷により、次に掲げる療養を受けたときは、その療養に要した費用について特定療養費を支給する。

一 健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関(以下「特定承認保険医療機関」という。)から受けた療養
二 第五十七條第一項各号に掲げる医療機関又は薬局(特定承認保険医療機関を除く。)

以下「保険医療機関等」という。)から受けた選定療養

2 特定療養費の額は、第一号に掲げる金額(当該療養に食事療養が含まれるときは、当該金額及び第二号に掲げる金額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養を除く。)について健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定する算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額)の百分の八十に相当する金額
二 当該食事療養について健康保険法第四十三条ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額

第五十七條の二第三項及び第四項中「前条第一項第一号」を「第五十七條第一項第一号」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に改め、同条第七項中「前条第一項第一号」を「第五十七條第一項第一号」に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に、「前条第一項」を「第五十七條第一項」に改め、「給付」の下に「前条第一項に規定する入院時食事療養費に係る療養を含む。」を加え、同条第八項中「前条第八項」を「第五十七條第七項」に改め、同条を第五十七條の三とし、第五十七條の次に次の一条を加える。

(入院時食事療養費)
第五十七條の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、前条第一項各号に掲げる医療機関から第五十六條第一項第五号に掲げる療養の給付と併せて食事療養を受けたとき

は、その食事療養に要した費用について入院時食事療養費を支給する。

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養について健康保険法第四十三條ノ十七第二項に規定する厚生大臣の定める基準により算定する算定の例により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から同項に規定する標準負担額(以下「標準負担額」という。)を控除した金額とする。

3 組合員が前条第一項第一号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合において、組合員がその組合員の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

4 組合員が前条第二項又は第三号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合は、組合員は、その組合員が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し入院時食事療養費を支給したものとみなす。

6 前条第一項各号に掲げる医療機関は、食事療養に要した費用について支払を受ける際、その支払をした組合員に対し、領収証を交付しなければならない。

第五十八條第一項中「組合は、療養の給付」の下に、「入院時食事療養費の支給を加え、同条第二項中「第五十六條第一項第一号から第四号まで」を「第五十六條第一項各号」に改め、同条第三項中「当該療養」の下に「食事療養を除く。」を加え、「その額が現に療養」を「その額が現に当該療養」に改め、「控除した金額」の下に

「及び当該食事療養について算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から標準負担額を控除した金額の合算額」を加え、「当該金額」を「当該合算額」に改め、同条第四項中「前項の療養について」を「前項に改め、要する費用の額の算定」の下に、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合には第五十七條の二第二項の食事療養についての費用の額の算定」を加える。
第五十八條の次に次の二条を加える。

(訪問看護療養費)
第五十八條の二 組合員が公務によらない病気又は負傷により、健康保険法第四十四條ノ四第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「指定訪問看護事業者」という。)から同項に規定する指定訪問看護(以下「指定訪問看護」という。)を受けた場合において、組合が必要と認めるときは、その指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費を支給する。

2 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四條ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定する算定の例により算定した費用の額の百分の八十に相当する金額とする。

3 組合員が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、組合は、その組合員が当該指定訪問看護事業者に支払うべき指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を、組合員に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4 前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し訪問看護療養費を支給したものとみなす。

5 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用について支払を受ける際に、その支

6 指定訪問看護は、第五十六条第一項各号に掲げる療養に含まれないものとする。

7 第五十七条第七項の規定は、第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用する。

第五十八条の三 組合員が療養の給付（特定療養費に係る療養を含む。）を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について移送費を支給する。

2 移送費の額は、健康保険法第四十四条ノ十四第一項に規定する命令で定めるところによりされる算定の例により算定した金額とする。

第五十九條第一項中「第四項及び第五項」を「以下この条から第五十九條の三まで」に、「につつき、」を「について」に改め、同条第二項中「掲げる金額と」を「定める金額と」に改め、「ただ、し」の下に、「第一号から第六号までに掲げる場合においてはを加え、」当該療養を「療養」に改め、「金額を」の下に、「第七号に掲げる場合において、第二号、第四号又は第六号に定める金額は現に療養に要した費用の額の百分の八に相当する金額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額に相当する金額を」を加え、同項第一号中「第三号まで、第五号又は第六号」を「第四号まで」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六條第一項第四号」を「同項第五号」に改め、「伴う療養」の下に「及び選定療養」を加え、同項第二号中「第五十六條第一項第四号」を「第五十六條第一項第五号」に、一項第四号」を「第五十六條第一項第五号」に、

を若しくは第六号に掲げる療養（同項第四号）を、「第四号までに掲げる療養（同項第五号）」に、「第三号まで、第五号若しくは第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三条第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「第四号までに掲げる療養であつて選定療養」に、「第五十六条第二

項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの」を「同項第五号に掲げる療養に伴う療養」に改め、同項第四号中「第五十六條第一項第四号に掲げる療養」を「第五十六條第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。以下この号において同じ。）」に、「健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養」を「選定療養」に、「第五十六條第一項第

「一号」を「同項第一号」に改め、「第五号又は第六号」を削り、同項第五号中「第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養（健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養及び第五十六條第一項第四号に掲げる療養）」を「第四号までに掲げる療養（同項第五号に掲げる療養に伴う療養及び選定療養）」に、「第三号まで、第五号又は第六号に掲げる療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養を「第四号までに掲げる療養であつて選定療養に」、「第五十六條第一項第四号に掲げる療養に伴う療養であつて健康保険法第四十三條第一項に規定する厚生大臣の定める療養に該当するもの」を「同項第五号に掲げる療養に伴う療養」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第六号中「第五十六條第一項第四号に掲げる療養（を）」を「第五十六條第一項第五号に掲げる療養（食事療養及び）」に、「健康保険法第四十三條

七 第二号、第四号又は前号に掲げる場合において併せて食事療養を受ける場合 第二号、第四号又は前号に定める金額及び当該食事療養について算定した費用の額から標準負担額を控除した金額の合算額

第五十九条第三項中「第五十七条の二第二項」

を第五十七条の第三項に、「算定の」を「算定、前項第七号に規定する食事療養についての費用の額の算定に關しては、第五十七条の第二項の食事療養についての費用の額の算定の」に改め、同条第七項中「第五十六条、第五十七条第一項、」を削り、「及び第七項並びに前条」を「第五十七条の三第六項並びに第五十八条第一項及び第二項」に改め、同項後段を削り、同条第八項中「第五十七条第八項」を「第五十七条

第七項に、「その額が現に療養を」その額が現に当該療養」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 前項において準用する第五十八条第一項又は第二項の規定により支給する家族療養費の額は、第二項の規定の例により算定した金額（同条第一項の規定による場合には、当該金額の範囲内で組合が定める金額）とする。

第五十九条の次に次の二条を加える。

第五十九条の二 被扶養者が指定訪問看護事業
者から指定訪問看護を受けた場合において、
組合が必要と認めたときは、その指定訪問
看護に要した費用について組合員に家族訪問
看護療養費を支給する。

2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護について健康保険法第四十四条ノ四第四項に規定する厚生大臣の定めるところにより

3 第五十八条の二第三項から第五項までの規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護について準用する。

4 第五十七條第七項の規定は、前項において準用する第五十八條の二第三項の場合において第二項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用につき家族訪問看護療養費として支給される金額に相当する金額を控除した金額の支払について準用す

第五十九条の三 被扶養者が家族療養費に係る

療養を受けるため病院又は診療所に移送された場合において、組合が必要と認めたときは、その移送に要した費用について組合員に家族移送費を支給する。

2 第五十八条の三第二項の規定は、家族移送費の支給について準用する。

め、同条に次の一項を加える。

第六十条中「健康保険法」を「同法」に改

2 指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者の指定に係る訪問看護事業所（健康保険法第四十四条ノ五第一項に規定する訪問看護事業所をいう。第百四十四条の二十八第二項において同じ。）の看護婦その他の従業者は、同法及びこれに基づき命令の規定の例により、組合員及びその被扶養者の指定訪問看護並び

これに係る事務を担当し、又は指定訪問看護に当たらなければならない。

第六十一条第一項中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改め、「よる医療」の下に、「入院時食事療養費」を加え、「特定療養費、療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、療養費、療養費、療養費、訪問看護療養費、

移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費又は家族移送費に改め、(家族療養費)の下に、家族訪問看護療養費又は家族移送費を加え、同条第二項中「(家族療養費)の下に」又は家族訪問看護療養費を、(家族療養費)の下に、入院時食事療養費を、(家族療養費)の下に、入院時食事療養費を加え、同条第三項中「(家族療養費)の下に」入院時食事療養費を加える。

第六十二条中「特定療養費、療養費若しくは家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費」に改める。

第六十二條の二第一項中「第三項若しくは第七項」を「若しくは第三項」に改め、「又は療養費」の下に「(食事療養費を除く。次項において同じ。)」を加え、「若しくは家族療養費」を「訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十四条を次のように改める。

第六十四条 削除

第六十六條第一項中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費又は家族移送費」を加え、同条第三項中「(家族療養費)の下に」入院時食事療養費を加え、「特定療養費若しくは療養費又は家族療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費若しくは訪問看護療養費又は家族療養費若しくは家族訪問看護療養費」に改める。

第六十七條中「配偶者出産費、育児手当金」を「家族訪問看護療養費、家族移送費、配偶者出産費」に、「特定療養費、分べん費、育児手当金」を「入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、移送費、出産育児一時金」に改める。

第六十八條第二項を削り、同条第三項中「第一項を前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げ

る。

第六十九條第三項中「前項の場合について、前条第二項の規定は出産手当金の支給について、それぞれを、前項の場合について」に、「第六十三條第二項ただし書」を、「同条第二項ただし書」に改める。

第九十六條第一項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第九十六條中「第二十九條ノ四」を「第二十九條ノ六」に、「第三十一條ノ三」を「第三十一條ノ六」に改める。

第九十六條の二第三項の表第九十六條第一項の項中若しくは療養費を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

第九十六條の二第三項中「第一項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 主務大臣は、組合の指定訪問看護に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、当該給付に係る指定訪問看護を行った指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者であつた者(以下この項において「指定訪問看護事業者若しくは者等」という。)から報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、当該指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護婦その他の従業者(指定訪問看護事業者であつた者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所につき帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附則第十七條の二第二項中「第五十九條第七項において準用する第五十八條第三項及び第四

項を第五十九條第八項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第四十九條 施行日前に行われた食事の提供、看護又は移送に係る地方公務員等共済組合法の規定により給付については、なお従前の例による。

2 附則第四條第一項に規定する厚生大臣の定める病院又は診療所において、この法律による改正後の地方公務員等共済組合法(以下この条において「改正後の法」という。)第五十六條第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける組合員又は組合員であつた者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除き、附則第四條第一項に規定する厚生大臣の定める状態である者に限る。が、附則第四條第一項に規定する付添看護を受けたときは、平成八年三月三十一日(附則第四條第一項の規定により承認を受けた病院又は診療所における付添看護については、その日後同項に規定する厚生省令で定める日)までの間、当該付添看護を改正後の法第五十八條第一項に規定する療養の給付等とみなして同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、地方公務員等共済組合法の規定による家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

4 改正後の法第五十八條の二第二項に規定する訪問看護療養費の割合は、同項の規定にかかわらず、昭和五十九年改正法附則第四條第一項の規定により厚生大臣が告示する日までの間は百分の九十とする。

5 前項の規定は、改正後の法附則第十八條第三項に規定する特例退職組合員については、適用しない。

6 施行日前に入院していた組合員又は組合員であつた者であつて、被扶養者がいないものに係る施行日前までの傷病手当金及び出産手当金の額については、なお従前の例による。

7 出産の日が施行日前である組合員及び組合員であつた者のこの法律による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による育児手当金の支給については、なお従前の例による。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第五十條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條第一項第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費」に改め、同項第二号中「家族療養費」の下に「家族訪問看護療養費及び家族移送費」を加え、同項第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五條の表第四十七條第二項の項中「その保険医」を「その保険医又は主治の医師に、又は保険医を、保険医又は主治の医師に改め、同表第六十六條第二項の項を削り、同表第六十六條第五項の項中「第六十六條第五項」を「第六十六條第四項」に改め、同表第六十六條第八項の項中「第六十六條第八項」を「第六十六條第七項」に改める。

第四十六條第一項中「第五十五條の二第一項」を「第五十五條の三第一項第一号」に改め、同条第二項中「又はその管理者」を「若しくはその管理者又は指定訪問看護事業者」に、「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの規定」に、「又は特定承認保険医療機関」を「特定承認保険医療機関又は指定訪問看護事業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 文部大臣は、組合の訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費に関する短期給付についての費用の支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者(第二十五條において準用する国家公務員等共済組合法第五十六條の二第一項に規定する指定訪

同看護事業者をいう。以下この条において同じ。若しくは指定訪問看護事業者であつた者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所(第二十五条において準用する国家公務員等共済組合法第五十八条第二項に規定する訪問看護事業所をいう。以下この項において同じ。)の看護師その他の従業者であつた者に対し、その行つた訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に關して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について、当該指定訪問看護事業者の同意を得て、実地に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附則第二十一項中「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)
第五十一條 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「特定療養費、療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費」に改める。

第二十九條中「第六十六條第四項」を「第六十六條第三項」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第五十二條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第四十五條の七第一項中「若しくは療養費」を「療養費若しくは訪問看護療養費」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五十三條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「特定療養費、家族療養費又は」を「入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に、「第五十四條の二

第二項」を「第五十四條の三第一項」に、「組合員又は」を「組合員若しくは」に、「当該特定療養費の額、家族療養費の額又は」を「当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に改め、「(限る。)」の下に「又はこれらの法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護」を加え、「助産の給付」を削り、同項第四号中「特定療養費」を「入院時食事療養費若しくは特定療養費」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五十四條 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十六條第二項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の同法第二十六條第一項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

(消費税法の一部改正)

第五十五條 消費税法(昭和六十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号イ中「及び」の下に「入院時食事療養費、」を、「療養費」の下に「並びに訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護」を加え、同号ロ中「及び」の下に「入院時食事療養費、」を、「施設療養費」の下に「及び老人訪問看護療養費の支給に係る指定老人訪問看護」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第五十六條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四の項の第三欄中「第二十三條(福祉施設)」を「第二十三條各項(保健福祉事業)」に、「施設」を「事業」に改め、同表の九の項の第三欄中「第八十二條第一項(福祉施設)」を「第八十二條第一項及び第二項(保健事業)」に、「施設」を「事業」に改める。

(地方税法の一部改正)

第五十七條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「特定療養費、家族療養費又は」を「入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に、「第五十四條の二第二項」を「第五十四條の三第一項」に、「組合員又は」を「組合員若しくは」に、「当該特定療養費の額、家族療養費の額又は」を「当該入院時食事療養費、特定療養費、家族療養費若しくは」に、「(限る。)」を「(限る。又は)」に改め、同項の法律の規定によつて訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費を支給することとされる被保険者若しくは組合員若しくは被扶養者に係る指定訪問看護を「に改め、(同法の規定によつて)」の下に「入院時食事療養費若しくは」を、「療養費のうち当該」の下に「入院時食事療養費若しくは」を加え、「(特別療養費に係る当該部分にあつては、当該部分であることにつき自治省令で定めるところにより証明がされたものに限る。)、同法」を、「同法」に改める。

第七十三條の四第二項第一号中「特定療養費及び療養費」を「入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費」に、「百分の七十五」を「百分の六十五」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八條 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「改正後の法」という。))第七十二條の十四第一項及び第七十二條の十七第一項の規定は、施行日以後に行われる改正後の法第七十二條の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の地方税法第七十二條の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療については、なお従前の例による。

改正後の法第七十三條の四の規定は、平成七

年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第五十九條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号五十三中「療養取扱機関の申出の受理、国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録、特定承認療養取扱機関の承認及びこれらに対する」を「保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師及び特定承認保険医療機関の」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第六十條 地方財政法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号の三中「療養の給付」の下に「並びに入院時食事療養費」を、「療養費」の下に「訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第六十一條 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項第三号中「保持増進のための」の下に「事業に係る」を加える。

(船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

第六十二條 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項中「第二十八條第一項」を「第二十八條第三項第二号」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第六十三條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第十五号中「要する費用の額の算定に關する基準」の下に「入院時食事療養費に係る

療養についての費用の額の算定に関する基準、入院時食事療養費に係る療養の取扱及び担当に關する基準を加え、同条第六十六号中「及び同法第四十四條第二項に規定する療養を」と、入院時食事療養費に係る療養についての費用、特定療養費に係る療養についての費用及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護に改める。

第七條第三項中「重要事項」の下に「(老人保健法第二十條に規定する医療等以外の保健事業に關する事項を除く。）」を加える。

(社会保険医療協議会法の一部改正)

第六十四條 社会保険医療協議会法(昭和二十五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條第一項」を「健康保険法第四十三條第二項に、「第四十四條第一項」を「第四十四條第一項第一号」に改め、「定める命令」の下に「同法第四十四條ノ八第二項の規定による基準(指定訪問看護の取扱いに關する部分に限る。）」を加え、「国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十六條第一項の規定による定め並びに同法第四十條及び第五十三條第一項を、同法第二十九條ノ四第十項の規定による命令、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十條第二項に改め、「厚生省令」の下に「並びに同法第五十四條の二第十項の規定による厚生省令」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十四條ノ四第四項の規定による定めに關する事項

第二條第二項中「国民健康保険法第三十七條第一項に規定する申出の受理及び同法第四十八條に規定するその申出の受理の取消し、同法第五十三條第一項に規定する承認及び同法第十項において準用する同法第四十八條に規定するそ

の承認の取消し、並びに同法第四十九條の規定による登録の取消しについても、同様とする。」を削る。

(罰則に關する経過措置)

第六十五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 旧国保法第三十六條第四項に規定する療養取扱機関又は旧国保法第五十三條第一項に規定する特定承認療養取扱機関の開設者の業務上の秘密に關しては、旧国保法第二百一十一條各項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

医療保険制度を通じ、良質かつ適切な医療の効率的かつ安定的な提供を図るとともに、老人保健福祉政策を総合的に推進するため、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、療養取扱機関等の廃止、提出金による老人保健制度の目的の達成に資する事業の実施、老人介護支援センターの老人福祉施設としての位置付け等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、療養の給付に係る規定の整備、訪問看護療養費及び入院時食事療養費の創設、出産育児一時金の創設、療養取扱機関等の廃止、提出金による事業の実施、利用者本位のサービス提供体制の整備等の医療保険制度の改正を行うことにより、良質かつ適切な医療の効率的かつ

安定的な提供を図るとともに、老人保健福祉政策を総合的に推進しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 健康保険法の一部改正

(一) 病院又は診療所への収容という療養の給付を、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に改め、保険者が行うこととされている看護の規定を削除すること。

(二) 療養の給付として、居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護を規定すること。

(三) 療養の給付は入院時の食事の提供たる療養(以下「食事療養」という。)を含まないものとする。

(四) 療養の給付はすべて保険医療機関等が行うものとする。

(五) 厚生大臣の定める病院又は診療所に入院している被保険者又は被保険者であった者(厚生大臣が定める状態にある者に限る。)(が、当該病院又は診療所の従業者以外の者の提供する看護(以下「付添看護」という。))を受けたときは、平成八年三月三十一日(付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当するものとして都道府県知事の承認を得た病院又は診療所における付添看護については、その日後厚生省令で定める日)までの間に限り、その付添看護について、療養費を支給できるものとする。

(六) 疾病又は負傷により居室において継続して療養を受ける状態にある者(主治の医師が必要と認めたものに限る。)(に対し、その者の居室において看護婦等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助(保険医療機関等、特定承認保険医療機関又は老人保健施設により行われるものを除く。))を行う事業を行う者であつて、都道府県知事の指定す

るものについて、被保険者が、当該指定に係る訪問看護を行う事業所により行われる訪問看護を受けたときは、保険者は、訪問看護療養費を支給すること。

(七) 被保険者が保険医療機関等において、入院たる療養の給付と併せて受けた食事療養については、保険者は、入院時食事療養費を支給すること。

(八) 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき、食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生大臣が定める額(所得の状況その他の事情をしん酌して命令で定める者)に關しては別に定める額。を控除した額とする。

(九) 被保険者が分べんしたときは、出産育児一時金として政令で定める額を支給すること。

(十) 入院している被保険者であつて、被扶養者がいないものに係る傷病手当金及び出産手当金の額について、その減額措置(標準報酬の百分の六十を百分の四十に相当する額に減額)を廃止すること。

(十一) 保険者の保健福祉事業の推進を図るための規定を整備すること。

(十二) 標準報酬月額の下限を現行八〇、〇〇〇円から九二、〇〇〇円とすること。

(十三) 育児休業等に関する法律その他政令で定める法令に規定する育児休業を行う被保険者が、保険者に申出をしたときは、育児休業期間中の保険料について、当該被保険者の負担すべき保険料の額を免除すること。

(十四) 健康保険法第六十九條の七の規定による被保険者の療養の給付等の受給要件を緩和すること。

2 船員保険法の一部改正

(一) 保険給付等に関する事項につき、職務上の傷病に係る保険給付等の船員保険の特性に対応しつつ、健康保険法と同様の改正を行うこと。

(二) 遺族の範囲に含まれる子等の年齢要件を十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したときまでとし、遺族年金及びその加給金の対象者を拡大すること。

3 国民健康保険法の一部改正

(一) 保険給付等に関する事項につき、健康保険法と同様の改正を行うこと。

(二) 被保険者が療養の給付等を受けようとするときは、保険医療機関等について受けることとし、国民健康保険医、国民健康保険薬剤師、療養取扱機関及び特定承認療養取扱機関は廃止すること。

4 老人保健法の一部改正

(一) 児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、精神薄弱者援護施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム等への入所措置が採られたため一の市町村の区域内に住所を有するに至った被保険者であつて、当該措置が採られた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものは、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。

5 老人福祉法の一部改正

(一) 市町村が、老人の福祉に関し必要な情報の提供を行うこととする。

(二) 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者の処遇の質の評価等の責務について規定すること。

(三) 厚生大臣は、老人の福祉に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会に諮問するものとする。

(四) 施行期日等

(一) この法律は、平成六年十月一日から施行すること。ただし、健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の保険者の保健事業等に関する規定（関連する附則を含む）、健康保険法及び船員保険法の育児休業期間中の保険料免除の規定、船員保険法の遺族年金に係る遺族の範囲の規定並びに国民健康保険の被保険者資格等の特例の規定については平成七年四月一日から、健康保険法第六十九条の七の規定による被保険者の受給要件に関する規定については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において

(二) 各保険者から徴収する事業費拠出金の額は、当該年度の当該保険者の概算医療費拠出金の額（平成六年度にあつては、その二

分の一の額とする。）に、保健事業の実施状況、各医療保険の運営の状況、医療費拠出金の額の動向等を勘案して政令で定める率を乗じて得た額とする。

(三) 老人保健施設の開設者及び指定老人訪問看護事業者のサービス提供の責務について規定すること。

(四) 厚生大臣は、老人保健に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会に諮問するものとする。

(五) 七十歳以上の加入者等であつて3の(二)の国民健康保険における被保険者に関する特例措置により居住地以外の市町村が行う国民健康保険の被保険者となれた者に対しては、当該市町村の長が医療を行うものとする。

(六) 老人福祉法の一部改正

(一) 市町村が、老人の福祉に関し必要な情報の提供を行うこととする。

(二) 老人居宅生活支援事業を行う者及び老人福祉施設の設置者の処遇の質の評価等の責務について規定すること。

(三) 厚生大臣は、老人の福祉に関する重要事項については、あらかじめ、政令で定める審議会に諮問するものとする。

(四) 施行期日等

(一) この法律は、平成六年十月一日から施行すること。ただし、健康保険法、船員保険法及び国民健康保険法の保険者の保健事業等に関する規定（関連する附則を含む）、健康保険法及び船員保険法の育児休業期間中の保険料免除の規定、船員保険法の遺族年金に係る遺族の範囲の規定並びに国民健康保険の被保険者資格等の特例の規定については平成七年四月一日から、健康保険法第六十九条の七の規定による被保険者の受給要件に関する規定については公布の日から起算して三月を超えない範囲内において

(二) 各保険者から徴収する事業費拠出金の額は、当該年度の当該保険者の概算医療費拠出金の額（平成六年度にあつては、その二

政令で定める日から、老人保健法のサービス提供の責務に関する規定、第三者行為求償事務の委託に関する規定並びに老人福祉法の情報提供体制の整備に関する規定及び処遇の質の評価等に関する規定（関連する附則を含む。）については公布の日から施行すること。

(三) その他所要の経過措置を設けること。

7 関係法律の整理等

(一) 児童福祉法その他公費負担医療等各法につき、健康保険法の改正に準じて、療養の給付（1の(一)及び(二)に限る。）に関する事項について改正すること。

(二) 国家公務員等共済組合法その他共済組合各法につき、健康保険法の改正に準じて、療養の給付、付添看護に係る療養費、訪問看護療養費、入院時食事療養費等に関する事項について改正すること。

(三) その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の修正議決理由

良質かつ適切な医療の効率的かつ安定的な提供を図るとともに、老人保健福祉政策を総合的に推進するために、必要な医療保険制度改正の措置を講ずることは、時宜に適するものと認めらるが、なお、入院時食事療養費に係る標準負担額及びこの法律の施行後三年を目途とした給付及び費用負担の在り方等に関する検討についての規定を設けることの必要を認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、本修正は、自由民主党、改新、日本社会党・護憲民主連合、公明党及びさきがけ・青雲・民主の風の共同提案により行われたものである。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

本案施行に伴って要する医療保険制度に係る平成六年度一般会計予算（厚生省所管）については、入院時の食事に係る給付の見直しによる支出減は約三百七十五億円、看護療養費の廃止による支出減は約六百六十七億円、出産育児一時金の創設による支出増は約二億円、傷病手当金減額率の見直しによる支出増は約二億円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費は、一般会計予算（厚生省所管）において一月当たり約二十七億円の支出増の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して大内厚生大臣より「やむを得ない。」旨の意見が述べられた。

平成六年六月十七日

衆議院議長 土井たか子殿

厚生委員長 加藤 万吉

附則

第四条 厚生大臣の定める病院又は診療所（新健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関を除く。）において、新健康保険法第四十三条第一項第五号に掲げる療養の給付を受ける被保険者又は被保険者であつた者（老人保健法の規定による医療を受けることができない者を除き、厚生大臣の定める状態にある者に限る。）が、当該病院又は診療所の従業者以外の者が提供する看護（以下この項において「付添看護」という。）を受けたときは、平成八年三月三十一日（付添看護の状況その他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に該当する病院又は診療所として都道府県知事の承認を受けたものにおける付添看護については、その日後厚生省令で定める日）までの間、当該付添看護を新健康保

法

第四十四条ノ二又は新健保法第六十九條の十四
第一項(新健保法第六十九條の二十六第四項に
おいて準用する場合を含む。)に規定する療養の
給付等とみなしてこれらの規定を適用する。

2 前項の規定は、健康保険法の規定による家族
療養費の支給及び被扶養者の療養について準用
する。

3 新健保法第四十三條ノ十七第二項(新健保法第六十九條の三
十一において準用する場合を含む。)以下この項において同じ。)に
規定する療養費負担額は、新健保法第四十三條ノ十七第二項の
規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円(同
項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定める
額とする)とする。

第二十二條 厚生大臣の定める病院又は診療所
(新健保法第四十四條第一項第一号に規定する
特定承認医療機関を除く。)において、第四
條の規定による改正後の老人保健法(以下「新老
健法」という。)第十七條第一項第五号に掲げる
給付を受ける老人医療受給対象者(厚生大臣の
定める状態にある者に限る。)が、当該病院又は診
療所の従業者以外の者が提供する看護(以下こ
の条において「付添看護」という。)を受けたとき
は、平成八年三月三十一日(付添看護の状況そ
の他の事情を勘案し、厚生省令で定める要件に
該当する病院又は診療所として都道府県知事の
承認を受けたものにおける付添看護について
は、その日後厚生省令で定める日)までの間、
当該付添看護を新老健法第三十二條第一項に規
定する医療とみなして同項の規定を適用する。

2 新老健法第三十一條の二第二項に規定する標準負担額は、同
項の規定にかかわらず、平成八年九月三十日までの間、六百円
(同項の厚生省令で定める者については、厚生大臣が別に定め
る額とする)とする。

(罰則に関する経過措置)
第六十五條 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

2 旧国保法第三十六條第四項に規定する療養取
扱機関又は旧国保法第五十三條第一項に規定す

る特定承認療養取扱機関の開設者の業務上の秘
密に關しては、旧国保法第二百一十一條各項の規
定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(附則)
第六十六條 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法に
よる老人保健制度については、この法律の施行後三年を目途と
して、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけ
るこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢
の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方
を含め、給付及び費用負担の在り方等について検討を加えられ
るべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十六條 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

(別紙)
健康保険法等の一部を改正する法律案に対
する附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講ずる
よう努力すべきである。

一 付添看護の解消に伴う基準看護制度の見直し
に当たっては、看護・介護職員について診療報酬
上適切な評価を行うとともに、重篤・術後の
患者について評価を検討するなど、看護の質の
低下を招くことのないよう適切に配慮するこ
と。

二 付添看護に係る保険外負担の解消について
は、看護・介護職員の院内化の円滑な促進が図
られるよう適切な配慮を行いつつ、また、付添
看護及びその紹介に携わる事業者が院内化の動向
に適切に対応できるよう、弾力的な雇用形態に
対する診療報酬上の評価など着実な実施のため
の所要の措置を講ずること。

また、必要に応じ付添看護の解消の状況等の
実態を調査し、その結果を踏まえ、所要の措置
を講ずること。

三 入院時食事療養費の定額自己負担を定めるに
当たっては、市町村民税非課税世帯に属する者

の負担が過重にならないよう、これらの者の入
院が長期にわたる場合に配慮しつつ、適切な措
置を講ずること。

また、一般の食費負担額が、平均的な家計に
おける食費の状況を勘案した額から経過的に六
百円に軽減された趣旨を十分に踏まえ、市町村
民税非課税世帯に属する者の負担についても、
その入院が長期にわたる場合に配慮しつつ、経
過措置を講ずること。

四 入院医療における栄養指導の重要性に鑑み、
栄養士によるベッドサイドでの栄養指導及び栄
養管理に対する診療報酬上の評価など所要の措
置を講じ、入院時の食事の改善を図ること。在
宅医療充実のために訪問栄養指導についても診
療報酬上の評価など所要の措置を講ずること。

五 訪問看護、在宅歯科医療、在宅薬剤管理な
ど、在宅医療の推進を図るため、診療報酬上の
評価など所要の措置を講ずること。

六 精神障害者の社会復帰のための各般の施策の
拡充及び施設整備の計画的推進を図ること。そ
の一端として診療報酬上の評価について検討を
加えること。また、精神医療におけるマンパ
ワーの確保について早急な検討を加えること。

七 精神障害者の自立と社会参加を促進するた
め、各般の施策の推進を図るとともに、その障
害の発生予防及び療育の推進を図ること。

八 難病対策については、患者の実態を十分に踏
まえ、施策全般にわたる見直しを行い充実を図
ること。

九 医薬品の適正な使用の推進を図るため、製薬
企業における医薬品情報の収集・提供体制の充
実及び医薬情報担当者の資質向上、医療機関に
おける医薬品情報管理室の整備など医薬品情報
の有効活用、医薬分業の推進等必要な施策の推
進に努力すること。

めること。
また、医療・福祉・年金等社会保障全般にわ
たる課題として、新たな介護システムの早急な
確立に努めること。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法
律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成六年三月二十二日
内閣総理大臣 細川 護熙

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する
法律の一部を改正する法律
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律
(昭和四十三年法律第五十三号)の一部を次のよう
に改正する。

第二條第三項中「十一万五千六百円」を「十三万
五千四百円」に改める。
第三條第三項中「四万二千六百円」を「五万円」に
改める。

第四條の二第三項中「三万九千八百円」を「四万
六千六百円」に改める。
第五條第四項中「二万八千四百円」を「三万三千
三百円」に改める。

第五條の二第三項中「一万四千二百円」を「一万
六千七百円」に、「二万八千四百円」を「三万三千
三百円」に改める。
第六條の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五
年」に改める。

附 則
1 この法律は、平成六年十月一日から施行す
る。
2 平成六年九月以前の月分の医療特別手当、特
別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及
び保健手当の額については、なお従前の例によ
る。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 地域保健対策強化のための関係法

四〇

理由
原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
一 議案の目的及び要旨
本法案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 医療特別手当等の額を次のとおり引き上げること。(支給額は月額)

区 分	現在の法律上の額 (平成元年度支給額)	平成六年四月から (自動改定後の取 令上の支給額)	平成六年十月分から (法律改正後の法律 上の支給額)
医療特別手当	一一五、六〇〇円	一二九、七〇〇円	一三五、四〇〇円
特別手当	四二、六〇〇円	四七、八〇〇円	五〇、〇〇〇円
原子爆弾小頭症手当	三九、八〇〇円	四四、六六〇円	四六、六〇〇円
健康管理手当	二八、四〇〇円	三一、八六〇円	三三、三〇〇円
保健手当 (1)厚生省令で定め る範囲の身体上 の障害のある者 等 (2)(1)に該当する者 以外の者	二八、四〇〇円 一四、二〇〇円	三一、八六〇円 一五、九三〇円	三三、三〇〇円 一六、七〇〇円

2 手当額の自動改定の措置の基準となる年を昭和六十三年から平成五年に改めること。

3 施行期日

この法律は、平成六年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るため、医療特別手当等の額を引き上げ等の措置を講ずることは、時宜に迫るものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

平成六年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として約二十二億六千万円が

計上されている。
右報告する。

平成六年六月二十日

厚生委員長 加藤 万吉
衆議院議長 土井たか子殿

地域保健対策強化のための関係法律の整備に
関する法律案
右
国会に提出する。

平成六年三月二十二日

内閣総理大臣 細川 護熙

地域保健対策強化のための関係法律の整備
に関する法律

(保健所法の一部改正)

第一条 保健所法(昭和二十二年法律第百一号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

地域保健法

題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針(第四条)

第三章 保健所(第五条―第十七条)

第四章 市町村保健センター(第十八条―第二十条)

第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画(第二十一条―第二十二條)

附則

第一章 総則

第十三条中「法律」を「章」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二章を加える。

第四章 市町村保健センター

第十八条 市町村は、市町村保健センターを設置することができる。
市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に關し必要な事業を行うことを目的とする施設とする。

第十九条 国は、予算の範囲内において、市町村に対し、市町村保健センターの設置に要する費用の一部を補助することができる。

第二十条 国は、次条第一項の町村が市町村保健センターを整備しようとするときは、その整備が円滑に実施されるように適切な配慮をするものとする。

第五章 地域保健対策に係る人材確保の支援に関する計画

第二十一条 都道府県は、当分の間、基本指針に即して、政令で定めるところにより、地域保健対策の実施に当たり特にその人材の確保又は資質の向上を支援する必要がある町村について、町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の支援に関する計画(以下「人材確保支援計画」という。)を定めることができる。

人材確保支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 人材確保支援計画の対象となる町村(以下「特定町村」という。)

二 特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上の基本的方針に関する事項

三 都道府県が実施する特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に資する事業の内容に関する事項

四 その他特定町村の地域保健対策を円滑に実施するための人材の確保又は資質の向上に關し都道府県が必要と認める事項

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、特定町村の意見を聴かなければならない。

都道府県は、人材確保支援計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、厚生大臣にこれを通知しなければならない。

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、人材確保支援計画に定められた前条第二項第三号の事業を実施する都道府県に対し、当該事業に要する費用の一部を補助することができる。

国は、前項に規定するもののほか、人材確保支援計画を定めた都道府県が、当該人材確保

保文援計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第十二条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第十六条とする。

第十一条を削り、第十条を第十五条とし、第九条を第十四条とし、第八条を第十三条とする。

第七条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第十二条とする。

第六条を第十一条とし、第五条の二を第十条とし、第五条を第九条とし、第四条を第八条とする。

第三条中「第一条」を「第五条」に改め、同条を第七条とする。

第二条中「左」を「次に」に改め、同条を第六条とする。

第一条中「地方における公衆衛生の向上及び増進を図るため」を削り、「又は政令で定める市を」政令で定める市又は特別区に改め、同条を第五条とし、同条の前に次の三条並びに一章及び章名を加える。

第一章 この法律は、地域保健対策の推進に関する基本指針、保健所の設置その他地域保健対策の推進に関し基本となる事項を定めることにより、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）その他の地域保健対策に関する法律による対策が地域において総合的に推進されることを確保し、もつて地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針 本指針 第四条 厚生大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域保健対策の推進の基本的な方向
二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
四 地域保健に関する調査及び研究に関する

に対応することができるよう、地域の特性及び社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。

都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。

国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。

第二章 地域保健対策の推進に関する基本指針 本指針 第四条 厚生大臣は、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域保健対策の推進の基本的な方向
二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項
三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに第二十一条第一項の人材確保支援計画の策定に関する基本的事項
四 地域保健に関する調査及び研究に関する

五 社会福祉等の関連施策との連携に関する基本的事項
六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、公衆衛生審議会の意見を聴かなければならない。

厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 保健所
（地域保健法の一部改正）
第二条 地域保健法の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

都道府県は、前項の規定により保健所を設置する場合においては、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の三第二項第一号に規定する区域、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第二項に規定する区域及び老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の十九第二項に規定する区域を参酌して、保健所の所管区域を設定しなければならない。

第六条中「指導及びこれに」を「企画、調整、指導及びこれに」に改め、同条第一号中「衛生」を「地域保健に関する」に改め、同条第二号中「人口動態統計」の下に「その他地域保健に係る統計」を加え、同条第三号中「飲食物の衛生」を「食品衛生」に改め、同条第十一号中「地方における公衆衛生の向上」を「地域住民の健康の保持」に改め、同条第十四号とし、同条第十号中「結核」を「エイズ、結核」に改め、同条を同条第十二号とし、同条の次に次の一号を加える。

十三 衛生上の試験及び検査に関する事項
第六条第九号の二中「精神衛生」を「精神保健」に改め、同条を同条第十号とし、同条の次に次の一号を加える。

十一 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項

第六条第九号を削り、同条第八号中「歯科衛生」を「歯科保健」に改め、同条を同条第九号とし、同条第七号中「衛生」を「保健」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「保健婦」の下に「及び保健士」を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 医事及び業務に関する事項
第八条及び第九条を削る。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に、「前条」を「第六条」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の二条を加える。

第七条 保健所は、前条に定めるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進を図るため必要があるときは、次に掲げる事業を行うことができる。

一 所管区域に係る地域保健に関する情報を収集し、整理し、及び活用すること。
二 所管区域に係る地域保健に関する調査及び研究を行うこと。

三 歯科疾患その他厚生大臣の指定する疾病の治療を行うこと。
四 試験及び検査を行い、並びに医師、歯科医師、薬剤師その他の者に試験及び検査に関する施設を利用させること。

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第八条 都道府県の設置する保健所は、前二条に定めるもののほか、所管区域内の市町村の地域保健対策の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、技術的助言、市町村職員の研修その他必要な援助を行うことができる。

第十一条を次のように改める。

第十一条 第五項第一項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

第十二条中「第五条」を「第五項第一項」に改める。

第十六条中「第五条」を「第五項第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

厚生大臣は、第五項第一項に規定する地方公共団体に対し、保健所の設置及び運営に關し適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができ。

(母子保健法の一部改正)

第三条 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条から第十三条までの規定中「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十五条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項中「市長」の下に「及び特別区の区長」を加える。

第十七条中「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十八条中「以下」を「未満」に、「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十九条第一項並びに第二十条第一項及び第六項中「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第二十条の次に次の二条を加える。

(医療施設の整備)

第二十条の二 国及び地方公共団体は、妊産婦並びに乳児及び幼児の心身の特性に応じた高度の医療が適切に提供されるよう、必要な医療施設の整備に努めなければならない。

療施設の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進)

第二十条の三 国は、乳児及び幼児の障害の予防のための研究その他母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進のため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

第二十一条第一項中「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に、「前条」を「第二十条」に、「又は当該市」を「当該市又は当該特別区」に改め、同条第二項中「又は保健所を設置する市又は特別区」に、「前条」を「第二十条」に改め、同条第三項中「前条」を「第二十条」に、「又は市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第四条 母子保健法の一部を次のように改正する。

目次中「第八条」を「第八条の三」に、「第二十一条」を「第二十一条の四」に、「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第八条を次のように改める。

(都道府県の援助等)

第八条 都道府県は、この法律の規定により市町村が行う母子保健に関する事業の実施に關し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての指導、助言その他当該市町村に対する必要な技術的援助を行うものとする。

第一章中第八条の次に次の二条を加える。

(実施の委託)

第八条の二 市町村は、この法律に基づき母子保健に関する事業の一部について、病院若しくは診療所又は医師、助産婦その他適当と認められる者に対し、その実施を委託することができる。

(連携及び調和の確保)

第八条の三 都道府県及び市町村は、この法律に基づき母子保健に関する事業の実施に当た

つては、学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)、児童福祉法その他の法令に基づき母性及び児童の保健及び福祉に関する事業との連携及び調和の確保に努めなければならない。

第九条中「行う」を「行い、並びに地域住民の活動を支援すること」に改める。

第十条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改め、「妊産婦」の下に「若しくはその配偶者」を加える。

第十一条第一項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長」を「市町村長」に改める。

第十二条を次のように改める。

(健康診査)

第十二条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

一 満一歳六か月を超え満二歳に達しない幼児

二 満三歳を超え満四歳に達しない幼児

第十三条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十五条第二項を削る。

第十七条中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」を「市町村」に改める。

第十九条に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第一項の規定による訪問指導を行うときは、当該未熟児の現在地の市町村長(保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を除く)に、その旨を通知しなければならない。

第二十一条を次のように改める。

(費用の支弁)

第二十一条 市町村が行う第十二条の規定による健康診査に要する費用は、当該市町村の支弁とする。

2 都道府県、保健所を設置する市又は特別区が行う第二十條の規定による措置に要する費用は、当該都道府県、当該市又は当該特別区

用は、当該都道府県、当該市又は当該特別区の支弁とする。

第二章中第二十一条の次に次の三条を加える。

(都道府県の負担)

第二十一条の二 都道府県は、政令の定めるところにより、前条第一項の規定により市町村が支弁する費用については、その三分の一を負担するものとする。

(国の負担)

第二十一条の三 国は、政令の定めるところにより、第二十一条第一項の規定により市町村が支弁する費用についてはその三分の一を、同条第二項の規定により都道府県、保健所を設置する市及び特別区が支弁する費用についてはその二分の一を負担するものとする。

(費用の徴収)

第二十一条の四 第二十條の規定による養育医療の給付に要する費用を支弁した都道府県、保健所を設置する市又は特別区の長は、当該措置を受けた者又はその扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)に定める扶養義務者をいう)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の都道府県知事又は市町村長に委託することができる。

3 第一項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、地方税の滞納処分例により処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第二十七条を削る。

(児童福祉法の一部改正)

第五条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十八条の三中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「児童」の下に「及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童」を加える。

第十九条第一項の次に次の一項を加える。

保健所長は、疾病により長期にわたり療養を必要とする児童につき、診査を行い、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行うことができる。

(栄養改善法の一部改正)

第六条 栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第四条第一項中「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第八条第一項中「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に、「附属機関」を「付属機関」に改める。

第九条第一項中「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第三項中「又は市」を「保健所を設置する市又は特別区」に、「又は市長」を「市長又は区長」に改める。

第十八条の二中「市」の下に「又は特別区」を加える。

第二十条中「五千円」を「五万円」に改める。

第七条 栄養改善法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第九条第三項」を「第九条第二項」に改める。

第八条を次のように改める。

(市町村による栄養相談等の実施)

第八条 市町村は、住民の健康の保持増進を図るため、管理栄養士、栄養士その他の職員をして、栄養改善に関する事項につき住民からの相談に応じさせ、及び必要な栄養指導を行わせ、並びにこれらに付随する業務を行わせるものとする。

第八条の次に次の一条を加える。

(都道府県による専門的栄養指導等の実施)

第八条の二 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 住民の健康の保持増進を図るために必要な栄養指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

二 特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設に対して、栄養効果の十分な給食の実施、給食担当者の栄養に関する知識の向上及び食品の調理方法の改善等について必要な援助及び指導を行うこと。

三 前二号の業務に付随する業務を行うこと。

2 都道府県は、前条の規定により市町村が行う業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整を行い、及び市町村の求めに応じ、その設置する保健所による技術的事項についての協力その他当該市町村に対する必要な援助を行うものとする。

第九条第一項中「特別区」の下に「前条第一項に規定する業務を行う者として」を加え、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第十八条中「対する」の下に「第八条の二(都道府県による専門的栄養指導等の実施)第一項第二号の規定による指導並びに」を加える。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項から第七項までを削る。

(医療法の一部改正)

第八条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「又は保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に改め、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第二十五条の二中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行なう」に改める。

第二十六条第一項中「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「都道府県若しくは保健所を設置する市」を「都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区」に、「若しくは保健所を設置する市の市長」を「保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長」に改める。

第九条 医療法の一部を次のように改正する。

目次中「第七十一条の三」を「第七十一条の四」に改める。

第五条第二項中「又は都道府県知事」を「都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))の市長又は特別区の区長」に改める。

第七条第一項中「都道府県知事」の下に「診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下この条、第八条、第九条、第十二条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。」を加える。

第二十五条第一項中「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づく政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))」を「保健所を設置する市」に改める。

第二十五条の二を次のように改める。

第二十五条の二 保健所を設置する市の市長及び特別区の区長は、厚生省令の定めるところにより、診療所及び助産所に関し、厚生省令で定める事項を都道府県知事に通知しななければならない。

第七十一条の三を第七十一条の四とし、第七十一条の二の次に次の一条を加える。

第七十一条の三 この法律の規定により保健所

を設置する市の市長又は特別区の区長が行う処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができ。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正)

第十条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、「職員」を「職員」に改め、同条第二項中「職員」を「職員」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項の規定による臨検検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十一条の二中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第十一条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「都道府県知事」の下に「地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。))又は特別区にあつては、市長又は区長。第十二条の三を除き、以下同じ。」を加える。

第十条第一項中「(地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、市長又は区長。次条第二項において同じ。))」を削る。

第十二条の二を削る。

第十二条の二第二項中「第十一条の二」を「第十一条」に改め、同項に後段として次のように加える。

の区域にある場合にあつては、市長又は区長。
第二十六条第一項を除き、以下この章において

第十六条 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十
（柔道整復師法の一部改正）

当する一般販売業（以下「卸売一般販売業」という。）を「卸売一般販売業」に改める。

中「又は都道府県知事」を、「都道府県知事、保

「又は都道府県」を「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第八十三条中「獣医療上」との下に「第二十六條第一項中「都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者)に對してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十三年法律第百一號)第五條第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長」とあるのは、都道府県知事」と、同条第二項中「卸売一般販売業」とあるのは「もつぱら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者に對してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業」と、同条第三項中「卸売一般販売業」とあるのは「前項ただし書の規定に該當する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)」と、第二十七條中「準用する。この場合において、第八條第三項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六條第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)」と読み替へるものとす。」と、第三十五條中「都道府県知事(その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、市長又は区長。次条において同じ。)」とあるのは「都道府県知事」と、第三十八條中「準用する。この場合において、第十條中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事(第二十六條第一項に規定する卸売一般販売業以外の一般販売業又は特別販売業にあつては、その店舗の所在地が同項に規定する保健所を設置する市又は特別区の区域に

ある場合においては、市長又は区長)」と読み替へるものとす。」とあるのは「準用する。」と、第六十九條第一項、第七十條第二項及び第七十七條第二項中「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十條第一項中「都道府県知事(卸売一般販売業以外の一般販売業又は特別販売業にあつては、その店舗の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。第七十二條、第七十三條、第七十三條、第七十五條第一項及び第七十六條において同じ。)」とあるのは「又は都道府県知事」と、第七十七條第一項中「都道府県、保健所を設置する市及び特別区」とあるのは「及び都道府県」と、同条第二項中「都道府県、保健所を設置する市又は特別区」とあるのは「又は都道府県」とを加える。

(伝染病予防法の一部改正)

第十九條 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六號)の一部を次のように改正する。

第三條中「保健所法第一條を「地域保健法(昭和二十二年法律第百一號)第五條」に改め、「定ムル市」の下に「(以下「保健所を設置する市」と謂ふ)を加える。

第四條第一項中「保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ヲ定ムル」を「保健所ヲ設置スル」に改める。

第七條中「保健所法第一條ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「保健所ヲ設置スル」に改める。第十九條第二項中「保健所法(昭和二十二年法律第百一號)ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「特別区又は保健所ヲ設置スル」に改め、「事項ハ」の下に「区長又ハ」を加える。

第二十五條第一項中「關スル」の下に「特別区又ハ」を加える。

第二十八條ノ三中「保健所法ノ規定ニ基ク政令ヲ以テ定ムル」を「特別区若ハ保健所ヲ設置スル」に改める。

第二十條 伝染病予防法の一部を次のように改正する。

第三條中「第五條」を「第五條第一項」に改める。

第十九條第二項中「又ハ保健所ヲ設置スル市」及び「又ハ市長」を削る。

第二十五條第一項中「又ハ市」を削る。

第二十八條ノ三中「若ハ保健所ヲ設置スル市」を削り、「又ハ第二十八條」を、第二十八條に改め、「指定都市ノ長ノ行フ処分」の下に「又ハ前條第一項及第三項ノ規定ニ依リ保健所ヲ設置スル市ノ長ノ行フ処分」を加え、同條を第二十八條ノ四とし、第二十八條ノ二の次に次の一條を加える。

第二十八條ノ三 保健所ヲ設置スル市ニ在リテ

ハ第一條第四項、第二條ノ三、第十八條第一

項及第三項、第十九條第一項、第二十條並ニ

第二十二條第一項第四号中「都道府県知事」ト

アルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長」ト、第八

條、第十八條ノ二第一項及第二十二條中「都

道府県」トアルハ「保健所ヲ設置スル市」ト、

第十九條ノ二第一項中「都道府県知事ハ關係

市町村會」トアルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長

ハ當該市會」ト、第十九條ノ三中「都道府県知

事」トアルハ「都道府県知事又ハ保健所ヲ設置

スル市ノ長」ト、第二十二條ノ二中「都道府

県」トアルハ「都道府県又ハ保健所ヲ設置スル

市」ト、第二十五條第一項中「第二十二條及前

條ノ規定ニ依リ都道府県ノ支弁及支出並ニ」

トアルハ「第二十二條ノ規定ニ依リ市ノ支弁

及」ト、第二十七條第一項中「市町村又ハ私

人」トアルハ「私人」ト、「都道府県知事ハ都道

府県費」トアルハ「保健所ヲ設置スル市ノ長ハ

市費」トス

前項ノ規定ハ伝染病ガ保健所ヲ設置スル市ト

他ノ市町村トノ区域ニワタリ流行シ若ハ流行

ノ虞アル場合ニ於テ都道府県知事又ハ都道府

県ノ吏員ガ第十八條及第十九條ノ事務(第二十

九條第二項ニ掲グル事務ヲ除ク)ヲ保健所ヲ設置スル市ノ区域内ニ於テ管理シ及執行スルコトヲ妨グズ此ノ場合ニ於テハ都道府県知事又ハ都道府県ノ吏員ハ予メ保健所ヲ設置スル市ノ長又ハ保健所ヲ設置スル市ノ吏員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第一項ニ定ムルモノノ外保健所ヲ設置スル市ノ長ハ保健所ヲ設置スル市ノ区域内ニ在リテ伝染病ノ防止ニ必要ト認ムルトキハ第二條第二項ノ規定ニ依リ都道府県知事ガ此ノ法律ヲ適用スル措置ヲ執ラザル場合ニ於テモ同項ノ規定ニ依リ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用シ又ハ都道府県知事ガ同項ノ規定ニ依リ適用スルモノトセザル此ノ法律ノ規定ニ付同項ノ規定ニ依リ之ヲ適用スルコトヲ得

保健所ヲ設置スル市ノ長ハ第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ伝染病ノ予防ニ關スル事務ヲ管理シ及執行シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ都道府県知事ニ通知スベシ

(衛生保護法の一部改正)

第二十一條 衛生保護法(昭和二十三年法律第百五十六號)の一部を次のように改正する。

第二十一條第一項中「及び保健所を設置する市」を「保健所を設置する市及び特別区」に

「厚生大臣を「都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第三項において同じ。)」に改め、同條第三項中「厚生大臣を「都道府県知事」に改める。

第三十條の見出し中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、同條中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改め、「厚生大臣の認可を得ないで」を削る。

(食品衛生法の一部改正)

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第二十二條 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三號)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「又は保健所法」を、「地城保健法に」、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に、「保健所を設置する市」を「保健所を設置する市」に改め、「市長」の下に「又は特別区の市長」を加える。

第十八条第二項中「市」の下に「及び特別区」を加え、同条第三項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改める。

第十九条第一項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「都道府県若しくは保健所を設置する市を、都道府県、保健所を設置する市若しくは特別区に」、「若しくは保健所を設置する市の市長を、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の市長に改め、同条第三項中「及び保健所を設置する市の市長を、保健所を設置する市の市長又は特別区の市長に改める。

第二十条第一項中「又は保健所を設置する市の市長」を、「保健所を設置する市の市長又は特別区の市長」に改める。

第二十一条第二項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第二十九条の四中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(理容師法の一部改正)

第二十三条 理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二中「保健所法」を「地城保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第十七条の三第二項中「保健所法第一条」を「地城保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(墓地、埋葬等に関する法律の一部改正)
第二十四条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「保健所法」を「地城保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

(興行場法の一部改正)
第二十五条 興行場法(昭和二十三年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「保健所を設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

(旅館業法の一部改正)
第二十六条 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第九条の三中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加える。

(公衆浴場法の一部改正)
第二十七条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第七条の三中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加える。

(化粧品等に関する法律の一部改正)
第二十八条 化粧品等に関する法律(昭和二十三年法律第百四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「保健所法」を「地城保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「前項の市」の下に「又は特別区」を、「市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「市長」の下に「又は区長」を加え、同項第四号中「第十五条前項」を「第十五条第二項」に改め、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第二十四条の二中「保健所法第一条」を「地城保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第二十五条第一項中「保健所法第一条」を「地城保健法第五条」に改め、「市」の下に「若しくは特別区」を加え、同条第二項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

(精神保健法の一部改正)
第三十条 精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

第四十三条及び第五十三条第一項中「市」の下に「若しくは特別区」を加える。

(クリーニング業法の一部改正)
第三十一条 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第十三条まで中」を「第十三条までの規定中」に、「取消」を「取消し」に、保健所法を「地城保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項中「基づく」を「基づく」に、「又は市長」を、「市長又は区長」に改める。

第十四条の二第二項中「保健所法第一条」を

「地城保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(狂犬病予防法の一部改正)
第三十二条 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条中「保健所法」を「地城保健法」に、「第一条」を「第五条」に、「基づく」を「基づく」に、「市」又は「市長」を「市」若しくは「市長」又は「区若しくは区長」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十五条の二中「保健所法第一条」を「地城保健法第五条」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(結核予防法の一部改正)
第三十三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に、「又は保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第十一条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第六十五条第一項中「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に、「又は保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める。

第六十七条の見出し中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第六十九条中「設置する市」の下に「若しくは特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(検疫法の一部改正)
第三十四条 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「又は市」を、「市又は特別区」に改める。

(美容師法の一部改正)

第三十五条 美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「定める市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第二十三條第二項中「保健所法」を「地域保健法」に改め、「市」の下に「又は特別区」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(水道法の一部改正)

第三十六條 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十八條の二の見出し中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、同条第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加え、「市を」を「市又は特別区を」に改める。

第四十八條の三、第五十條第四項及び第五十條の二第二項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部改正)

第三十七條 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第十四條第二項中「市長が行なう」を「市長又は特別区の区長が行う」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三十八條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

第二十條第一項中「及び保健所を設置する市」

を、「保健所を設置する市及び特別区」に改め、同条第二項中「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に、「又は市長」を「市長又は区長」に改める。

第二十四條中「市」の下に「又は特別区」を加える。

(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正)

第三十九條 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第四十條 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十六條の十一第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第四十六條の十六中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

(浄化槽法の一部改正)

第四十一條 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「設置する市」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は区長」を加える。

第四十八條第一項中「市」の下に「又は特別区」を加え、同条第三項中「設置する市」の下に「及び特別区」を加える。

第五十六條第一項中「市」の下に「又は特別区」を加える。

第三十條中「保健所法」を「地域保健法」に、「第

一条」を「第五条」に改め、「という」の下に「又は特別区」を、「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

第十七條第一項第一号中「市」の下に「又は特別区」を加える。

附則

第四十一條第三項中「市長」の下に「又は特別区の区長」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十條中母子保健法第十八條の改正規定(「又は保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二條、第四條、第五條、第七條、第九條、第十一條、第十三條、第十五條、第十七條、第十八條及び第二十條の規定並びに第二十一條中厚生省設置法第六條の改正規定並びに第二十一條中保健所法第二十二條の改正規定(「及び保健所を設置する市」を、「保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。)及び同法第三十條の改正規定並びに附則第三條から第十一條まで、附則第二十三條から第三十七條まで及び附則第三十九條の規定並びに附則第四十一條中厚生省設置法第六條の改正規定(「厚生保健相談所の設置を認可し、及び」を前部分に限る。)は平成九年四月一日から施行する。

(保健所法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の保健所法第三十一條の規定に基づく保健所運営費交付金で、平成五年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(母子保健法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第四条の規定による改正前の母子保健法第三十條及び第三十二條の規定により行われた保健指導及び健康診査に要する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

(栄養改善法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 第七條の規定による改正前の栄養改善法附則第二項の規定により任命された栄養指導員である者は、なおその地位を有する。

(医療法の一部改正に伴う経過措置)

第五條 第九條の施行日前に発生した事項につき改正前の医療法第八條及び第九條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 第十一條の施行日前に発生した事項につき改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九條の二(同法第十二條の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(歯科技工士法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 第十三條の施行日前に発生した事項につき改正前の歯科技工士法第二十一條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八條 第十五條の施行日前に発生した事項につき改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第二十條の四第三項の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(柔道整復師法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 第十七條の施行日前に発生した事項につき改正前の柔道整復師法第十九條の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(薬事法の一部改正に伴う経過措置)

第十條 第十八條の施行日前に発生した事項につき改正前の薬事法第三十八條において準用する

同法第十条の規定により届け出なければならぬこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

(伝染病予防法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 第二十条の規定による改正前の伝染病予防法第二十五条の規定に基づく負担金で、平成八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(食品衛生法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 この法律による改正後の食品衛生法、化製場等に関する法律、狂犬病予防法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律及び浄化槽法の定めるところにより特別区が処理し、又は特別区の区長が管理し、及び執行することとされている事務のうち、政令で定めるものについては、当分の間、都が処理し、又は都知事が管理し、及び執行するものとする。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

第十三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為(以下この条において「申請等の行為」という。)に対するこの法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、附則第五条から第十条までの規定又は改正後のそれぞれの法律(これに基づき命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前にした行為及びこの

法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。

(第一条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第十六条 寄生虫予防法(昭和六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改め、同条第二項中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改める。

第七条ノ三中「保健所法第一条」を「地域保健法第五条」に改める。

第十七条 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改める。

第十八条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「基く」を「基づく」に、「保健所法」を「地域保健法」に改める。

第十九条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十四号中「保健所法」を「地域保健法」に改める。

第二十条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「保健所法」を「地域保健法」に、「第一条」を「第五条」に改める。

第二十一条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表保健所の項中「保健所法」を「地域保健法」に改める。

に、「第一条」を「第五条」に改める。

第二十二条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項第三号中「保健所法」を「地域保健法」に改める。

(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一部改正)

第二十三条 食品衛生法の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十四条 理容師法の一部を次のように改正する。

第十七条の二及び第十七条の三第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十五条 墓地、埋葬等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条の二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十六条 予防接種法の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十七条 性病予防法の一部を次のように改正する。

第二十四条から第二十五条までの規定中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十八条 クリーニング業法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項及び第十四条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第二十九条 狂犬病予防法の一部を次のように改正する。

第二十五条及び第二十五条の二中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十条 国有財産特別措置法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十一条 美容師法の一部を次のように改正する。

第二十二條及び第二十三條第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十二条 沖縄振興開発特別措置法の一部を次のように改正する。

別表保健所の項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第三十三条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第三十四条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第四十六条の十一第一項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第四十六条の十六中「第二十五条の二」を「第七十一条の三」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第三十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十條第八号中「保健指導及び」を削る。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正)

第三十六条 保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法(昭和三十九年法律第五十五号。次条において「特別措置法」という。)の一部を次のように改正する。

第一条中「事等」を「経理」に改め、同条第一号中「保健所を設置する市又は都道府県」を「特別区又は都道府県(同法第二十八条ノ三第一項の規定により読み替えられる場合にあっては、保健所を設置する市)」に改め、同条第二号を削る。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第二条を削る。

第三条第一項中「第一号各号」を「前条各号」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「第一号各号」を「前条各号」に改め、同条を第二号とする。

(保健所において執行される事業等に伴う経理事務の合理化に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 この法律による改正前の特別措置法第一条第二号に掲げる負担金及び同条第四号に掲げる補助金で、平成八年度以前の年度分のものについては、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第三十八条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「激甚災害」を「激甚災害」に改め、「規定により」の下に「区長又は」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十一号中「及び伝染病予防法」を「伝染病予防法」に改め、「又は市長」を削り、「行う伝染病予防事業」の下に「及び同法第二十二条の規定による地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第五条第一項の規定に基づき政令で定める市の支弁に係る伝染病予防事業」を加える。

(地方自治法の一部改正)

第四十条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

(厚生省設置法の一部改正)
第四十一条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)を次のように改正する。

第五十条第七号を次のように改める。

七 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)を施行すること。

第六十条第二号中「厚生保護相談所の設置を認可し、及び」を削り、同条第八号の次に次の一号を加える。

八の二 地域保健法の定めるところにより、基本指針を定めること。

理 由

急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務を明確にし、地域保健対策の推進に関する基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他の所要の改正を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 保健所法に関し、法律の題名を「地域保健法」に改めるとともに、次のとおり規定の整備を行う。

(一) 本法の目的を、地域保健対策推進に関する基本方針、保健所の設置等地域保健対策の推進に関する基本的事項の策定により、母子保健法等地域保健対策関係諸法による対策が総合的に推進されることを確保し、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与することとする。

(二) 国及び地方公共団体が講ずる施策は、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等保健医療を取り巻く環境の変化等に即応し、地域の公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、地域住民の多様化し、高度化する保健、衛生、生活環境等に関する需要に適切に対応することができるよう、地域特性、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に推進されることを基本理念とする。

(三) 地域保健対策に関する市町村の責務を、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上等とし、都道府県の責務を、必要な施設の整備、人材の確保・資質の向上、調査・研究、市町村の求めに応じた技術的援助とし、国の責務を、地域保健に関する情報の収集・整理・活用、調査・研究、人材の養成・資質の向上、地方公共団体に対する技術的・財政的援助とすること。

(四) 厚生大臣は、公衆衛生審議会の意見を聴いて、地域保健対策の推進の基本的方向、保健所及び市町村保健センターの整備・運営、人材の確保及び資質の向上、町村に対する都道府県等の人材確保支援計画の策定及び地域保健に関する調査・研究等の基本的事項について基本指針を定めなければならないものとする。

(五) 都道府県、政令で定める市又は特別区は、保健所を設置するものとし、都道府県

の保健所の所管区域は、医療法の医療計画及び老人福祉法・老人保健法の老人保健福祉計画の区域を参照して設定しなければならないこととし、保健所の事業に、医事及び薬事に関する事項、難病・エイズ対策事業、地域保健に関する情報の収集・整理・活用及び調査・研究、市町村に対する援助(市町村相互間の連絡調整、技術的助言、市町村職員の研修等)などを加える等のほか、保健所運営費交付金の規定を削除すること。

(六) 市町村保健センターは、住民に対し健康相談、保健指導、健康診査等の実施を目的とする施設として市町村が設置できるものとする。この場合、その設置に対する国庫補助規定を創設すること。

(七) 都道府県は、地域保健対策の実施に当たり、人材確保を支援する必要がある町村について、人材確保支援計画を策定することができるものとし、国は、都道府県が当該計画に基づき実施する事業に対し、その費用の一部を補助することができるものとする。

2 国又は都道府県の権限の市町村等への移譲等に関し、次の事項について改正を行う。

(一) 三歳児健診、新生児訪問指導等の母子保健事業の実施主体を都道府県から市町村へ移譲し、一歳六か月児健診を市町村の事務として法定化するとともに、市町村が支弁するその費用について、都道府県及び国がその三分の一をそれぞれ負担することとし、都道府県による市町村の援助、学校保健及び児童福祉法との連携の確保、国における調査研究の推進に関する規定を整備するため、母子保健法及び児童福祉法の改正を行うこと。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

とすることを、栄養改善法の改正を行うこととするため、

(三) 診療所、助産所、施療所、齒科技工所、衛生検査所、薬店等の開設許可や届出の受理等の事務を、都道府県から保健所を設置する市及び特別区に移譲するため、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、歯科技工士法、臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律、柔道整復師法及び薬事法の改正を行うこと。

(四) 病室感染の疑いがある者を隔離する権限等について、都道府県から保健所を設置する市へ移譲するため、伝染病予防法の改正を行うこと。

(五) 民間の衛生保健相談所の設置の認可の権限について、国から都道府県、保健所を設置する市及び特別区に移譲するため、衛生保健法の改正を行うこと。

8 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から施行すること。ただし、保健所の所管区域及び事業の追加等に係る事項、並びに権限移譲等に係る事項については、平成九年四月一日から施行するものとする。

(二) この法律の施行に必要経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

二 議案の可決理由

急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に係る基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の措置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の改正を講じよ

うとすることは時宜に適合するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成六年度一般会計予算(厚生省所管)に保健衛生施設等施設整備費補助金等として約百六億円が計上されている。

右報告する。

平成六年六月二十日

厚生委員長 加藤 万吉

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう努力すべきである。

一 国及び都道府県は、市町村保健センターの整備、保健婦等人材の確保など、地域保健の基盤整備について、市町村が計画的に推進するよう適切に指導すること。

二 市町村の要請に応じて都道府県が対応する支援体制を確立し、とりわけ保健・医療・福祉のシステムづくりに関する企画や関係機関との連絡調整を行い、各種の地域保健サービスを専門的立場から評価し、将来の施策に反映させていくことが必要であり、これらの業務を円滑に推進するために、都道府県は、保健所の機能強化を積極的に推進するよう努めること。

三 都道府県は、地域の実情に十分留意しつつ、医療計画及び老人保健福祉計画の圏域を参酌して、その保健所の管轄区域を設定すること。

千九百六十九年の油による汚染損害について
の民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めめるの件

右
国会に提出する。

平成六年四月二十二日

内閣総理大臣 細川 護国

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めめるの件

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めめる。

理由

この議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約における船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権に改めることを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することとは、船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書
この議定書の締結国は、
千九百六十九年十一月二十九日にブラッセルで作成された油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結国として、
次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、
1 「条約」とは、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2 「機関」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

3 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

第二条

条約第五条を次のように改正する。

(1) 1を次のように改める。

1 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、その船舶のトン数につきトン当たり百三十三計算単位で計算した金額に制限することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、千四百萬計算単位を超えないものとする。

9を次のように改める。

9 (a) 1にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。1に規定する金額は、基金が形成される国の通貨がその形成の日に特別引出権に対して有する価値に従って、当該通貨に換算する。国際通貨基金の加盟国である締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金がその操作及び取引のために適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締約国の通貨の特別引出権表示による価値は、その締約国の定める方法により計算する。

(b) 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により(a)の規定を適用することのできない締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の時に又はその後いつでも、自国の領域において適用する1に規定する責任の限度額を、一の事故について、その船舶のトン数につきトン当たり二千貨幣単位で計算した金額とすることを宣言することができる。ただし、この金額は、いかなる場合にも、二億一千万貨幣単位を超えないものとする。この(b)にいう貨幣単位とは、純分千分の九百の

金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。この金額の通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

(c) (a)第四段に規定する計算及び(b)に規定する換算は、1において計算単位で表示されている金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行う。締約国は、(a)に規定する計算の方法又は(b)に規定する換算の結果を、第四条に定める文書の寄託の時に寄託者に通知する。当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合も、同様とする。

第三条

1 この議定書は、条約に署名し又は加入した国及び千九百七十六年十一月十七日から十九日までロンドンで開催された千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の計算単位規定を改正する会議に出席するよう招請された国による署名のために開放する。この議定書は、千九百七十七年二月一日から同年十二月三十一日まで、機関の本部において、署名のために開放しておく。

2 4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名した国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4 この議定書は、条約の締約国がこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができ、

第四条

1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

2 この議定書の改正がすべての締約国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締約国についてとら

れた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。

第五条

1 この議定書は、それぞれのタンカー保有量が百万総トン以上である五の国を含む八の国の批准書、受諾書、承認書又は加入書を事務局長に寄託した日の後九十日目の日に、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について効力を生ずる。

2 この議定書は、その後これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第六条

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができ、

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第七条

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、この議定書の締約国の三分の一以上のからの要請がある場合には、この議定書の改正のための締約国会議を招集する。

第八条

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日
(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) この議定書の改正
(iv) 署名国又は加入国に対し、この議定書の認証原本を送付すること。

第九条

事務局長は、この議定書が効力を生じたときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定に従い、その認証原本を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十条

この議定書は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文が、作成され、署名済みの原本と共に寄託されるものとする。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

告書

一 本件の目的及び要旨

昭和四十二年三月に英仏の近海で発生した大型タンカー「トリ・キャニオン号」の海難及び油による汚染事故を契機として、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(以下「六十九年条約」という。)が昭和四十四年十一月に作成された。六十九年条約は、油タンカー等がもたらす油による汚染損害について船舶の所有者に無過失責任に近い責任を課し、他方船舶の所有者の責任の限度額を定める等被害者に対し適正な賠償を行うことについての統一的

な国際的規則及び手続を定めている。六十九年条約の作成當時には金フランが他の条約において計算上の単位として一般的に採用されていたのと同様に、六十九年条約においても、金フランが船舶の所有者の責任の限度額を表す単位として採用されていた。しかし、その後、昭和四十六年八月の米國によるドルと金との交換の停止を契機として、国際通貨制度の改革が行われた結果、国際通貨基金は、昭和五十一年四月に金の公定価格を廃止し、金に代わる新たな価値基準として特別引出権(SDR)を採用した。こうした状況を踏まえ、昭和五十一年十一月政府間海事協定機関主導の会議において、特別引出権(SDR)を新たな価値基準として採用した本議定書が作成された。

本議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約における船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権(SDR)に改めるものである。

なお、本議定書は、昭和五十六年四月八日に効力を生じており、我が国については加入書を国際海事機関事務局長に寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、船舶の所有者の責任の限度額を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

平成六年六月十七日

外務委員長 菅 直人
衆議院議長 土井たか子殿

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求め
るの件及び同報告書

五二

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
国会に提出する。
平成六年四月二十二日
内閣総理大臣 細川 護熙

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件
千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約における国際基金による補償の額等を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権に改めることを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、国際基金による補償の額等を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書
この議定書の締結国は、
千九百七十一年十二月十八日にブラッセルで作成された油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を考慮して、
次のとおり協定した。

第一条

この議定書の適用上、

1 「条約」とは、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。

2 「責任条約」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

3 「機関」という語は、条約において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

4 「事務局」とは、機関の事務局長をいう。

第二条
条約第一条を次のように改める。

4 「計算単位」又は「貨幣単位」とは、それぞれ、千九百七十六年十一月十九日に採択された議定書によって改正された責任条約第五条に定める計算単位又は貨幣単位をいう。

第三条
条約に定める金額について次の改正をいう。

(a) 条約第四条中、
(i) 「四億五千万フラン」を「三千万計算単位又は四億五千万貨幣単位」に改める。

(ii) 「九億フラン」を「六千万計算単位又は九億貨幣単位」に改める。

(b) 条約第五条中、
(i) 「千五百フラン」を「百計算単位若しくは千五百貨幣単位」に改める。

(ii) 「二億二千五百フラン」を「八百三十三万三千計算単位若しくは一億二千五百貨幣単位」に改める。

(iii) 「二千フラン」を「百三十三計算単位若しくは二千貨幣単位」に改める。

(iv) 「二億一千万フラン」を「千四百万計算単位若しくは二億一千万貨幣単位」に改める。

(c) 条約第十一条中「七千五百フラン」を「五百万計算単位又は七千五百貨幣単位」に改める。

(d) 条約第十二条中「千五百フラン」を「百万計算単位又は千五百貨幣単位」に改める。

第四条

この議定書は、条約に署名し又は加入した国

及び千九百七十六年十一月十七日から十九日までロンドンで開催された千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の計算単位規定を改正する会議に出席するよう招請された国による署名のために開放する。この議定書は、千九百七十七年二月一日から同年十二月三十一日まで、機関の本部において、署名のために開放しておく。

2 4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名した国によって批准され、受諾され又は承認されなければならない。

3 4の規定に従うことを条件として、この議定書は、これに署名しなかった国による加入のために開放しておく。

4 この議定書は、条約の締結国がこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができ。

第五条
1 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を事務局長に寄託することによって行う。

2 この議定書の改正がすべての締結国について効力を生じた後又はその改正の効力発生に必要なすべての措置がすべての締結国についてとられた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとみなす。

第六条

1 この議定書は、これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入した国について、次の(a)及び(b)の要件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずる。

(a) 少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を事務局長に寄託すること。

(b) 事務局長が、条約第三十九条の規定に基づき、条約第十条の規定に従って当該国において提出をしなければならないであろう者が前歴年中に総量において少なくとも七億五千万

トンの拠出油を受け取った旨の情報を受領すること。

2 もっとも、この議定書は、条約の効力発生前に効力を生ずることはない。

3 この議定書は、その後これを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第七条

1 締結国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができ。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長への廃棄書の寄託の後一年で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

第八条

1 機関は、この議定書の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、この議定書の締結国の三分の一以上からの要請がある場合には、この議定書の改正のための締結国会議を招集する。

第九条

1 この議定書は、事務局長に寄託する。

2 事務局長は、次のことを行う。
(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日
(ii) この議定書の効力発生の日
(iii) この議定書の廃棄書の寄託及びその廃棄が効力を生ずる日

(iv) この議定書の改正
(b) 署名国又は加入国に対し、この議定書の認証原本を送付すること。

第十条

事務局長は、この議定書が効力を生じたときは

直ちに、国際連合憲章第二百二条の規定に従い、その認証書を登録及び公表のため国際連合事務局に送付する。

第十一條

この議定書は、ひとしく正文である英語及びフランス語により原本一通を作成する。ロシア語及びスペイン語による公定訳文が、機関の事務局によって作成され、署名済みの原本と共に寄託されるものとする。

千九百七十六年十一月十九日にロンドンで作成した。

以上の証書として、下名は、正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百七十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和四十四年十一月に「油による汚染損害に関する民事責任に関する国際条約」(以下「六十九年条約」といふ)が作成された際、六十九年条約に基づいて行われる賠償が十分である場合に汚染損害を被った者に対して補足的な補償を行うこと等を目的とする国際基金を設立すべきことが決議された。この決議を受けて、政府間海事協議機関において、昭和四十六年十二月「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」(以下「七十二年条約」といふ)が作成された。その際六十九年条約において金フランが計算上の単位として採用されていたことを踏まえ、七十二年条約においても、金フランが国際基金による補償の額等を表す単位として採用された。しかし、その後、昭和四十六年八月の米国によるドルと金との交換の停止を契機として、国際通貨制度の改革が

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

行われた結果、国際通貨基金は、昭和五十一年四月に金の公定価格を廃止し、金に代わる新たな価値基準として特別引出権(SDR)を採用した。こうした状況を踏まえ、昭和五十一年十一月政府間海事協議機関主催の会議において、特別引出権(SDR)を新たな価値基準として採用した本議定書が作成された。

本議定書は、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約における国際基金による補償の額等を表す単位を金フランから国際通貨基金の定める特別引出権(SDR)に改めるものである。

なお、本議定書は、少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を国際海事機関事務局長に寄託すること及び同事務局長が、当該国において提出をしなければならないであろう者が前曆年中に総量において少なくとも七億五千万トンの提出油を受け取った旨の情報を受領することの両要件が満たされた日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとしたのである。

二 本件の議決理由
本議定書を締結することは、国際基金による補償の額等を表す単位を国際的に統一する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月十七日
衆議院議長 土井たか子殿 直人
外務委員長 菅

千九百六十九年の油による汚染損害について

の民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

平成六年四月二十二日
内閣総理大臣 細川 護熙

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

この議定書は、油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の適用範囲を拡大し、及び同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書

この議定書の締結は、

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び同条約の千九百八十四年の議定書を考慮し、

適用範囲の拡大及び賠償の拡充について定める同議定書が効力を生じていないことに留意し、

油による汚染に関する責任並びに賠償及び補償の国際的な制度を存続させることが重要であることとを認識し、

千九百八十四年の議定書の内容ができる限り速やかに効力を生ずることを確保することが必要であることを認識し、

千九百七十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約について関連する改正が行われることに伴い特別の規定が必要であることを認識して、

第一條

この議定書が改正する条約は、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(以下「千九百六十九年責任条約」といふ)である。千九百六十九年責任条約の千九百七十六年の議定書の締結国については、「千九百六十九年責任条約」といふときは、同議定書によって改正された千九百六十九年責任条約をいうものとする。

第二條

千九百六十九年責任条約第一條を次のように改正する。

- 1 1を次のように改める。
- 1 「船舶」とは、ばら積み油の貨物として輸送するために建造され又は改造された海上航行船舶及び海上用舟艇(種類のいかんを問わない)をいう。ただし、油及び他の貨物を輸送することができない船舶については、ばら積み油の貨物として現に輸送しているとき及びその輸送の後の航海中(その輸送による残留物が船舶内になくことが証明された場合を除く)においてのみ、船舶とみなす。
- 2 5を次のように改める。
- 5 「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油、潤滑油等の持続性の炭化水素の鉱物油をいい、船舶により貨物として輸送されているかその船舶の燃料タンクにあるかを問わない。
- 3 6を次のように改める。
- 6 「汚染損害」とは、次のものをいう。

千九百六十九年の

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結につ

五四

(a) 船舶からの油の流出又は排出(その場所のいかんを問わない。)による汚染によつてその船舶の外部において生ずる損失又は損害。ただし、環境の悪化によつて行われる賠償(環境の悪化による利益の喪失に関するものを除く。)は、実際にとられた又はとられるべき回復のための合理的な措置の費用に係るものに限る。

(b) 防止措置の費用及び防止措置によつて生ずる損失又は損害

4 8を次のように改める。

8 「事故」とは、いずれかの出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、汚染損害をもたらすもの又は汚染損害をもたらす重大なかつ急迫した脅威を生ずさせるものをいう。

5 9を次のように改める。

9 「機関」とは、国際海事機関をいう。

6 9の次に10として次のように加える。

10 「千九百六十九年責任条約」とは、千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。同条約の千九百七十六年の議定書の締結国については、「千九百六十九年責任条約」というときは、同議定書によつて改正された千九百六十九年責任条約をいうものとする。

第三条

千九百六十九年責任条約第二条を次のように改める。

第二条

この条約は、次のものについてのみ適用する。

- (a) 次の区域において生ずる汚染損害
- (i) 締結国の領域(領海を含む。)
- (ii) 国際法に従つて設定された締結国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締結国については、その締結国の領海に接続しかつその締結国が国際法

に従つて決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの

(b) 汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置(とられた場所のいかんを問わない。)

第四条

千九百六十九年責任条約第三条を次のように改正する。

1 1を次のように改める。

1 2及び3に規定する場合を除くほか、事故の発生の時又は事故が一連の出来事から成るときは最初の出来事の発生の際における船舶の所有者は、その事故の結果その船舶から生ずる汚染損害について責任を負う。

2 4を次のように改める。

4 汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づき場合を除くほか、所有者に対して行うことができな。5の規定に従うことを条件として、汚染損害の賠償の請求は、この条約に基づくものであるかどうかを問わず、次に掲げる者に対して行うことができな。

- (a) 所有者の被用者若しくは代理人又は乗組員
- (b) 水先人その他船舶のために役務を提供する者で乗組員以外のもの
- (c) 船舶の備給者(操縦船者を含む、名称のいかんを問わない。)、管理人又は運航者
- (d) 所有者の同意を得て又は権限のある公の当局の指示に基づき救助活動を行う者
- (e) 防止措置をとる者
- (f) (c)から(e)までに掲げる者の被用者又は代理人

ただし、(a)から(f)までに掲げる者が汚染損害をもたらす意図をもつて又は無謀にかつ汚染損害を生ずるおそれがあることを認識して行つた行為(不作為を含む。)により汚染損害が生じた場合は、この限りでない。

第五条

千九百六十九年責任条約第四条を次のように改める。

第四条

二以上の船舶が関係する事故が生じ、それによつて汚染損害が生じた場合には、それらのすべての船舶の所有者は、前条の規定に基づいて責任を免れる場合を除くほか、合理的に分割することができない汚染損害の全体について連帯して責任を負う。

第六条

千九百六十九年責任条約第五条を次のように改正する。

1 1を次のように改める。

1 船舶の所有者は、この条約に基づく自己の責任を、一の事故について、次のとおり計算した金額に制限することができ。

- (a) トン数五千単位を超えない船舶については、三百萬計算単位
- (b) トン数五千単位を超える船舶については、それを超える部分についてトン数一単位当たり四百二十計算単位で計算した計算単位と(a)の計算単位とを合算した計算単位

ただし、この金額は、いかなる場合にも、五千九百七十万計算単位を超えないものとする。

2 2を次のように改める。

2 所有者は、汚染損害をもたらす意図をもつて又は無謀にかつ汚染損害を生ずるおそれがあることを認識して行つた自己の行為(不作為を含む。)により汚染損害が生じたことが証明された場合には、この条約に基づいて自己の責任を制限することができない。

3 3を次のように改める。

3 所有者は、1の制限の利益を享受するためには、第九条の規定に基づいて訴えが提起される締結国のうちいずれかの締結国の裁判所その他の権限のある当局に、又は訴えが提起

されない場合には同条の規定に基づいて訴えを提起することができ締結国のうちいずれかの締結国の裁判所その他の権限のある当局に、自己の責任の限度額に相当する額の基金を形成しなければならぬ。基金は、その金額を供託することにより、又は基金が形成される締結国の法令によつて認められかつ裁判所その他の権限のある当局が十分と認める銀行保証その他の保証を提供することによつて形成することができ。

4 9を次のように改める。

9 (a) 1にいう計算単位は、国際通貨基金の定める特別引出権とする。1に規定する金額は、当該国の通貨が3に規定する基金の形成の日特別引出権に対して有する価値に従つて、当該通貨に換算する。国際通貨基金の加盟国である締結国の通貨の特別引出権表示による価値は、国際通貨基金がその操作及び取引のために適用する評価方法であつて換算の日において効力を有しているものにより計算する。国際通貨基金の加盟国でない締結国の通貨の特別引出権表示による価値は、その締結国の定める方法により計算する。

(b) 国際通貨基金の加盟国でなく、かつ、自国の法令により(a)の規定を適用することのできない締結国は、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこれへの加入の時に又はその後いつでも、(a)にいう計算単位を十五金フランに等しくすることを宣言することができる。この(a)にいう金フランとは、純分千分の九百の金の六十五・五ミリグラムから成る単位をいう。金フランの通貨への換算は、当該国の法令の定めるところにより行う。

(c) (a)第四段に規定する計算及び(b)に規定する換算は、(a)第一段から第三段までの規定を適用したならば得られたであらう1に規

定する金額と可能な限り同一の実質価値が締約国の通貨で表示されるように行い。締約国は、(a)に規定する計算の方法又は(b)に規定する換算の結果を、この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に寄託者に通知する。当該計算の方法又は当該換算の結果が変更された場合も、同様とする。

10 この条の規定の適用上、船舶のトン数は、千九百六十九年の船舶のトン数の測定に関する国際条約附屬書Iに定めるトン数の測定に関する規則に従って計算される総トン数とする。

11 後段を次のように改める。

この基金は、所有者が2の規定に基づき自己の責任を制限することができない場合にも形成することができるとするが、この場合においては、所有者に対する債権者の権利は、その基金の形成によつて害されることはない。

第七条

千九百六十九年責任条約第七条を次のように改正する。

1 第一段及び第二段を次のように改める。

保険その他の金銭上の保証がこの条約に従つて効力を有していることを証明する証明書が、1に規定する要件が満たされていることが締約国の権限のある当局により確認された後に、各船舶に対して発行される。締約国に登録されている船舶については、その証明書は、船舶の登録国の権限のある当局により発行され又は公認される。締約国に登録されていない船舶については、その証明書は、いずれかの締約国の権限のある当局により発行され又は公認されることができ。

2 4を次のように改める。

4 証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局

又は当該船舶がいずれの締約国にも登録されていない場合にはその証明書を発行し若しくは公認した国の当局に寄託する。

7 前段を次のように改める。

2の規定に従い締約国の権限に基づいて発行され又は公認された証明書(いずれの締約国にも登録されていない船舶について発行され又は公認されたものを含む)は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、それらの締約国が発行し又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。

4 7後段中「船舶の登録国」を「その証明書を発行し又は公認した国」に改める。

5 8第二段を次のように改める。

この場合には、被告は、所有者が第五条2の規定に基づいて自己の責任を制限することができないときにおいても、同条1に規定する責任の制限を援用することができ。

第八条

千九百六十九年責任条約第九条を次のように改正する。

1を次のように改める。

1 事故が一若しくは二以上の締約国の領域(領海を含む)若しくは第二条に規定する水域において汚染損害をもたらし、又は当該領域(領海を含む)若しくは当該水域における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができ。その訴えについては、被告に對し相當の通告を行う。

第九条

千九百六十九年責任条約第十二条の次に次の二条を加える。

第十二条の二 経過規定

事故の発生の際にこの条約及び千九百六十九年責任条約の双方の締約国である国については、次の(a)から(d)までの経過規定を適用する。

(a) この条約に基づく責任は、事故がこの条約の対象とされている汚染損害をもたらした場合において、その責任が千九百六十九年責任条約の下でも生ずるときは、その範囲で履行されたものとみなす。

(b) 事故がこの条約の対象とされている汚染損害をもたらし、かつ、当該国がこの条約及び千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の双方の締約国である場合には、(a)の規定が適用された後履行されずに残る責任は、汚染損害が千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約が適用された後補償されずに残る範囲でのみ、この条約に基づいて生ずる。

(c) 第三条4の規定の適用に当たり、「この条約」とは、適宜、この条約又は千九百六十九年責任条約をいうものと解する。

(d) 第五条8の規定の適用に当たり、形成される基金の額は、(a)の規定に基づいて履行されたものとみなされた責任に相當する額を減じたものとする。

第十二条の三 最終規定

千九百六十九年責任条約を改正する千九百九十二年の議定書第十二条から第十八条までの規定をこの条約の最終規定とする。この条約において「締約国」というときは、同議定書の締約国をいうものとする。

第十条

千九百六十九年責任条約附屬書に示す証明書の様式をこの議定書の附屬書に示す様式に改める。

第十一条

1 千九百六十九年責任条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間において、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2 この議定書によって改正された千九百六十九

年責任条約第一条から第十二条の三までの規定(証明書の様式を含む)は、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(千九百九十二年責任条約)と称するものとする。

最終規定

第十二条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、千九百九十三年一月十五日から千九百九十四年一月十四日まで、ロンドンにおいて、すべての国による署名のために開放しておく。

2 4の規定に従うことを条件として、いずれの国も、次のいずれかの方法により、この議定書の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(b) 加入すること。

3 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正式の文書を機關の事務局長に寄託することによって行う。

4 千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「千九百七十一年基金条約」という)の締約国は、同条約を改正する千九百九十二年の議定書を同時に批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する場合のみ、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入することができ。ただし、この議定書が当該締約国について効力を生ずる日に千九百七十一年基金条約の廃棄が効力を生ずるよう当該締約国が同条約を廃棄する場合は、この限りでない。

5 この議定書の締約国であるが千九百六十九年責任条約の締約国でない国は、この議定書の他の締約国との関係においてこの議定書によって改正された同条約によって拘束されるが、同条約の締約国との関係においては同条約によって拘束されない。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結につ
いて承認を求めるの件及び同報告書

6 この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約についてその後改正が行われた場合には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、この議定書によって改正され、かつ、当該その後の改正が行われた同条約に係るものとみなす。

第十三条 効力発生

1 この議定書は、それぞれのタンカー保有量が総トン数百万単位以上である四の国を含む十の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を機関の事務局長に寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

2 もっとも、千九百七十二年基金条約の締約国は、この議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、これらの文書が、この条の規定の適用上千九百七十二年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書第三十一条に規定する六箇月の期間の満了の時まで効力を有しないものとみなすことを宣言することができる。

3 千九百七十二年基金条約の締約国ではないが同条約を改正する千九百九十二年の議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国も、その寄託の際にこの2の規定に基づいて宣言を行うことができる。

3 2の規定に基づいて宣言を行った国は、機関の事務局長にあてた通告により、いつでもその宣言を撤回することができる。撤回は、通告が受領された日に効力を生ずるものとし、また、撤回を行った国は、その撤回が効力を生じた日にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託したものとみなされる。

4 この議定書は、1に規定する効力発生の要件が満たされた後にこれを批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、その国が該当する文書を寄託した日の後十二箇月で効力を生ずる。

第十四条 改正

1 機関は、千九百九十二年責任条約の改正のための会議を招集することができる。

2 機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、千九百九十二年責任条約の改正のための締約国会議を招集する。

第十五条 制限額の改正

1 事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の要請がある場合には、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約第五条1に規定する責任の限度額の改正案を機関のすべての加盟国及びすべての締約国に送付する。

2 1の規定により提案されかつ送付された改正案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行われる審議のため機関の法律委員会に付託する。

3 この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約のすべての締約国は、機関の加盟国であるかないかを問わず、改正案の審議及び採択のため法律委員会の審議に参加する権利を有する。

4 改正案は、3の規定により拡大された法律委員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも二分の一が出席していることを条件とする。

5 法律委員会は、限度額の改正案について決定を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事故によって生じた損害の額、貨幣価値の変動及びその改正案が保険の費用に及ぼす影響を考慮する。法律委員会は、また、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約第五条1に規定する限度額と千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約第四条4に規定する限度額との関係を考慮する。

6 (a) この条の規定に基づいて行われる責任の限度額の改正は、千九百九十八年一月十五日前に審議することはできず、また、この条の規定に基づいて先に行われた改正が効力を生じた日から五年を経過する時まで審議することはできない。この条の規定に基づく改正は、この議定書が効力を生ずる前に審議することではない。

(b) 限度額については、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約に定める限度額につき千九百九十九年一月十五日から年六パーセントの複利による計算をして得た増額分と当該限度額との合計額を超えるような引上げを行うことはできない。

(c) 限度額については、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約に定める限度額に三を乗じた額を超えるような引上げを行うことはできない。

7 機関は、4の規定に従って採択された改正をすべての締約国に通告する。改正は、通告の日から十八箇月の期間が満了した時に受諾されたものとみなされる。ただし、その期間内に、法律委員会における改正の採択の時に締約国であった国の四分の一以上が機関に対しその改正を受諾しない旨の通知を行った場合には、その改正は、受諾されず、効力を生じない。

8 7の規定により受諾されたものとみなされる改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ずる。

9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の少なくとも六箇月前に次条1及び2の規定に基づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正によって拘束される。その廃棄は、その改正が効力を生ずる時に効力を生ずる。

10 法律委員会が改正を採択した後受諾のための十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定書の締約国となった国は、その改正が効力を生ずる場合には、その改正によって拘束される。その期間が満了した後に締約国となる国は、7の規定により受諾された改正によって拘束される。これらの場合において、当該国は、改正が効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国に

ついて効力を生ずる時がそれよりも遅いときはその時に、その改正によって拘束される。

第十六条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自国について効力を生じた日の後は、いつでもこれを廃棄することができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 この議定書のいずれかの締約国が千九百六十九年責任条約第十六条の規定に基づいて行う同条約の廃棄は、この議定書の締約国の間においては、いかなる場合にも、この議定書によって改正された千九百六十九年責任条約の廃棄と解してはならない。

5 千九百七十二年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄であって、同条約の締約国としてとどまる国により行われるものは、この議定書の廃棄とみなされる。その廃棄は、同条約を改正する千九百九十二年の議定書の廃棄が同議定書第三十四条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。

第十七条 寄託者

1 この議定書及び第十五条の規定により受諾された改正は、機関の事務局長に寄託する。

2 機関の事務局長は、次のことを行う。

(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知すること。

(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) 第十三条の規定に基づく宣言及び通告並びに千九百九十二年責任条約第五条9の規定に基づく宣言及び通知

(iii) この議定書の効力発生の日

(iv) 第十五条1の規定により提案された責任の限度額の改正案

- (v) 第十五条4の規定に従って採択された改正
- 正
- (vi) 第十五条7の規定により受諾されたものとみなされる改正並びにその改正が同条8及び9の規定により効力を生ずる日
- (vii) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の日及びその廃棄が効力を生ずる日
- (viii) 第十六条6の規定により行われたものとみなされる廃棄
- (ix) この議定書に定めるところにより必要とされる通知
- (b) すべての署名国及びこの議定書に加入するすべての国に対し、この議定書の認証原本を送付すること。

附屬書

指しよる汚染損害等についての民事責任に關する保護その他の金融上の保証の証明書

1992年の油による汚染損害等についての民事責任に關する國際条約第7条の規定に従って発行する。

船 名	船舶番号又は船名文字	船 籍	所有者の氏名又は名称及び住所

上記の船舶に關し、1992年の油による汚染損害等についての民事責任に關する國際条約第7条の規定を満たす保護証券その他の金融上の保証が効力を有していることを証明する。

保証の種類

保証の期間

保護者及び(又は)保証提供者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称

住 所

この証明書は、

まで効力を有する。

(国の正式名称)

(場所)

(日付)

公認した。

発行し又は公認する公務員の署名及び官職

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

千九百六十九年の油による汚染損害等についての民事責任に關する國際条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

注

- 1 国の名称を記載するに当たっては、望ましい場合には、証明書の発行が行われる国の権限のある当局の名称をも記載することができる。
- 2 保証の総額につき二以上の供給源がある場合には、それぞれの金額を明示しなければならない。保証が二以上の方式で提供される場合には、それらの方式を列挙しなければならない。
- 3 「保証の期間」の欄には、保証が効力を生ずる日を明記しなければならない。
- 4

千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に關する國際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和四十四年十一月、政府間海事協議機關(昭和五十七年に國際海事機關へ改称)においてタンカー等がもたらす油による汚染損害についての民事責任に關する「油による汚染損害についての民事責任に關する國際条約」(以下「六十九年条約」といふ)が作成された。六十九年条約は、油タンカー等がもたらす油による汚染損害について船舶の所有者が無過失責任に近い責任を課すとともに、船舶の所有者の責任の限度額を定める等被害者に対し適正な賠償を行うことについての統一的な國際的規則及び手続を定めている。しかし、昭和五十五年三月にフランスの近海で大型タンカー「アモコ・カジス号」の大規模な油による汚染事故が発生し、その被害総額が六十九年条約における船舶の所有者の責任の限度額を大きく上回るものとなったため、その見直しが必要となった。このような経緯及び六十九年条約作成後の貨幣価値の変動を踏まえ、國際海事機關において六十九年条約の改正について検討が行われた結果、平成四年十一月に本議定書が作成された。

本議定書は、油による汚染損害についての民事責任に關する國際条約の適用範囲を拡大し、及び同条約における船舶の所有者の責任の限度額を引き上げるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 船舶の所有者の責任の限度額を幾す単位を金フランから國際通貨基金の定める特別引出権(SDR)に改めること。
- 2 地理的適用範囲を領海から締約国の設定する二百海里以内の水域等まで拡大すること。
- 3 船舶の所有者の責任の限度額を現行の二億一千七百万フラン(二億一千四百百万SDR)から五千九百七十万SDRに引き上げること。

なお、本議定書は、それぞれのタンカー保有量が総トン数百万単位以上である四の国を含む十の国が批准書、受諾書、承認書又は加入書を國際海事機關の事務局長に寄託した日の後十二箇月で効力を生ずることになっている。

よって政府は、本議定書の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国である事実にかんがみ汚染損害に係る國際協力を一層推進する見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成六年六月十七日

衆議院議長 土井たか子殿 外務委員長 菅 直人

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

平成六年四月二十二日

内閣総理大臣 細川 護熙

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この議定書は、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の適用範囲を拡大し、及び同条約における国際基金による補償の最高額を引き上げること等を内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、我が国における汚染損害の被害者の保護を一層充実させるとともに、我が国が世界有数のタンカー保有国及び石油輸入国である事実にかんがみ汚染損害に係る国際協力を一層推進する見地から有意義であると認められる。よって、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書
この議定書の締結国は、
千九百七十一年の油による汚染損害の補償のた

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約及び同条約の千九百八十四年の議定書を考慮し、適用範囲の拡大及び補償の拡充について定める同議定書が効力を生じていないことに留意し、油による汚染に関する責任並びに賠償及び補償の国際的な制度を存続させることが重要であることとを認識し、
千九百八十四年の議定書の内容が定める限り速やかに効力を生ずることを確保することが必要であることを認識し、
この議定書によって改正された条約が経過期間において改正前の条約と共存し、かつ、これを補足するように措置をとることが締結国にとって利益となることを認識し、
船舶によるばら積み品の油の海上輸送によって生ずる汚染損害の経済的影響は、引き続き船舶の所有者及び油について利害関係を有する者によって負担されるべきであることを確信し、
千九百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書が採択されたことに留意して、
次のとおり協定した。

第一 条

この議定書が改正する条約は、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約(以下「千九百七十一年基金条約」という。)である。千九百七十一年基金条約の千九百七十六年の議定書の締結国については、「千九百七十一年基金条約」というときは、同議定書によって改正された千九百七十一年基金条約をいうものとする。

第二 条

千九百七十一年基金条約第一条を次のように改正する。
1 1を次のように改める。
1 「千九百九十二年責任条約」とは、千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約をいう。

2 1の次に1の二として次のように加える。

1の二 「千九百七十一年基金条約」とは、千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約をいう。
同条約の千九百七十六年の議定書の締結国については、「千九百七十一年基金条約」というときは、同議定書によって改正された千九百七十一年基金条約をいうものとする。

2を次のように改める。

2 「船舶」、「者」、「所有者」、「油」、「汚染損害」、「防止措置」、「事故」及び「機関」という語は、千九百九十二年責任条約第一条において定義されるこれらの語の意味と同一の意味を有する。

4を次のように改める。

4 「計算単位」という語は、千九百九十二年責任条約第五条9において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

5を次のように改める。

5 「船舶のトン数」という語は、千九百九十二年責任条約第五条10において定義されるこの語の意味と同一の意味を有する。

6を次のように改める。

6 「保証提供者」とは、千九百九十二年責任条約第七条1の規定に従って所有者の責任を担保するための保険その他の金銭上の保証を提供する者をいう。

第三 条

千九百七十一年基金条約第二条を次のように改正する。
1を次のように改める。

1 「千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金(以下「基金」という。))と称する汚染損害の補償のための国際基金をこの条約により設立する。基金は、次のことを目的とする。
(a) 千九百九十二年責任条約によって与えられる保護が十分でない範囲において汚染損害の補償を行うこと。

(b) この条約に規定する関連した目的を達成すること。

第四 条

千九百七十一年基金条約第三条を次のように改める。

第三 条

この条約は、次のものについてのみ適用する。

(a) 次の区域において生ずる汚染損害

(i) 締結国の領域(領海を含む)。

(ii) 国際法に従って設定された締結国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定していない締結国については、その締結国の領海に接続しかつその締結国が国際法に従って決定する水域であつて、領海の幅を測定するための基線から二百海里を超えないもの。

(b) 汚染損害を防止し又は最小限にするための防止措置(とられた場所のいかなを問わない。)

第五 条

千九百七十一年基金条約第四条の前の見出し「及び補てん」を削る。

第六 条

千九百七十一年基金条約第四条を次のように改正する。
1 1中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改める。

第七 条

2 2を次のように改める。

2 基金は、汚染損害が、専ら又は部分的に、汚染損害を被つた者の行為若しくは不作為(損害をもたらしつことを意図したものに限る。又は過失によつて生じたことを証明した場合)又は、その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。基金は、いかなる場合にも、船舶の所有者が千九百九十二年責任条約第三条8の規定に基づいて責任

を免れたときは、その範囲で義務を免れる。ただし、防止措置については、この限りでない。

4を次のように改める。

4 (a) (b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一の事故について、その額と前条の規定によりこの条約の対象とされている汚染損害につき千九百九十二年責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額との合計額が一億三千五百萬計算単位を超えないように制限される。

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、例外的、不可避的かつ不可抗力的な性質を有する一の自然現象によつて生じた汚染損害につき基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額は、一億三千五百萬計算単位を超えないものとする。

(c) (a)及び(b)に規定する補償の総額の最高額は、この条約のいづれかの三の締約国の領域内で前年中に受け取られた提出油についてその量が合計六億トン以上となる期間がある場合において、当該期間中に生じた事故については、二億計算単位とする。

(d) 千九百九十二年責任条約第五条8の規定に従つて形成された基金について生じた利子は、基金がこの条の規定に基づいて支払う補償の総額の算定上考慮に入れないものとする。

(e) この条に規定する金額は、基金の総会が補償の支払の最初の日を決定する日に当該国の通貨が特別引出権に対して有する価値に従つて、当該通貨に換算する。

5を次のように改める。

5 基金に対する確定された債権の額が4の規定に基づいて支払われる補償の総額を超える場合には、支払に充てられる金額は、確定された債権の額と債権者に対しこの条約に基づいて実際に支払われる金額との割合がすべて

の債権者について同一となるような方法で分配する。

6を次のように改める。

6 基金の総会は、例外的な場合においては、船舶の所有者が千九百九十二年責任条約第五条3に規定する基金を形成していないときであつても、この条約に基づく補償が支払われることを決定することができる。この場合には、4(e)の規定を適用する。

第七条

千九百七十二年基金条約第五条を次のように改める。

第五条 削除

千九百七十二年基金条約第六条を次のように改正する。

1 1中「1」及び「又は前条の規定に基づく補てん」を削り、「これらの」を同条の「に改める。

第九条

千九百七十二年基金条約第七条を次のように改正する。

1 1、3、4及び6中「責任条約」を「千九百九十二年責任条約」に改める。

2 1中「又は第五条の規定に基づく補てん」を削る。

3 前段中「又は第五条の規定に基づく補てん」を削る。

4 3後段中「又は第五条1」を削る。

債の支払を受けた者が千九百九十二年責任条約に基づき所有者又はその保証提供者に対して有したであろう権利を代位によつて取得する。

2 2中「又は補てん」を削る。

第十二条

千九百七十二年基金条約第十条を次のように改正する。

1 中「提出金は」を「年次提出金は」に改め、「当初提出金については次条1に、年次提出金については及び「それぞれ」を削る。

第十三条

千九百七十二年基金条約第十一条を次のように改める。

第十四条 削除

千九百七十二年基金条約第十二条を次のように改正する。

1 1中「第十条に規定するそれぞれの者が支払うべき」を「支払われるべき」に改める。

2 1(i)及び(ii)中「又は第五条」を削り、「千五百萬フラン」を「四百萬計算単位」に改める。

3 1(ii)を削る。

4 1(ii)中(b)を(b)とし、(d)を(c)とする。

5 2(a)及び(b)以外の部分を次のように改める。総会は、徴収されるべき提出金の総額を決定する。第十条に規定するそれぞれの者の年次提出金の額については、事務局長が、その総会の決定に基づき、各締約国に通知し、

6 4を次のように改める。

8 6を削る。

第十五条

千九百七十二年基金条約第十三条を次のように改正する。

1 1を次のように改める。

1 前条の規定に基づいて支払われるべき提出金で支払が遅滞しているものには、基金の内部規則に従つて決定される率で利子を付する。その率は、状況に応じて異なるものとする。

2 8中「第一条」を「前条」に改め、「三箇月を超えて」を削る。

千九百七十二年基金条約第十五条に4として次のように加える。

4 締約国が2に定める通知及び送付を事務局長に対して行つた後、事務局長は、当該締約国に金銭上の損失が生じた場合には、当該締約国は、基金に対し当該損失について賠償を行う責任を負う。総会は、事務局長の勧告に基づき、当該締約国が当該損失について賠償を行つたか否かを決定する。

千九百七十二年基金条約第十六条を次のように改める。

基金に、総会及び事務局長を長とする事務局を置く。

千九百七十二年基金条約第十八条を次のように改正する。

1 1から14まで以外の部分中「第二十六条の規定が適用される場合を除くほか、」を削る。

2 8を次のように改める。

8 9を次のように改める。

け、これらの機関の付託事項を定め、及びそれらの機関が与えられた任務を遂行するために必要な権限を付与すること。総会は、補助機関の構成員を任命するに当たり、構成員の衡平な地理的配分及び最も多量の拠出金が受け取られている締約国が適切に代表されることを確保するように努めるものとする。総会の手続規則は、補助機関の作業について準用することができる。

10中「理事会」を削る。
11中「理事会」を削る。
12を次のように改める。
12 削除

第十九条
千九百七十一年基金条約第十九条を次のように改正する。
1 1を次のように改める。
1 総会の通常会期は、事務局長の招集により毎暦年一回開催する。
2 中「理事会の要請又は」を削る。

第二十条
千九百七十一年基金条約第二十一条の前の見出しを削り、同条から第二十七条までを次のように改める。
第二十一条から第二十七条まで 削除

第二十一条
千九百七十一年基金条約第二十九条を次のように改正する。
1 1を次のように改める。
1 事務局局長は、基金の首席行政官であるものとし、総会の指示に従うことを条件として、この条約、基金の内部規則及び総会によつて与えられる任務を遂行する。
2 (e)中「又は理事会」を削る。
2 (f)中「又は、場合に応じ、理事会」を削る。
2 (g)を次のように改める。
(g) 前暦年における基金の活動についての報告を総会の議長と協議の上作成し、及びこ

れを公表すること。
5 2 (h)中「理事会」を削る。
第二十三条
千九百七十一年基金条約第三十一条中「並びに理事会」を削る。
第二十三条
千九百七十一年基金条約第三十二条を次のように改正する。
1 (a)から(d)まで以外の部分中「及び理事会」を削る。
2 (b)中「及び理事会」を削る。

第二十四条
千九百七十一年基金条約第三十三条を次のように改正する。
1 1を削る。
2 2中「2」を削る。
3 (c)を次のように改める。
(c) 第十八条の規定に基づく補助機関の設置及びその関連事項
第二十五条
千九百七十一年基金条約第三十五条を次のように改める。
第三十五条
この条約の効力発生の日の後に生ずる事故に關し第四十条の規定に基づいて行われる補償の請求は、その効力発生の日の後百二十日目の日前に基金に対して行うことができない。

第二十六条
千九百七十一年基金条約第三十六条の次に次の四条を加える。
第三十六条之二
この条約が効力を生ずる日から千九百七十一年基金条約を改正する千九百九十二年の議定書第三十一条に規定する廃棄が効力を生ずる日までの期間(以下「経過期間」という。)において、次の(a)から(d)までの経過規定を適用する。
(a) 第二条1(a)の規定の適用に当たり、「千九百九十二年責任条約」というときは、千九

百六十九年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約(千九百七十六年の議定書によつて改正される前の同条約又は同議定書によつて改正された同条約をいうものとし、以下この条において「千九百六十九年責任条約」という。)及び千九百七十一基金条約を含めていうものとする。

(b) 基金は、事故がこの条約の対象とされている汚染損害を被つた者がその損害につき千九百六十九年責任条約、千九百七十一基金条約及び千九百九十二年責任条約の下で十分かつ適正な賠償又は補償を受けることができないときにのみ、その範囲でその者に對して補償を行う。ただし、基金は、この条約の対象とされている汚染損害に關し、この条約の締約国であるが千九百七十一基金条約の締約国でない国については、その国がこれらの双方の条約の締約国であつたとしても汚染損害を被つた者が十分かつ適正な賠償又は補償を受けることができなかったであろう場合にのみ、その範囲でその者に對して補償を行う。

(c) 第四十条の規定の適用に当たり、基金が支払う補償の総額を決定する上で考慮する金額には、千九百六十九年責任条約に基づいて実際に支払われる賠償額がある場合には当該賠償額、及び千九百七十一基金条約に基づいて実際に支払われる又は支払われたいものとみなされる補償の金額を含めるものとする。

(d) 第九條1の規定は、千九百六十九年責任条約に基づき權利について準用する。
第三十六条之三
1 4の規定に従うことを条件として、一の締約国において一暦年中に受け取られた拠出金について支払われる年次拠出金の合計額は、当該暦年についての千九百七十一基金条約

を改正する千九百九十二年の議定書に基づき年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超えないものとする。
2 第十二條2及び3の規定の適用の結果として、一の締約国における拠出者が一暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十七・五パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額する。

3 いずれかの締約国における拠出者が支払う拠出金が2の規定に基づいて減額される場合には、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金は、当該暦年に基金への拠出をしなければならぬすべての者が支払う拠出金の総額が総会の決定する拠出金の総額に達するように、一定の割合で増額する。
4 1から3までの規定は、すべての締約国において一暦年中に受け取られた拠出金の総量が七億五千万トンに達する日又は千九百九十二年の議定書が効力を生じた日の後五年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

第三十六条之四
この条約の規定にかかわらず、千九百七十一年基金条約及びこの条約の双方が効力を有している期間、次の(a)から(f)までの規定を基金の管理について適用する。
(a) 千九百七十一年基金条約によつて設立された基金(以下「千九百七十一基金」という。)の事務局及びその長である事務局局長は、基金の事務局及び事務局局長として任務を遂行することができる。
(b) 千九百七十一年基金の事務局及び事務局局長が(a)の規定に基づき基金の事務局及び事務局局長として任務を遂行する場合であつて、千九百七十一年基金と基金との間にお

を改正する千九百九十二年の議定書に基づき年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超えないものとする。
2 第十二條2及び3の規定の適用の結果として、一の締約国における拠出者が一暦年に支払う拠出金の合計額が年次拠出金の総額の二十七・五パーセントを超える場合には、当該締約国におけるそれぞれの拠出者が支払う拠出金は、その合計額が当該総額の二十七・五パーセントに等しくなるように、一定の割合で減額する。

3 いずれかの締約国における拠出者が支払う拠出金が2の規定に基づいて減額される場合には、他のすべての締約国における拠出者が支払う拠出金は、当該暦年に基金への拠出をしなければならぬすべての者が支払う拠出金の総額が総会の決定する拠出金の総額に達するように、一定の割合で増額する。
4 1から3までの規定は、すべての締約国において一暦年中に受け取られた拠出金の総量が七億五千万トンに達する日又は千九百九十二年の議定書が効力を生じた日の後五年の期間が満了する日のいずれか早い日まで適用する。

第三十六条之四
この条約の規定にかかわらず、千九百七十一年基金条約及びこの条約の双方が効力を有している期間、次の(a)から(f)までの規定を基金の管理について適用する。
(a) 千九百七十一年基金条約によつて設立された基金(以下「千九百七十一基金」という。)の事務局及びその長である事務局局長は、基金の事務局及び事務局局長として任務を遂行することができる。
(b) 千九百七十一年基金の事務局及び事務局局長が(a)の規定に基づき基金の事務局及び事務局局長として任務を遂行する場合であつて、千九百七十一年基金と基金との間にお

いて利害が異なるときは、基金は、基金の
総会の議長によつて代表される。

(c) 事務局員並びに事務局員が任命する職員
及び専門家がこの条約及び千九百七十一年
基金条約に基づいて任務を遂行する場合に
は、これらの者がこの条約の規定に基づいて
任務を遂行する限り、第三十条の規定に違
反するものとはみなされない。

(d) 基金の総会は、千九百七十一年基金の総
会が行う決定と両立しない決定を行わない
ように努める。管理上の共通の問題につい
て意見の相違が生ずる場合には、基金の総
会は、相互協力の精神に基づき、かつ、双
方の基金の共通の目的に留意し、千九百七
十一年基金の総会と意見の一致に達するよ
うに努める。

(e) 基金は、千九百七十一年基金の総会が千
九百七十一年基金条約第四十四条2の規定
に基づいてその旨の決定を行う場合には、
千九百七十一年基金の権利、義務及び資産
を承継することができる。

(f) 基金は、千九百七十一年基金が基金に代
わつて行う管理上の義務について要するす
べての費用及び経費を負担する。

第三十六条の五 最終規定

千九百七十一年基金条約を改正する千九百九
十二年の議定書第二十八条から第三十九条まで
の規定をこの条約の最終規定とする。この条約
において「締約国」というときは、同議定書の締
約国をいうものとする。

第二十七条

1 千九百七十一年基金条約及びこの議定書は、
この議定書の締約国の間において、単一の文書
として一括して読まれ、かつ、解釈されるもの
とする。

2 この議定書によつて改正された千九百七十
一年基金条約第一条から第三十六条の五までの規
定は、千九百九十二年の油による汚染損害の補

償のための国際基金の設立に関する国際条約
(千九百九十二年基金条約)と称するものとす
る。

最終規定

第二十八条 署名、批准、受諾、承認及
び加入

1 この議定書は、千九百九十三年一月十五日か
ら千九百九十四年一月十四日まで、ロンドンに
おいて、千九百九十二年責任条約に署名した国
による署名のために開放しておく。

2 4の規定に従うことを条件として、この議定
書は、これに署名した国によつて批准され、受
諾され又は承認されなければならない。

3 4の規定に従うことを条件として、この議定
書は、これに署名しなかつた国による加入のた
めに開放しておく。

4 千九百九十二年責任条約を批准し、受諾し若
しくは承認し又はこれに加入している国のみ
が、この議定書を批准し、受諾し若しくは承認
し又はこれに加入することができる。

5 批准、受諾、承認又は加入は、そのための正
式の文書を機関の事務局員に寄託することに
よつて行う。

6 この議定書の締約国であるが千九百七十一年
基金条約の締約国でない国は、この議定書の他
の締約国との関係においては、この議定書によ
つて改正された同条約によつて拘束されるが、同
条約の締約国との関係においては同条約によ
つて拘束されない。

7 この議定書によつて改正された千九百七十
一年基金条約によつてその後改正が行われた場合
には、当該その後の改正が効力を生じた後に寄
託される批准書、受諾書、承認書又は加入書
は、この議定書によつて改正され、かつ、当該
その後の改正が行われた同条約に係るものとみ
なす。

第二十九条 提出油に関する通知

1 いずれの国も、この議定書が当該国について

効力を生ずる前は、前条6に規定する文書を寄
託する時及びその後毎年機関の事務局員が決定
する日に、同事務局員に対し、当該国に關しこ
の議定書によつて改正された千九百七十一年基
金条約第十条の規定に従い基金への提出をしな
ければならないであらう者の氏名又は名称及び
住所を通知し、並びにその者が前暦年中に当該
国の領域内で受け取った提出油の量に関する資
料を送付する。

2 事務局員は、経過期間中毎年機関の事務局員
に対し、締約国に代わり、この議定書によつて
改正された千九百七十一年基金条約第十条の規
定に従い基金への提出をしなければならない者
が受け取った提出油の量に関する資料を送付す
る。

第三十条 効力発生
1 この議定書は、次の(a)及び(b)の要件が満たさ
れた日の後十二箇月で効力を生ずる。
(a) 少なくとも八の国が批准書、受諾書、承認
書又は加入書を機関の事務局員に寄託するこ
と。

(b) 機関の事務局員が、前条の規定に基づき、
この議定書によつて改正された千九百七十
一年基金条約第十条の規定に従つて提出をしな
ければならないであらう者が前暦年中に総量
において少なくとも四億五千万トンの提出油
を受け取った旨の情報を受領すること。

2 もっとも、この議定書は、千九百九十二年責
任条約の効力発生前に効力を生ずることはな
い。

3 この議定書は、1に規定する効力発生の要件
が満たされた後にこれを批准し、受諾し若しく
は承認し又はこれに加入する国については、そ
の国が該当する文書を寄託した日の後十二箇月
で効力を生ずる。

4 いずれの国も、この議定書の批准書、受諾
書、承認書又は加入書の寄託の際に、これらの
文書がこの条の規定の適用上次条に規定する六

箇月の期間の満了の時まで効力を有しないこと
を宣言することができる。

5 4の規定に基づいて宣言を行った国は、機関
の事務局員にあつた通告により、いつでもその
宣言を撤回することができる。撤回は、通告が
受領された日に効力を生ずるものとし、また、
撤回を行った国は、その撤回が効力を生じた日
にこの議定書の批准書、受諾書、承認書又は加
入書を寄託したものとみなされる。

6 千九百六十九年責任条約を改正する千九百九
十二年の議定書第十三条2の規定に基づいて宣
言を行った国は、4の規定に基づいて宣言を
行ったものとみなされる。同条2の規定に基づ
く宣言の撤回は、5の規定に基づく宣言の撤回
とみなされる。

第三十一条

千九百六十九年責任条約及
び千九百七十一年基金条約
の廃棄

前条の規定に従うことを条件として、この議定
書の締約国及び批准書、受諾書、承認書又は加入
書(これらの文書について同条4の規定の適用が
あるかないかを問わない。)を寄託した国は、千九
百七十一年基金条約及び千九百六十九年責任条約
の締約国である場合には、次の(a)及び(b)の要件が
満たされた日の後六箇月の期間内に、その六箇月
の期間の満了の後十二箇月で効力が生ずるよう
に、これらの条約を廃棄しなければならない。

(a) 少なくとも八の国がこの議定書の締約国と
なり又は批准書、受諾書、承認書若しくは加
入書(これらの文書について前条4の規定の
適用があるかないかを問わない。)を機関の事
務局員に寄託すること。

(b) 機関の事務局員が、第二十九条の規定に基
づき、この議定書によつて改正された千九百七
十一年基金条約第十条の規定に従つて提出を
しなければならない者又は提出をしなければ
ならないであらう者が前暦年中に総量におい

て少なくとも七億五千万トンの提出油を受け
取った旨の情報を受領すること。

第三十二条 改正

1 機関は、千九百九十二年基金条約の改正のた
めの会議を招集することができる。

2 機関は、すべての締約国の三分の一以上から
の要請がある場合には、千九百九十二年基金条
約の改正のための締約国会議を招集する。

第三十三条 補償の限度額の改正

1 事務局長は、締約国の少なくとも四分の一の
要請がある場合には、この議定書によって改正
された千九百七十二年基金条約第四十四条に規定
する補償の限度額の改正案を機関のすべての加
盟国及びすべての締約国に送付する。

2 1の規定により提案されかつ送付された改正
案は、送付された日の後六箇月目の日以後に行
われる審議のため機関の法律委員会に付託す
る。

3 この議定書によって改正された千九百七十
一年基金条約のすべての締約国は、機関の加盟国
であるかないかを問わず、改正案の審議及び採
択のため法律委員会の審議に参加する権利を有
する。

4 改正案は、3の規定により拡大された法律委
員会に出席しかつ投票する締約国の三分の二以
上の多数による議決で採択する。ただし、投票
の際に締約国の少なくとも二分の一が出席して
いることを条件とする。

5 法律委員会は、限度額の改正案について決定
を行う場合には、事故の経験、特にそれらの事
故によって生じた損害の額及び貨幣価値の変動
を考慮する。法律委員会は、また、この議定書
によって改正された千九百七十二年基金条約第
四十四条に規定する限度額と千九百九十二年の油
による汚染損害についての民事責任に関する国
際条約第五十一条に規定する限度額との関係を考
慮する。

6 (a) この条の規定に基づいて行われる限度額の

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約を改正する千九百九十二年の議定書
の締結について承認を求めるの件及び同報告書

改正は、千九百九十八年一月十五日前に審議
することはできず、また、この条の規定に基
づいて先に行われた改正が効力を生じた日か
ら五年を経過する時まで審議することはでき
ない。この条の規定に基づき改正は、この議
定書が効力を生ずる前に審議することはでき
ない。

(b) 限度額については、この議定書によって改
正された千九百七十二年基金条約に定める限
度額につき千九百九十三年一月十五日から年
六パーセントの複利による計算をして得た増
額分と当該限度額との合計額を超えるような
引上げを行うことはできない。

(c) 限度額については、この議定書によって改
正された千九百七十二年基金条約に定める限
度額に三を乗じた額を超えるような引上げを
行うことはできない。

7 機関は、4の規定に従って採択された改正を
すべての締約国に通告する。改正は、通告の日
の後十八箇月の期間が満了した時に受諾され
たものとみなされる。ただし、その期間内に、法
律委員会における改正の採択の時に締約国で
あった国の四分の一以上が機関に対しその改正
を受諾しない旨の通知を行った場合には、その
改正は、受諾されず、効力を生じない。

8 7の規定により受諾されたものとみなされる
改正は、その受諾の後十八箇月で効力を生ず
る。

9 すべての締約国は、改正が効力を生ずる日の
少なくとも六箇月前に次条1及び2の規定に基
づいてこの議定書を廃棄しない限り、その改正
によって拘束される。その廃棄は、その改正が
効力を生ずる時に効力を生ずる。

10 法律委員会が改正を採択した後受諾のための
十八箇月の期間が満了するまでの間にこの議定
書の締約国となった国は、その改正が効力を生
ずる場合には、その改正によって拘束される。
その期間が満了した後に締約国となる国は、7

の規定により受諾された改正によって拘束され
る。これらの場合において、当該国は、改正が
効力を生ずる時に、又はこの議定書が当該国に
ついて効力を生ずる時がそれよりも遅いときは
その時に、その改正によって拘束される。

第三十四条 廃棄

1 締約国は、この議定書が自国について効力を
生じた日の後は、いつでもこれを廃棄すること
ができる。

2 廃棄は、機関の事務局長に廃棄書を寄託する
ことによって行う。

3 廃棄は、機関の事務局長への廃棄書の寄託の
後十二箇月で、又は廃棄書に明記するこれより
も長い期間の後に、効力を生ずる。

4 千九百九十二年責任条約の廃棄は、この議定
書の廃棄とみなす。その廃棄は、千九百六十九
年責任条約を改正する千九百九十二年の議定書
の廃棄が同議定書第十六条の規定に従って効力
を生ずる日に効力を生ずる。

5 第三十一条の規定によって要求される千九百
七十二年基金条約及び千九百六十九年責任条約
の廃棄を行わなかったこの議定書の締約国は、
同条に規定する六箇月の期間の満了の後十二箇
月で効力が生ずるようにこの議定書を廃棄した
ものとみなす。同条に規定する廃棄が効力を生
じた日以後においては、千九百六十九年責任条
約の批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託
することの議定書の締約国は、その寄託により同
条約が効力を生ずる日に効力が生ずるようにこ
の議定書を廃棄したものとみなす。

6 この議定書のいずれかの締約国が千九百七十
一年基金条約第四十一条の規定に基づいて行う
同条約の廃棄は、この議定書の締約国の間にお
いては、いかなる場合にも、この議定書によっ
て改正された千九百七十二年基金条約の廃棄と
解してはならない。

7 いずれかの締約国がこの条の規定に基づいて
この議定書の廃棄を行った場合においても、こ

の議定書によって改正された千九百七十二年基
金条約第十二条2(b)にいう事故でその廃棄が効
力を生ずる前に生じたものにつきこの議定書に
よって改正された同条約第十條の規定に基づい
て提出をする義務に関するこの議定書の規定
は、引き続き適用する。

第三十五条 総会の臨時会期

1 締約国は、いずれかの締約国による廃棄書の
寄託がその結果として残余の締約国に関する提
出金の水準を著しく引き上げることとなると認
める場合には、その寄託の後九十日以内に、事
務局長に対し、総会の臨時会期を招集するよう
要請することができる。事務局長は、その要請
を受領した後六十日以内に総会を招集する。

2 事務局長は、いずれかの締約国による廃棄書
の寄託がその結果として残余の締約国に関する
提出金の水準を著しく引き上げることとなると
認める場合には、自己の発議により、その寄託
の後六十日以内に総会の臨時会期を招集するこ
とができる。

3 1又は2の規定に従って招集された臨時会期
において、総会が、当該廃棄が残余の締約国に關
する提出金の水準を著しく引き上げるものであ
ると決定した場合には、いずれの締約国も、当
該廃棄が効力を生ずる日の百二十日前までに、
この議定書を廃棄することができるとし、
その廃棄は、同じ日に効力を生ずる。

第三十六条 終了

1 この議定書は、締約国の数が三未満になった
日に効力を失う。

2 この議定書が効力を失う日の前日にこの議定
書によって拘束されている締約国は、基金が次
条の任務を遂行することができるようにするた
め必要な措置をとるものとし、その目的のため
にのみ、引き続きこの議定書によって拘束され
る。

第三十七条 基金の清算

1 基金は、この議定書が効力を失う場合にも、

(a) この議定書が効力を失う前に生じた事故に
関する義務を負うものとし、また、
(b) (a)に規定する義務の履行(そのために必要
な基金の管理の経費の支出を含む。)のために
必要な範囲内で提出金の徴収に関する権利を
行使することができる。
総会は、基金の清算のため、基金への提出を
した者の間における残余の資産の公平な方法に
よる分配を含むすべての適当な措置をとる。
3 この条の規定の適用上、基金は、法人として
存続する。

第三十八条 寄託者

1 この議定書及び第三十三条の規定により受託
された改正は、機関の事務局長に寄託する。
2 機関の事務局長は、次のことを行う。
(a) 署名国又は加入国に対して次の事項を通知
すること。
(i) 新たに行われた署名又は文書の寄託及び
その署名又は寄託の日
(ii) 第三十条の規定に基づく宣言及び通告
(同条の規定により行われたものとみなさ
れる宣言及び撤回を含む。)

(iii) この議定書の効力発生の日
(iv) 第三十一条に規定する廃棄を行う必要が
ある期限
(v) 第三十三条1の規定により提案された補
償の限度額の改正案
(vi) 第三十三条4の規定に従って採択された
改正
(vii) 第三十三条7の規定により受託されたも
のとみなされる改正並びにその改正が同条
8及び9の規定により効力を生ずる日
(viii) この議定書の廃棄書の寄託、その寄託の
日及びその廃棄が効力を生ずる日
(ix) 第三十四条5の規定により行われたもの
とみなされる廃棄
(x) この議定書に定めるところにより必要と
される通知

(b) すべての署名国及びこの議定書に加入する
すべての国に対し、この議定書の認証原本を
送付すること。
3 機関の事務局長は、この議定書が効力を生じ
たときは直ちに、国際連合憲章第百二条の規定
に従い、その条約文を登録及び公表のため国際
連合事務局に送付する。

第三十九条 言語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア
語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びス
ペイン語により原本一進を作成する。

千九百九十二年十一月二十七日にロンドンで作
成した。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け
てこの議定書に署名した。

千九百七十一年の油による汚染損害の補償
のための国際基金の設立に関する国際条約
を改正する千九百九十二年の議定書の締結
について承認を求めるの件に関する報告書
一
本件の目的及び要旨
昭和四十四年十一月、「油による汚染損害につ
いての民事責任に関する国際条約」(以下「六十
九年条約」という。)が作成された際に、六十
九年条約に基づいて行われる賠償が不十分である
場合に汚染損害を被った者に対して補足的な補
償を行うこと等を目的とする国際基金を設立す
べきことが決議され、この決議を受けて、政府間
海事協議機関(昭和五十七年に国際海事機関へ
改称)において昭和四十六年十二月に、「油によ
る汚染損害の補償のための国際基金の設立に関
する国際条約」(以下「七十一一年条約」という。)が
作成された。七十一一年条約は、油による汚染損
害の被害者に対し補足的な補償を行うこと等を
目的とする国際基金を設立すること、その財源
は海上輸送の油を受け取る者の提出金とするこ

と等を定めていた。しかし、昭和五十三年三月
にフランスの近海で大型タンカー「アモコ・カ
ジス号」の大規模な油による汚染事故が発生
し、その被害総額が六十九年条約における船舶
の所有者の責任の限度額及び七十一一年条約にお
ける基金による補償の額の合計額を大きく上回
るものとなったため、六十九年条約における責
任の限度額とともに、七十一一年条約における基
金による補償の最高額の見直しが問題となっ
た。このような経緯及び七十一一年条約作成後の
貨幣価値の変動を踏まえ、国際海事機関におい
て七十一一年条約の改正について検討が行われた
結果、平成四年十一月に本議定書が作成され
た。

本議定書は、油による汚染損害の補償のため
の国際基金の設立に関する国際条約の適用範囲
を拡大し、及び同条約における国際基金による
補償の最高額を引き上げるものであり、その主
な内容は次のとおりである。
1 国際基金による補償の額等を表す単位を金
フランから国際通貨基金の定める特別引出権
(SDR)に改めること。
2 地理的適用範囲を領海から締約国の設定す
る二百海里以内の水域等まで拡大すること。
3 国際基金の補償の限度額を現行の九億フラ
ン(一億六千万SDR)から二億SDRに引き上
げること。

なお、本議定書は、少なくとも八の国が批准
書、受託書、承認書又は加入書を国際海事機関
の事務局長に寄託すること及び同事務局長が、
当該国において提出をしなければならぬとい
る者が前暦年中に総量において少なくとも四
億五千万トンの提出金を受け取った旨の情報を
受領することの両要件が満たされた日の後十二
箇月で効力を生ずることになっている。
よって政府は、本議定書の締結について、日
本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基
づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、我が国における
汚染損害の被害者の保護を一層充実させると
も、我が国が世界有数のタンカー保有国及び
石油輸入国である事実にかんがみ汚染損害に係
る国際協力を一層推進する見地から有意義であ
ると認め、本件は承認すべきものと議決した次
第である。
右報告する。

平成六年六月十七日

外務委員長 菅 直人
衆議院議長 土井たか子殿

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法
律案
右の本院提出案を送付する。
平成六年六月二十日
参議院議長 原文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

水源地域対策特別措置法の一部を改正する
法律
水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第
百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて」の下に「ダム貯水池の水質
の汚濁を防止し、又は」を加える。
第五条第一号中「緩和する」を「緩和し、又はダ
ム貯水池の水質の汚濁を防止する」に改める。
第十二条の次に次の二条を加える。
(固定資産税の不均一課税に伴う措置)
第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百
一十六号)第六條第二項の規定により、自治省令
で定める地方公共団体が、水源地域内において
水源地域の活性化に資する事業として自治省令
で定める事業の用に供する設備を新設し、又は
増設した者について、その事業に係る償却資産
又はその事業に係る家屋若しくはその敷地であ
る土地に対する固定資産税に係る不均一の課税

千九百七十一年の油による汚染損害の補償のため
の締結について承認を求めるの件及び同報告書

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案及び同報告書

をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、

地方交付税法昭和二十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(水源地域の活性化のための措置)
第十四条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則
この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(参議院提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、指定ダムに係る整備事業を拡充し、ダム貯水池の水質の汚濁の防止を図るとともに、水源地域の活性化に資するため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 水源地域対策特別措置法の目的に、ダム貯

水池の水質の汚濁を防止することを加える。

2 指定ダムに係る整備事業に、ダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業を加える。

3 地方公共団体が、水源地域内において水源地域の活性化に資する一定の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に係る設備、家屋又は土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合は、三箇年間、その減収額について地方交付税により補てんする。

4 国及び地方公共団体は、水源地域対策特別措置法に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

指定ダムに係る整備事業の内容の充実及び水源地域の活性化を図るための措置として、要当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月二十日

建設委員長 島居 一雄

衆議院議長 土井たか子殿

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月六日

参議院議長 原 文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 特定建築物に係る措置等(第二条—第十一条)

第三章 雑則(第十二条—第十六条)

第四章 罰則(第十七条—第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者が円滑に利用できる建築物の建築の促進のための措置を講ずることにより建築物の質の向上を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第二章 特定建築物に係る措置等

(特定建築物の努力)

第二条 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他の不特定かつ多数の者が利用する政令で定める建築物(建築物の部分を含む。以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(建築物の用途を変更して特定建築物としようとする者を含む。以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段、昇降機、便所その他

り。を高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者(以下単に「高齢者、身体障害者等」という。)が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定建築主の判断の基準となるべき事項)

第三条 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

(指導及び助言並びに指示等)

第四条 都道府県知事は、特定建築物について第二条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築主に対し、前条に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができ。

2 都道府県知事は、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものの特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置が前条に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、特定建築主に対し、その判断の根拠を示して、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関するものについて必要な指示をすることができ。

8 都道府県知事は、前項の規定の施行に必要な

限度において、政令で定めるところにより、特定建築物に対し、特定建築物の設計及び施工に係る事項に關し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(計画の認定)

第五条 特定建築主は、建設省令で定めるところにより、特定建築物の建築及び維持保全の計画を作成し、都道府県知事の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定建築物の位置
二 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積
三 特定建築物に設ける特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項
四 特定建築物の建築の事業に関する資金計画
五 その他建設省令で定める事項

3 都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が第三条に規定する判断の基準となるべき事項に適合し、かつ、前項第四号に規定する資金計画が特定建築物の建築の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、認定(以下「計画の認定」という。)をすることができる。

4 計画の認定の申請をする者は、都道府県知事に対し、当該申請に併せて、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六十一条(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む)第七項において同じ。)の規定による確認の申請書を提出して、当該申請に係る特定建築物の建築の計画が当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に關する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の建築主事の通知(第七項及び第八項において「適合通知」という。)を受けるよう申し出ることができる。

5 前項の申出を受けた都道府県知事は、速やかに当該申出に係る特定建築物の建築の計画を建築主事に通知しなければならない。

6 建築基準法第十八条第三項の規定は、建築主事が前項の通知を受けた場合について準用する。

7 都道府県知事が、適合通知を受けて計画の認定をしたときは、当該計画の認定に係る特定建築物の建築の計画は、建築基準法第六十一条の規定による確認を受けたものとみなす。

8 建築基準法第九十三条及び第九十三条の二の規定は、建築主事が適合通知をする場合について準用する。

(計画の変更)

第六条 計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第七条 都道府県知事は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る特定建築物(以下「認定建築物」という。)の建築又は維持保全の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第八条 都道府県知事は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従つて認定建築物の建築又は維持保全を行つていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消)

第九条 都道府県知事は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

(資金の確保等)

第十条 国及び地方公共団体は、認定建築物の特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようするため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(既存の特定建築物に設ける昇降機についての建築基準法の特例)

第十一条 この法律の施行の際現に存する特定建築物に専ら車いすを使用している者の利用に供する昇降機を設置する場合において、当該昇降機が次に掲げる基準に適合し、特定行政庁(建築基準法第二十三条第二号に規定する特定行政

庁をいう。次項において同じ。)が防火上及び避難上支障がないと認めるときは、当該昇降機については、同法第二十七条第一項、第六十一条及び第六十二条第一項の規定は適用しない。

一 昇降機及び当該昇降機の設置に係る特定建築物の主要構造部分の構造が建設省令で定める安全上及び防火上の基準に適合していること。

二 昇降機の制御方法及びその作動状態の監視方法が建設省令で定める安全上の基準に適合していること。

2 建築基準法第九十三条第一項本文及び第二項の規定は、前項の規定により特定行政庁が防火上及び避難上支障がないと認める場合について準用する。

第三章 雑則

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例)
第十二条 特定施設の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常の床面積よりも著しく大きい建築物で、建設大臣が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保する上で必要と認めて定める基準に適合するものについては、当該建築物を建築基準法第五十二条第六項第一号に規定する建築物とみなして、同項の規定を適用する。

(研究開発の促進のための措置)

第十三条 国は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に資する技術に關する研究開発を促進するため、当該技術に關する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第十四条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第十五条 地方公共団体は、国の施策に準じて高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならない。

(大都市の特例)

第十六条 この法律中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)において、当該指定都市の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に関する規定として指定都市の長に適用があるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

第十七条 第四条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十八条 第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対

しても各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二条の三第二十項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項の表中「第十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項の次に次の一項を加える。

19 指定都市等は、事業所用家屋で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)第六条第一項に規定する認定事業者で政令で定めるものが同法第七条に規定する計画の認定を受けた計画(平成八年三月三十一日までに同法第五条第三項の規定による認定(同法第六条第一項の規定による認定を含む。以下本項において同じ。)を受けたものに限り。))に従つて建築する同法第七条に規定する認定建築物で政令で定めるものに設置される同法第二条に規定する特定施設で政令で定めるものに係るものの新築又は増築に係る新増設事業所床面積(当該特定施設のうちの政令で定める部分に係るものに限る。))に対し

ては、当該新築又は増築が当該計画の認定を受けた計画に係る同法第五条第三項の規定による認定を受けた日から三年を経過する日ま

での間に行われたときに限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、新増設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項、第三十九条第十一項及び第四十条第八項中「附則第三十二条の三第十九項」を「附則第三十二条の三第二十項」に、「第十八項」を「第十九項」に改める。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四十五号中「及びエネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)」を「エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法(平成五年法律第十八号)及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)」に改める。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案 (内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、不特定多数の者が利用する病院、劇場等の公共的性格を有する建築物について、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようその整備の促進を図るため、国による建築主の判断の基準となるべき事項の策定、都道府県知事による指導、国及び地方公共団体による支援のための措置等を講じようとするもので、その主

な内容は次のとおりである。

1 不特定多数の者が利用する建築物(以下「特定建築物」という。)を建築しようとする者(以下「特定建築主」という。)は、出入口、廊下、階段等の施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建設大臣は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進を図るため、特定建築主の判断の基準となるべき事項を定め、公表するものとする。

3 都道府県知事は、特定建築主に対し判断の基準となるべき事項を勘案して特定建築物の設計及び施工に係る事項について必要な指導、助言等を行うことができる。

4 特定建築主は、特定建築物の建築等の計画について都道府県知事の認定を申請し、都道府県知事は、当該計画が判断基準に適合し、かつ、資金計画が適切なものであると認めるときは、計画の認定をすることができる。

5 都道府県知事は、認定を受けた計画に従つて建築物の建築、維持保全が行われるよう、報告の徴収、改善命令、認定の取消し等の措置を講ずることができる。

6 国及び地方公共団体は、認定に係る建築物の整備を図るため、必要な資金の確保等に努めるものとする。

7 既存の特定建築物に車いす使用者のための昇降機を設置する場合において、建築基準法の特例を設ける。

8 廊下、階段、便所等の床面積が高齢者、身体障害者等の円滑な利用を確保するため通常

の床面積よりも著しく大きい一定の建築物について、建築基準法の容積率に係る規定の特例を設ける。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本法案は、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図るための措置として、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成六年六月二十日

建設委員長 鳥居 一雄

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる

特定建築物の建築の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 加齢や障害に伴い日常生活や社会生活に身体上の制限を受けている人々が、特段の不自由を感じることなく円滑に利用することのできる建築物は、すべての人々にとって望ましいものであるという観点に立って、関係者の理解を深めるための措置の充実に努めること。

二 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、将来、この法律において

建築主の判断事項としていた基準が一般的な基準として普及するよう、必要な施策の充実に努めること。

三 建築主の判断の基準の内容については、技術の進歩、要求水準の変化等に応じて適宜見直しに努めること。

四 国及び地方公共団体等の建築物については、既存の建築物についても可能な限り判断基準に適合するよう努めること。

五 特定建築物に対する施策の充実に加えて、生活の基盤となるまち全体が高齢者、障害者や子供にやさしい構造となるよう、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、電線類の地中化等の道路整備、安全で利用しやすい遊び場や公園の整備、公共交通機関の施設・設備の改善等の施策を総合的に推進するとともに、それらの施策の推進のために有効な制度についても検討を進めること。

建築基準法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月六日

衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原 文兵衛

建築基準法の一部を改正する法律

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「若しくは第二項」を「若しくは第四項」に改める。

第二十六条第三号中「特定行政庁が」を削り、

「により」を「に」に、「と認める」を「もの」として建設大臣が定める基準に適合する」に改める。

第五十二条第七項を同条第九項とし、同条第六

項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項、第四項及び第八項、第五十九条第一項及び第三項、第五十九条の二第一項、第六十条第一項、第六十八条の三(第二項第一号イ並びに第三項ただし書及び第二号ロを除く)、第六十八条の四第一項、第六十八条の五第一項、第六十八条の八、第六十八条の九並びに第八十六条第九項に規定する建築物の延べ面積(第五十九条第一項及び第六十八条の九に規定するものについては、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度に係る場合に限る)には、建築物の地階でその天井が地盤面からの高さ一メートル以下にあるものの住宅の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を超え、当該建築物の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一は、算入しないものとする)。

8 前項の地盤面とは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が三メートルを超える場合においては、その高低差三メートル以内の

との平均の高さにおける水平面をいう。
第五十九条の二第一項中「第三項」を「第五項」に改める。

第六十八条の三第三項に次のただし書を加える。
ただし、当該建築物が同条第二項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた同条第一項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

第六十八条の七第五項中「同条第三項」を「同条第五項」に改める。
第六十八条の八中「第五十二條第二項、第六項及び第七項」を「第五十二條第四項、第八項及び第九項」に改める。

第八十六條第一項中「第六項」を「第八項」に改める。
第八十六條の二中「第三項まで」を「第五項まで」に改める。

第九十九條第一項第五号中「第五十二條第一項若しくは第二項」を「第五十二條第一項若しくは第四項」に改め、「第六十二條」を削る。

附 則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十六条第三号の改正規定は公布の日から起算して一月を経過した日から、附則第六項の規定は高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第 号)の施行の日から施行する。

建築基準法の一部を改正する法律案及び同報告書
建築基準法の一部を改正

(特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物に関する経過措置)

2 第二十六条第三号の改正規定の施行前に改正前の建築基準法第二十六条第三号の規定により特定行政庁が避難上及び延焼防止上支障がないと認めた建築物は、改正後の建築基準法第二十六条第三号の建設大臣が定める基準に適合する建築物とみなす。

(平成四年改正法附則によりなおその効力を有する旧法の規定に係る建築物の延べ面積の算定方法)

3 改正後の建築基準法第五十二条第二項及び第三項の規定は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「平成四年改正法」という。附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成四年改正法第二条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。第五十二条第一項(第五号を除く。)、第六十八条の三(ただし書及び第二号を除く。))及び第八十六条第八項に規定する建築物の延べ面積の算定方法について準用する。

4 旧法の一部を次のように改正する。
旧法第六十八条の三に次のただし書を加える。
ただし、当該建築物が建築基準法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)附則第三項において準用する同法による改正後の建築基準法第五十二条第二項及び第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積

を含む当該建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合は、当該建築物がある地域に関する都市計画において定められた第五十二条第一項第三号又は第四号に掲げる数値の一・五倍以下でなければならない。

5 この法律(第二十六条第三号の改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を次のように改正する。
第十二条中「第五十二条第六項第一号」を「第五十二条第八項第一号」に改める。

建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、市街地における合理的な土地利用に対する要請、住宅建築に係る技術開発の進展等にかんがみ、住宅の地階に係る容積率制限の合理化を行うとともに、建築基準法に基づく手続の簡素化を図るため、防火壁の設置免除に関する規定の整備を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建築物の地階で住宅の用途に供する部分の床面積については、当該建築物の住宅の用途に供する部分の床面積の合計の三分の一を限度として延べ面積に算入しないものとする。

2 防火壁の設置を要しない倉庫等の建築物について、特定行政庁の認定を廃止して建設大臣の定める基準に適合することをもって足りることとする。

3 この法律は、1の改正規定は公布の日から起算して二ヶ月を経過した日から施行する。

二 議案の可決理由
本案は、住宅の地階の容積率に関する規制の合理化及び建築基準法に基づく手続の簡素化を図るための措置として、妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成六年六月二十日
建設委員長 島居 一雄
衆議院議長 土井たか子殿

【別紙】
建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 住宅の地下室に係る容積率の制限の合理化については、良好な市街地環境を確保しつつ、ゆとりある住宅の供給を図るための措置であることにかんがみ、敷地の分割が行われる場合等に敷地の狭小化が進行して市街地環境が悪化することのないよう、既成市街地における狭小な宅地の共同化を推進するための施策の充実に努めるとともに、必要に応じて建築物の敷地面積の

最低限度を定めるなど都市計画についても十分配慮すること。

二 住宅の地下室の建築が促進されることに伴い隣接地の建築物に安全上の問題が生じるなど相隣関係上の問題が増加することのないよう、適正な施工の確保について建築行政上十分配慮すること。

三 我が国は、高温多湿の土地が多いことから、住宅の地下室の建築に関し中小工務店等への技術的指導に配慮すること。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月六日
参議院議長 原文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律
特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「五年」を「十年」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。
(地方税法の一部改正)
2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第十一条の四第九項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

附則第三十二條の三の二第十三項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に、「平成五年分」を「平成七年分」に改め、同条第十六項中「平成六年六月三十日」を「平成八年三月三十一日」に改める。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化にかんがみ、引き続き、特定農産加工業の経営の改善を促進するため、本法の有効期間を五年間延長するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

二 議案の可決理由

本案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処し、農産加工業の経営の改善を促進するための措置として妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

農林水産委員長 竹内 猛

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
農産加工業は農業と密接な関連の下で、食料の安定的供給、地域農業の振興及び地域経済の活性化等に重要な役割を果たしている。

しかしながら、自由化の影響がさらに深まる中で、農産物等の輸入が増大することが見込まれるほか、近年における景気の停滞、食料消費の不振、価格競争の激化等により、農産加工業は厳しい事態に直面している。

よって政府は、本法の施行に当たっては、左記事項に十分配慮し、農産加工業の経営改善の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 現下の厳しい諸情勢に対処し、農産加工業の経営基盤を強化し、その振興を図るため、経営構造の改善、組織化・共同化等関係諸施策の一層の充実を努めること。

二 原材料を含む農産加工品の輸入の急増が農産加工業に悪影響を及ぼすことのないよう、秩序ある輸入の確保に努めること。

さらに、原産地表示の徹底等に努めるとともに、関係省庁との密接な連携の下、増加する輸入食品の安全性確保のための体制を整備し、安全・良質な食品の供給、消費者に対する情報提供対策の整備充実を図ること。

三 今後さらに強まる国際化の進展に即応して、対象業種及び関連業種を追加指定する等本制度の適切かつ弾力的運用に努めること。

四 国産加工原料用農産物の安定的供給を図るため、農産加工業のニーズに即した加工適性に優れた品種の開発、普及に努めるとともに、農業の生産性の向上、流通の合理化等による内外価格差の縮小に努めること。

五 食料消費の現状にかんがみ、消費者ニーズに即応した新製品の研究・開発を促進する等農産加工品の一層の消費拡大に努めること。

右決議する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年八月八日

参議院議長 原文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は」を「若しくは」に改め、「年金」の下に「支払をし、又は当該年金のほか、保険約款の定めるところにより、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金」を加える。

第十七条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の終身年金保険は、被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険(以下「介護割増年金付終身年金保険」という。以下のものでなければならぬ。

第二十四条第一項中「含み」の下に「介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては割増年金の額を除き」を加え、「当該」を「当該に」と改め、「及」を「及び」に改め、同条第三項中「次条」を「第二十五条」に改め、同条の次に

次の一条を加える。

第二十四条の二 介護割増年金付終身年金保険の保険契約においては、割増年金の額は、当該保険契約に係る年金の額(前条第一項の規定により年金額を増加させる保険契約にあつては、年金支払事由発生日から始まる一年の期間について支払う年金の額)に相当する額を超えない範囲内において、保険約款の定めるところによる。

第二十八条第一項中「第三者」を「第三者」に改め、「定める」の下に「保険契約をし、介護割増年金付終身年金保険にあつては第三者を被保険者とする」を加える。

第三十八条第二項中「若しくは家族保険」を「家族保険若しくは介護割増年金付終身年金保険」に改め、「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く」を加え、同条第二項中「とき」の下に「特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険又は介護割増年金付終身年金保険の保険契約にあつては、その保険契約の効力発生效后二年を経過するまでの間に被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した場合において、その者について同項の解除の原因たる事実の存するときは除き」を加え、「その期間内」を「その保険契約の効力発生效后二年を経過するまでの間」に改める。

第四十条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、国が被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続した後にその者について前条第一項の解除の原因たる事実の存することによりその保険契約の解除をした場合には、国は、割増年金の支払をする責めに任ぜず、また、既にその割増年金の支払をしたときは、その返還を請求することができる。ただし、保険契約者又は年金受取人において、当該被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことの原因がその告げ又は告げなかつた事実に基づかないことを証明したときは、この限りでない。

第四十六条第一項中「財形貯蓄保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第二項中「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加える。

第四十八条第四項中「第四十条第四項ただし書」を「第四十条第五項ただし書に改め、同条第五項中「第四十条第五項ただし書」を「第四十条第六項ただし書」に改める。

第五十六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

8 介護割増年金付終身年金保険の保険契約(特約に係る部分を除く。)においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したときは、国は、割増年金を支払う責めに任じない。

第五十七条第一項中「又は養老保険」を「養老保険に改め、「除く。」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加え、同項ただし書中「ただ

し」の下に「介護割増年金付終身年金保険」を加え、同条第三項中「終身年金保険」の下に「介護割増年金付終身年金保険を除く。」を加える。

第五十九条第四項ただし書中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改める。

第六十二条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金額の増額(介護割増年金付終身年金保険以外の終身年金保険から介護割増年金付終身年金保険への変更を含む。)

第六十三条中「第五項」を「第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第六十六条第一項中「及び第五項」を「及び第六項」に改める。

第六十九条第三項中「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、「約した年金」の下に「(介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金を除く。)」を加える。

第七十三条第二項中「終身保険」の下に「又は介護割増年金付終身年金保険」を加える。

第八十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「当該年金のうち介護割増年金付終身年金保険の保険契約に係る割増年金以外のものにあつては」を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に効力が発生した終身保険の簡易生命保険契約については、改正後の第三十九条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態が一定期間継続したことにより年金を割り増して支払う終身年金保険の制度を設ける等所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 終身年金保険の制度の改善

(一) 終身年金保険について、被保険者の常時の介護を要する身体障害の状態(以下「特定要介護状態」という。)が一定期間継続したことにより割増年金の支払をすることができようすること。

(二) 被保険者の特定要介護状態が一定期間継続したことにより割増年金を支払うこととする終身年金保険(以下「介護割増年金付終身年金保険」という。)の簡易生命保険契約においては、割増年金の額は、当該簡易生命保険契約に係る年金の額を超えない範囲内において、保険約款の定める額とする。

(三) 介護割増年金付終身年金保険の簡易生命保険契約においては、加入申込み時に被保

険者の健康状態について告知を受けるものとする。

(四) 介護割増年金付終身年金保険の簡易生命保険契約においては、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因として被保険者の特定要介護状態が一定期間継続したときは、割増年金を支払わないものとする。

(五) その他所要の規定の整備をすること。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、介護割増年金付終身年金保険の制度を設ける等所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年六月二十日

通信委員長 高橋 一郎

衆議院議長 土井たか子殿

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の各項について積極的に努めるべきである。

一 人口の高齢化、生活様式の多様化に伴う国民のニーズに的確に対応するため、新商品の開発やサービスの一層の充実、加入限度額の引上げ等簡易生命保険制度の改善を図ること。

一 今後とも、全国の郵便局を通じて、簡易に利用できる生命保険を提供する国営の事業として、国民の経済生活の安定と福祉の増進に努めるとともに、加入者の多様なニーズに対応するため、加入者福祉サービスの一層の充実を図ること。

一 国民の自助努力を支援するため、生命保険及び個人年金に係る税制上の支援措置の充実に努めること。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子殿
参議院議長 原 文兵衛

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律
及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律

(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正)

第一条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号中「国債」の下に「証券取

平成六年六月二十一日 衆議院会議録第二十九号

引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十四号中「国債機関」の下に「(以下この条において「外国政府等」という。)」を、「債券」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。」を加え、同項第十七号中「簡易保険福祉事業団」の下に「(次条において「事業団」という。)」を加え、同項第二十号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第七号及び第十四号に規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)

第三条第六項中「この場合において」の下に「外国債への運用に準用するときは、第三項中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)」とを、「ときは、」の下に「同項及び前項中」を加え、同条第七項中「第一項」の下に「及び次条第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

(運用寄託)

第四条 郵政大臣は、前条第一項に規定するものに運用するほか、第一条の目的と事業団の目的の共通性にかんがみ、事業団に対し、その長期的な観点からの資金の運用に基づく納付金の納付を目的として、事業団が行う運用のための資金を積立金から寄託すること(次項において「運用寄託」という。)ができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により運用寄託をした資金に付する利子については、運用寄託の目的を達成するため、前条第一項第十七号の規定による貸付金の利率に比して低い利率を定めることができる。

3 郵政大臣は、経済情勢その他の事情を勘案して、毎年一回、前項の利率を変更することができる。この場合においては、同項の規定を準用する。

4 郵政大臣は、前二項の規定により利率を定め、又はこれを変更しようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

(簡易保険福祉事業団法の一部改正)

第二条 簡易保険福祉事業団法(昭和二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二号中「借り入れた」を「運用寄託(簡易生命保険の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第四条第一項に規定する運用寄託をいう。)をされた」に改める。

第二十五条の見出しを「(運用寄託金及び借入金)」に改め、同条第一項中「長期借入金」を「運

用寄託金(同号に規定する資金をいう。次項において同じ。)の受入れ」に改め、同条第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定による運用寄託金の受入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならない。

第三十五条第一号中「第二項若しくは第三項ただし書」を「第三項若しくは第四項ただし書」に改める。

附則第十二条を次のように改める。

(運用業務の特例)

第十二条 事業団は、第十九条の規定にかかわらず、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律(平成六年法律第 号)による改正前の第十九条第二号の業務で同法による改正前の第二十五条第一項の規定による長期借入金に係るもの及びこれに附帯する業務を行うことができる。この場合において、第十九条の二中「前条第二号に規定する」とあるのは「前条第二号及び附則第十二条に規定する業務に係る」と、第二十三条の二中「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務」とあるのは「同条第二号の業務及びこれに附帯する業務並びに附則第十二条に規定する業務」と、第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条及び附則第十二条」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

平成六年六月二十一日 衆議院會議録第二十九号

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案及び同報告書 郵便貯金法

七二

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律
及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、参議院送付)に関する
報告書

議案の目的及び要旨

本案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正

(一) 簡易生命保険特別会計の積立金(以下「積立金」という。)の運用範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えること。

(二) 積立金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等又は外国法人の一回に発行する外国債の十分の六を超える割合の引受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととする。

(三) 郵政大臣は、簡易保険福祉事業団(以下「事業団」という。)に対する運用寄託を行うことができることとする。

(四) 郵政大臣は、運用寄託をした資金に付する利子について、事業団に対する貸付金の利率に比して低い利率を定めることができることとする。

(四) 郵政大臣は、経済情勢その他の事情を勘案して、毎年一回、前記の利率を変更することができることとする。

2 簡易保険福祉事業団法の一部改正

(一) 事業団の業務について、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用を同特別会計から運用寄託をされた資金の運用に改めること。

(二) 事業団は、運用寄託金の受入れ後十年以内に当該運用寄託金を簡易生命保険特別会計に返還しなければならないこととする。

(三) 事業団は、簡易生命保険特別会計から借り入れた資金の運用の業務でこの法律の施行前の長期借入金に係るものを行うこと等ができることとする。

(四) その他所要の規定の整備をすること。

3 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、簡易生命保険の加入者の利益の増進を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲を拡大するとともに、簡易保険福祉事業団において、同特別会計から運用寄託をされた資金の運用を行うことができるようにするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成六年六月二十日

通信委員長 高橋 一郎

衆議院議長 土井たか子殿

【別紙】

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律及び簡易保険福祉事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、変化する社会経済環境の中で、簡易生命保険の積立金の一層有利かつ確実な運用による加入者の利益の増進に資するため、為替リスク等の各種リスクに対するヘッジ手法の導入、より効果的な分散投資のための運用対象の多様化、その他の資金運用制度の一層の充実を努めるべきである。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

衆議院議長 土井たか子殿

参議院議長 原 文兵衛

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書を削り、同条第二項中「同項本文」を「同項」に改める。

第十六条第三号中「省令で定める通常郵便貯金の種類の区分」を「通常郵便貯金の種類の区分」として郵政大臣が定めるものに改める。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条(貯金に関する権利の消滅) 第四十条

の第二項の規定により貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしないこととされた通常郵便貯金について、その後十年間の貯金の全部払戻しの請求(同条第二項の規定により貯金の全部払戻しの請求とみなされるものを含む。)がない場合において、貯金原簿所管庁がその預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内になお貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。

第四十条の次に次の一条を加える。

第四十条の二(十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金の取扱い) 十年間貯金の預入及び払戻しがなく、かつ、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求若しくは届出又は第二十二條の規定による通帳若しくは貯金証書の提出がない通常郵便貯金については、第七条第一項第一号の規定にかかわらず、貯金の預入又は一部払戻しの取扱いをしない。

前項に規定する通常郵便貯金について、通帳の再交付に係る請求、印章の変更に係る届出その他省令で定める請求又は届出があつたときは、貯金の全部払戻しの請求があつたものとみなして、省令で定めるところにより貯金を払い渡す。

第四十二條中「第十二條第一項本文の規定により利子を付ける通常郵便貯金のうち政令で定めるもの」を「通常郵便貯金のうちその利率を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第五十一條の二第二項中「第十二條第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「通常郵便貯金のうち郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

うちその経過したとき以後における預金者の利便を勘案して郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

第六十六條の二「及前條」を「第六十六條及び前條第二項」に改め、同條を第六十六條の三とし、第六十六條の次に次の一條を加える。

第六十六條の二(貸付けの更新) 第六十四條の規定による貸付けの貸付期間が満了する場合において、省令で定めるところにより、預金者から当該貸付けの更新の請求及び当該貸付け金の利子に係る債務の弁済(次項において「更新請求等」という。)があつたときは、当該貸付け金の貸付期間が満了する日に、当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済があり、かつ、当該貸付け金と同額の新たな同條の規定による貸付けをしたものとみなす。

前項の規定により預金者が行う更新請求等は、第六十四條の規定による貸付け金及びその利子に係る債務の弁済(同項の規定により当該貸付け金及びその利子に係る債務の弁済とみなされるものを除く。)が行われるまでの間について、政令で定める回数と限度としてすることができるとする。

第六十七條中「債務」の下に「又は第六十六條の二第一項に規定する貸付け金の利子に係る債務」を加える。

第六十八條の三第一項第一号中「国債」の下に「(証券取引所が、定款の定めるところにより、国債について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)」を加え、同項第八号中「国際機関」の下に「(以下この条において「外国政府等」という。)」を、

「債券」の下に「証券取引所が、定款の定めるところにより、外国政府の発行する債券について、債券先物取引のため、利率、償還の期限その他の条件を標準化して設定した標準物を含む。)」を加え、同項第十四号中「外国政府、外国の地方公共団体、国際機関」を「外国政府等」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 債券オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(第一号及び第八号に規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利又はこれに類する権利であつて、政令で定めるものをいう。)

第六十八條の三第五項中「この場合において」の下に「外国債への運用に準用するときは、第二項中「割合」とあるのは「割合(外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債に運用する場合にあつては、一の外国政府等又は外国法人の発行する外国債の十分の五を超える割合)」を加え、「これらの規定を」と同項及び前項に、「とあるのは、」を」とあるのは」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第六十八條の三の改正規定及び次條の規定 公布の日
- 二 第十二條、第十六條、第四十二條及び第五十一條の二の改正規定並びに附則第五條の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第六十六條の二の改正規定、同條を第六十六條の三とし、第六十六條の次に一條を加える改正規定及び第六十七條の改正規定並びに附則第四條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

三 第二十九條の改正規定及び第四十條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條の規定 平成七年四月一日

第二條 郵政大臣は、前條第二号に掲げる改正規定の施行の日又は同條第四号に掲げる改正規定の施行の日前においても、それぞれ改正後の郵便貯金法第十二條第一項又は第六十六條の二第二項の政令の制定又は改正のために郵便貯金法第十二條第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

第三條 平成七年二月一日から附則第一條第三号に掲げる改正規定の施行の日(以下この条において「一部施行日」という。)の前日までに改正前の郵便貯金法第二十九條第一項の規定により発した催告に係る郵便貯金であつて、同日までに通報若しくは貯金証書の提出(これを亡失した場合)には、郵便貯金法第十八條の規定による再交付の請求。以下この条において「通報の提出等」という。)又は貯金の処分の請求がなかつたものについては、なお従前の例による。ただし、当該貯金については、一部施行日以後、その催告を發した日から二月以内に通報の提出等又は貯金の処分の請求(貯金の全部払戻しの請求を除く。)があつたときは、当該通報の提出等又は貯金の処分の請求があつた日の翌日から、改正後の郵便貯金法第二十九條及び第四十條の二の規定を適用する。

第四條 改正後の郵便貯金法第六十六條の二及び第六十七條の規定は、附則第一條第四号に掲げる改正規定の施行の日前にされた郵便貯金法第六十四條の規定による貸付けについても適用があるものとする。

第五條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律の一部改正

第六條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「第十二條第一項ただし書に規定する通常郵便貯金」を「第七條第一項第一号に規定する通常郵便貯金のうち郵政大臣が定める種類のもの」に改める。

郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、長期間払戻しの請求等がない郵便貯金についての取扱いを合理化し、郵便貯金を担保とする貸付けの更新の制度を設け、及び郵便

貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 すべての通常郵便貯金の利率について政令で定めるところにより市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとする。

2 十年間預入、払戻し等のない通常郵便貯金については、預入又は一部払戻しの取扱いをしないで全部払戻しのみを取扱いをすることとし、当該取扱いをすることとされた貯金について、その後十年間全部払戻しの請求がない場合において、預金者に対し貯金の処分をすべき旨を催告し、その催告を発した日から二月以内に貯金の処分の請求がないときは、その貯金に関する預金者の権利は消滅することとする。

3 預金者貸付金について、貸付期間が満了する場合において、政令で定める回数を超えて貸付金の更新ができるようにするとともに、当該政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、審議会に諮問しなければならぬこととする。

4 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、国債及び外国政府の発行する債券に係る標準物並びに債券オプションを加えるとともに、同資金を外国債に運用する場合において、外国政府等の発行する外国債その他外国法人の発行する政令で定める外国債については、一の外国政府等又は外国法人の一回に発行する外国債の十分の六を超える割合の引受け等を行ってはならないとする規定を準用しないこととする。

5 その他所要の規定の整備をすること。

6 施行期日等

(一) 4に係る改正規定及び(二)に係る規定は公布の日から、1に係る改正規定及び(四)に係る規定は公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から、

2に係る改正規定及び(三)に係る規定は平成七年四月一日から、3に係る改正規定及び(四)に係る規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) 郵政大臣は、1又は3に係る改正規定の施行の日前においても、それぞれ1又は3の政令の制定又は改正のために郵便貯金法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができることとする。

(三) 2に係る改正に關し、所要の経過措置を設けること。

(四) 3に係る改正に關し、所要の経過措置を設けること。

(五) 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に關する法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、すべての通常郵便貯金の利率について市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとする等所要の改正を行おうとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成六年六月二十日

通信委員長 高橋 一郎

衆議院議長 土井たか子殿

(別紙)

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、郵便貯金事業をめぐる諸情勢に適切に対応するため、次の各項の実現に積極的に努めるべきである。

一 金融自由化が預金者の利益向上を図るためのものであることを踏まえ、郵便貯金金利の決定等においては、預金者がそのメリットを十分享受することとなるよう努めること。

一 多様化する国民生活や長寿福祉社会に対応した商品・サービスの開発等に努めるとともに、預金者貸付制度の更なる改善についても検討すること。

一 地域の振興及び生活環境の整備拡充に資するため、郵便貯金資金を地域に直接還元できるようにするほか、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を図る等資金運用制度の改善・充実に努めること。

一 郵便貯金の権利消滅の防止に一層努めるとともに、なお発生する権利消滅金は本来預金者に払い戻されるべき資金であることにかんがみ、その使途については、預金者の理解が得られる施策に活用するよう検討を進めること。

船員法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

参議院議長 原文兵衛

衆議院議長 土井たか子殿

船員法の一部を改正する法律

船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四条第一項中「一年間」を「初めて六箇月間」に、「その一年」を「その六箇月」に、「次条を「次条第一項又は第二項」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を「同一の事業に属する」に改め、「そのため勤務に従事しない期間」の下に、「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項に規定する育児休業をした期間」を加え、「前項の一年間」を削り、同条第三項中「合計が」の下に「一年当たり」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

船船所有者は、船員が前項の規定により与えられた有給休暇に係る連続した勤務の後に当該同一の事業に属する船舶において一年間連続して勤務に従事したときは、その一年の経過後一年以内にその船員に次条第三項又は第四項の規定による日数の有給休暇を与えなければならない。

第一項ただし書の規定は、前項の場合について準用する。

第七十五条第一項中「有給休暇の日数」を「前条第二項の規定により与えなければならない有給休暇の日数」に、「但し、前条第一項但書」を「ただし、

同条第三項において準用する同条第一項ただし書に改め、同条第二項中「沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船員の」を「第二項に規定する船員に前条第二項の規定により与えなければならない」に、「前項ただし書」を「同項ただし書」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、連続した勤務三箇月を以て十五日とし、連続した勤務三箇月を増すとに五日を加える。ただし、同項ただし書の規定により有給休暇の付与を延期したときは、その延期した期間一箇月を増すとに二日を加える。

沿海区域又は平水区域を航行区域とする船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船員に前条第一項の規定により与えなければならない有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、連続した勤務六箇月について十日とし、連続した勤務三箇月を増すとに三日（同項ただし書に規定する期間については、一箇月を増すとに一日）を加える。

第七十九条の見出しを（適用範囲等）に改め、第七章中同条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 主務大臣は、必要があると認めるときは、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に關し必要な命令を発することができる。

第百二十四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百二十五条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第百二十六条中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百二十七条中「三十万円」を「百万円」に改める。

第百二十八条の二から第百三十三条までの規定中「十万円」を「三十万円」に改める。

第百四十六條第一項中「第六十條第二項」を「沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む船員に關する第六十條第二項」に、「当分の間」を「平成九年三月三十一日までの間は」に、「四十八時間」を「四十四時間」に改め、同条第二項中「週平均四十時間労働制に可及的速やかに移行するため」を削り、「考慮し、当該政令で定める時間が段階的に短縮されるように制定され、及び改正されるものとする」を「考慮して定めるものとする」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（労働時間に関する経過措置）

第二条 海員の平成七年三月三十一日を含む基準労働期間に係る労働時間については、この法律による改正後の船員法（以下「新法」という。）第六十條第二項及び第六十二條第一項（新法第八十八條の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は新法第百四十六條第一項の規定により読み替えて適用する新法第六十條第二項及び第六十二條第一項（次項及び附則第四條第二項において「就替え後の新法第六十條第二項及び第六十二條第一項」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 平成九年三月三十一日においてその労働時間について就替え後の新法第六十條第二項及び第六十二條第一項の規定が適用されている海員の同日を含む基準労働期間に係る労働時間については、新法第六十條第二項及び第六十二條第一項の規定にかかわらず、就替え後の新法第六十條第二項及び第六十二條第一項の規定の例による。

（有給休暇に関する経過措置）

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において施行日前から引き続き同一の事業に属する船舶における勤務に従事している船員（施行日において新法第七十四條第四項の規定により当該勤務に従事した期間とみなされる期間中である船員及び施行日において船舶における勤務が中断している船員を含む。）に關しては、同条第一項から第三項まで並びに新法第七十五條第一項及び第二項の規定は、これらの船員のうち、同一の事業に属する船舶において初めて一年間連続して勤務に従事することとなる日が、施行日以後の日を初日として同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務に従事した日後である船員（以下この項において「新法適用船員」という。）について適用し、その他の船員については、なお従前の例による。この場合において、新法適用船員に係る新法第七十四條第一項及び第二項並びに第七十五條第一項及び第二項の規定の適用については、新法第七十四條第一項中「初めて」とあるのは「船員法の一部を改正する法律（平成六年法律

第 号。以下この条及び次条において「平成六年改正法」という。）の施行の日以後の日を初日として初めて」と、「次条第一項又は第二項」とあるのは「平成六年改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用する次条第一項又は第二項」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、新法第七十五條第一項中「十五日」とあるのは「十五日」とし、平成六年改正法の施行の日以後の日を初日として初めて六箇月間連続して勤務に従事した日までの連続して勤務に従事した期間からその六箇月を控除した期間（一箇月未満の端数があるときは、これを切り捨てた期間。次項において「先行勤務期間」という。）一箇月について二日を加え」と、「同項ただし書」とあるのは「前条第一項ただし書」と、同条第二項中「前項」とあるのは「平成六年改正法附則第三條第一項の規定により読み替えて適用する前項」と、「十日」とし「とあるのは「十日」とし、先行勤務期間一箇月について一日を加え」とする。

2 施行日前の育児休業等に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二條第一項に規定する育児休業をした期間については、新法第七十四條第四項の規定は、適用しない。

（罰則に關する経過措置）

第四条 附則第二條第一項及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第二條第二項の規定により就替え後の新法第六十條第二項及び第六十二條第一項の規定

の例によることとされる場合における平成九年四月一日以後にした行為に対する罰則の適用については、同日以後も、なお従前の例による。
(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)の一部を次のように改正する。
第七条に次の一項を加える。

5 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」とあるのは、「国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項」とする。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正に伴う経過措置)
第六条 施行日前の国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九十九号)第三条第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法第七十五条の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。
(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第七条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第十条の見出し中「労働基準法」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号)第七十四条第四項の規定の適用については、同項中「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二条第一項」とあるのは、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項」とする。
(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前の地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項に規定する育児休業をした期間については、前条の規定による改正後の同法第十条第二項の規定により読み替えて適用する新法第七十四条第四項の規定は、適用しない。

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員について週平均四十時間労働制に移行するとともに、六箇月間連続して勤務に従事した船員に有給休暇を付与することとするほか、漁船に乗り組む船員の有給休暇に關し所要の規定の整備等を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 海員の週間当たりの労働時間は、平成七年四月一日から、基準労働期間について平均四十時間以内とすることとする。
- 2 沿海区域又は平水区域を航行区域とする総トン数七百トン未満の船舶で国内各港間のみを航海するものに乗り組む海員の週間当た

りの労働時間については、平成九年三月三十一日までの間は、基準労働期間について平均四十四時間以下の範囲内において政令で定めることとする。

3 船舶所有者は、船員が同一の事業に属する船舶において初めて六箇月間連続して勤務に従事したときは、所要の日数の有給休暇をその船員に与えなければならないこととする。

4 運輸大臣は、船員中央労働委員会の決議により、漁船に乗り組む船員の有給休暇に關し必要な命令を発することができるとする。

5 罰金の額の上限を変更することその他所要の改正を行うこととする。

6 この法律は、平成七年四月一日から施行することとする。

7 本法の施行に關し必要な経過措置について定めるほか、所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由
本案は、船員の労働条件をめぐる社会経済情勢の動向にかんがみ、船員のゆとりのある生活の実現等に資するため、船員の週間当たりの労働時間の短縮及び有給休暇の改善を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成六年六月二十日
衆議院議長 土井たか子殿
運輸委員長 井上 一成

〔別紙〕

船員法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき万全の措置を講ずべきである。

一 船員の総労働時間短縮を図るため、なお一層、基準労働期間の短縮に努めるとともに、補償休日労働について、可能な限り休日確保するよう指導を行うこと。

二 労働時間の特例に係る一定の期間の延長、及び時間外労働の労使協定について総労働時間短縮の社会的要請を勘案し、過重労働とならないよう適切な指導を行うこと。

三 漁船船員の有給休暇制度については、その労働実態等を踏まえ、早期に船員法への一元化を含めより一層の改善に努めること。

四 「指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令」の改正に当たっては、法改正の趣旨を踏まえ、本法との格差是正に努めること。

五 内航海運の船員の高齢化に伴う人員不足の解消を図るため、海員学校等の体制整備充実等抜本的な対策を講ずるよう努めること。

六 内航海運における船員の労働条件・労働環境の改善を図るため、運賃・用船料の適正化等に努め、内航海運業の一層の健全化を推進すること。

七 十人未満の船員を使用する船舶所有者についても就業規則の整備を図るよう指導すること。

八 船員法の履行確保を推進するため、船員労働監査業務の徹底、必要に応じた船員労働官等の

増員等船員労働行政体制の強化・充実に努めること。

九 労働時間の短縮に向け、船員の年間総労働時間、休日及び有給休暇の付与・取得日数、配乗等の実態を十分把握し、労働条件の改善に努めること。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月八日

参議院議長 原 文兵衛
衆議院議長 土井たか子殿

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の交流の機会を充実させることが、外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することに堪がみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図り、もつて国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際会議等」とは、会議、討論会、講習会その他これらに類する集会（これらに付随して開催される展覧会を含む。）

であつて海外からの相当数の外国人の参加が見込まれるもの並びにこれらに併せて行われる観光旅行その他の外国人のための観光及び交流を目的とする催しをいう。

(基本方針)

第三条 運輸大臣は、国際観光の振興を図るため、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置（以下「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置」という。）を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本的な事項
 - 二 国際会議等の誘致の促進に関する事項
 - 三 国際会議等の開催の円滑化に関する事項
 - 四 国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関する事項
 - 五 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者の養成に関する事項
- その他国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する重要事項
- 3 運輸大臣は、基本方針を作成するに当たっては、あらかじめ、外務大臣、文部大臣及び通商産業大臣の意見を聴かなければならない。
- 4 運輸大臣は、基本方針を定めようとするとき

は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 運輸大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 運輸大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。

(認定)

第四条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められる旨の運輸大臣の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 国際会議施設その他の国際会議等の用に供する運輸省令で定める施設の概要及び規模
 - 二 国際会議等に参加する者の利用に供する宿泊施設その他の運輸省令で定める施設の概要及び規模
 - 三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を実施する体制
 - 四 当該市町村の区域又はその近傍に存在する観光資源の概要
- 第五条 運輸大臣は、前条の規定による認定の申請が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 運輸省令で定める基準に適合する前条第二項第一号に規定する施設が整備されていること又は整備されることが確実であること。

二 国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第三条の登録を受けたホテルその他の前条第二項第二号に規定する施設で運輸省令で定める基準に適合するものが整備されていること又は整備されることが確実であること。

三 専ら国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務として運輸省令で定めるものを実施する機関その他の国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務を適確に遂行するに足りる体制が整備されていること。

四 当該市町村の区域又はその近傍に国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進に資する観光資源が存在すること。

2 運輸大臣は、二以上の市町村から共同して前条第一項の申請があつた場合において、自然的経済的社会的条件からみて、当該市町村の区域において一体として国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが国際観光の振興に特に資すると認められるときは、当該市町村を一体として同項の認定をすることができる。

(認定の公示等)

第六条 運輸大臣は、第四条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

2 第四条第一項の認定を受けた市町村（以下「国際会議観光都市」という。）は、同条第二項各号に掲げる事項に運輸省令で定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(認定の取消し等)

第七条 運輸大臣は、国際会議観光都市が第五条第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。

(国際会議等の誘致を促進するための措置)

第八条 国際観光振興会(以下「振興会」という。)は、国際会議観光都市について、国際会議等の誘致を促進するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 国際会議観光都市に対し、国際会議等の誘致に関する情報を定期的に、又は時宜に応じて提供すること。

二 海外において国際会議観光都市の宣伝を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援するため、必要に応じて、海外における関係機関との連絡調整、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際会議等の開催の円滑化を図るための措置)

第九条 振興会は、国際会議観光都市において開催される運輸省令で定める国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、及び当該国際会議等を主催する者であつてその開催に要する資金の援助を必要とするものに対し、交付金を交付するよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、振興会は、国際会議等の開催の円滑化を図るため、必要に応じて、通訳案内業を営む者、旅行業を営む者その他の

関係者のあつせん、国際会議観光都市以外の市町村において開催される同項の運輸省令で定める国際会議等の開催についての交付金の交付その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(区分経理)
第十二条 振興会は、前条第二号の業務のうち国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務(これに附帯する業務を含む。)に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第十条 振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するため、国際会議等が開催される市町村の区域又はその近傍に存在する観光資源を活用した外国人観光旅客の観光に適する催しの実施に関する情報の提供、助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際観光振興会法の特例)
第十三条 第十一条の規定により振興会の業務が行われる場合には、国際観光振興会法第三十三条及び第三十四条第二項中「この法律」とあるのは「この法律及び国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律」と、同法第四十一条第三号中「第二十四条第一項」とあるのは「第二十四条第一項及び国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律第十一条」とする。

(振興会の業務)
第十一条 振興会は、国際観光振興会法(昭和三十四年法律第三十九号)第二十四条第一項に規定する業務のほか、国際観光の振興を図るため、次の業務を行う。

(国等の援助等)
第十四条 国は、振興会、国際会議観光都市その他の市町村及び国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

一 国際会議等の誘致に関する情報の提供その他の国際会議等の誘致の促進に関する援助を行うこと。

2 地方公共団体は、国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

二 国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付その他の国際会議等の開催の円滑化並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関する援助を行うこと。

3 前二項に定めるもののほか、運輸大臣、振興会、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

三 国際会議等の誘致及びその開催の円滑化に関する業務に従事する者その他の関係者に対する研修を行うこと。

(附則)
附則
施行期日
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四 国際会議等の誘致及び開催に関する調査及び研究を行うこと。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

五 前各号の業務に附帯する業務

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

光旅客の観光の魅力を増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(運輸省設置法の一部改正)

3 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第二項第二十一号の二の次に次の一号を加える。

二十一の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律(平成六年法律第 号)の施行に關すること。

第四十一条第一項第十四号の六の二の次に次の一号を加える。

十四の六の三 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に關する法律の規定に基づき、基本方針を定め、又は国際会議観光都市の認定をすること。

国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国における国際会議等の開催を増加させ、及び国際会議等に伴う観光その他の

交流の機会を充実させることが、外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客と国民との間の交流の促進に資することにかんがみ、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置を講ずることにより、国際観光の振興を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 基本方針

運輸大臣は、国際観光の振興を図るため、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることによる国際観光の振興に関する基本方針を定めなければならないこととする。

2 国際会議観光都市の認定

市町村は、申請により、その区域において国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置を講ずることが、国際観光の振興に特に資すると認められる旨の運輸大臣の認定を受けることができることとする。

3 国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置

(一) 国際観光振興会(以下「振興会」という。)は、国際会議等の誘致を促進するため、国際会議観光都市に対する国際会議等の誘致に関する情報提供及び海外における国際会議観光都市の宣伝を行わなければならないこととするほか、市町村が行う国際会議等の誘致に関する活動を支援するため、必要に応じて海外における関係機関との連絡調整等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(二) 振興会は、国際会議観光都市において開催される一定の国際会議等の開催の円滑化を図るため、寄附金を募集し、さらに、当該国際会議等の主催者に対する交付金の交付その他国際会議等の開催の円滑化を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

(三) 振興会は、国際会議等に参加する外国人観光旅客の観光の魅力を増進するため、情報提供、助言等の措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

4 振興会の業務

振興会の業務として、国際会議等の誘致の促進、開催の円滑化等に関する援助等の業務を追加することとする。

5 国等の援助等

(一) 国は、振興会、国際会議観光都市その他の市町村及び国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等の措置に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(二) 地方公共団体は、国際会議等を主催する者に対し、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

(三) その他運輸大臣、振興会、関係地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、国際会議等の開催の円滑化及び外国人観光旅客の観光の魅力を増進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならないこととする。

6 附則

(一) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(二) この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、運輸省設置法について所要の改正を行うこととする。

二 議案の可決理由

本案は、国際会議等の誘致を促進し、及びその開催の円滑化を図り、並びに外国人観光旅客の観光の魅力を増進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成六年六月二十日

運輸委員長 井上 一成

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院会議録第二十四号(中正誤)

ハ 段行 誤 正

一 二 五 更正 更生

九 二 三 基盤 基礎

三 二 三 がけつ縁 がけつ縁

同 第二十五号(中正誤)

ハ 段行 誤 正

三 一 三 であつて であつて

七 三 末 固定化 固定的

同 第二十八号中正誤

ハ 段行 誤 正

五 一 二 他 他に

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 三〇九円
送料別	九円七角五分